

2010（平成22）年度  
第2期川崎市男女平等推進行動計画  
～かわさき☆かがやきプラン～  
年次報告書

第5期川崎市男女平等推進審議会  
ヒアリング結果報告書

川崎市市民・こども局

## はじめに

少子高齢化の進展に伴う家族形態や地域社会の変化等に応じ、すべての人々が生き生きと安心して暮らす、豊かで活力ある社会を築くため、女性も男性も、すべての個人が、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっています。

川崎市では、2001(平成 13)年に、「男女平等かわさき条例」(以下、「条例」という。)を制定し、2004(平成 16)年に「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」を策定し、2009(平成 21)年には、2013(平成 25)年度までを計画期間とする「第 2 期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」(以下、「第 2 期行動計画」という。)を策定して、「男女平等のまち・かわさき」の実現を目標に、総合的かつ計画的な男女平等施策の推進に努めているところです。

本書は、条例第 9 条に基づく年次報告書であり、2010(平成 22)年度の第 2 期行動計画の実施状況及び今後の課題について取りまとめたものです。

また、第 2 期行動計画のさらなる効果的な推進に向けて、川崎市男女平等推進審議会が、計画の目標に関連した本市の取組の中で、喫緊の課題をテーマとして取り上げ、評価と提言を行いました。

男女平等社会の実現のためには、行政はもちろんのこと、市民の皆様一人ひとりが、男女共同参画を身近な問題として意識し、一体となった取組を推進することがなによりも効果的です。

本書が、男女平等社会の形成の推進について理解を深める一助となれば幸いです。

2011(平成 23)年 12 月

市民・こども局長 山崎 茂

# 目 次

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 第2期川崎市男女平等推進行動計画 体系図 | 1 ページ |
|----------------------|-------|

## I 2010（平成22）年度 第2期川崎市男女平等推進行動計画 ～かわさき☆かがやきプラン～ 年次報告書

|                                |        |
|--------------------------------|--------|
| 1 第2期川崎市男女平等推進行動計画の推進状況について    | 3 ページ  |
| 2 平成22年度進捗状況調査                 |        |
| (1) 調査概要                       | 15 ページ |
| (2) 所管課による基本施策ごとの進捗状況の自己評価について | 16 ページ |
| (3) 男女平等推進に配慮した主な内容〈概要〉        | 18 ページ |
| 3 個別事業の進捗状況について                | 19 ページ |

## II 第5期川崎市男女平等推進審議会 ヒアリング結果報告書

|                    |         |
|--------------------|---------|
| 1 趣旨               | 96 ページ  |
| 2 平成22年度の対象テーマ     | 96 ページ  |
| 3 実施概要             | 96 ページ  |
| 4 結果の取扱い           | 97 ページ  |
| 5 ヒアリング結果による評価と提言  | 98 ページ  |
| 6 個別ヒアリング実施状況      | 105 ページ |
| 7 川崎市男女平等推進審議会について | 116 ページ |

## 【参考資料】

|                |         |
|----------------|---------|
| 平成22年度進捗状況調査様式 | 118 ページ |
| 男女平等かわさき条例     | 120 ページ |

第2期川崎市男女平等推進行動計画 体系図

55の施策

4つの柱

14の基本施策

I 「女性の人権」の確立

1 性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な計画の策定及び推進
- (2) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等をなくすための広報・啓発の推進
- (3) 性に基づく人権侵害防止に向けた相談・救済体制の充実
- (4) 人権オンブズパーソン制度の周知と活用
- (5) 外国人女性に対する必要な支援の推進

2 援助を必要とする女性及び支援団体等への財政的支援を含むさまざまな支援の充実

- (6) ドメスティック・バイオレンス等による被害者及び同伴の子どもへの支援
- (7) ドメスティック・バイオレンス被害者等の援助を必要とする女性に対する保護施設の充実
- (8) ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害を受けた女性に対する生活基盤の確立支援
- (9) 援助を必要とする女性のニーズの把握及び必要な支援の推進

3 性と生殖に関する健康と権利を守るための取組の充実

- (10) 性と生殖に関する健康と権利について学ぶ機会と情報の提供
- (11) 女性専用外来の設置の推進及び市民への情報提供
- (12) 周産期医療の体制の確保

II 仕事と暮らしへの支援

4 安定した就業機会の確保と就業継続の支援

- (13) 女性に対する就業支援の充実
- (14) 事業所における就業に関する男女共同参画の取組への働きかけ
- (15) 市役所における公正な処遇が図られた多様な働き方の推進

5 豊かな生活のための時間と空間の確保への支援

- (16) 生活を豊かにするための情報提供や講習等の充実
- (17) 男女共同参画の視点に配慮した快適に暮らせるまちづくりの推進
- (18) 長時間労働抑制に向けた取組
- (19) 年次有給休暇取得率向上への取組

6 子育てを支える環境の充実

- (20) 事業所における男性の育児休業の取得促進に向けた取組への働きかけ
- (21) 市役所における男性の育児休業取得率向上への取組
- (22) 多様な保育制度及び保育施設の拡充
- (23) 子育てに向けた学習機会及び情報の提供
- (24) 児童・生徒に対する放課後事業の充実

7 介護を支える環境の充実

- (25) 事業所における介護休業の取得促進に向けた取組への働きかけ
- (26) 市役所における介護休業取得率向上への取組
- (27) 利用しやすい介護サービス等の充実

III 学習機会と情報の提供

8 子どもからおとなまで、生涯を通じた教育や学習・研修のための環境の整備

- (28) 学校などにおける男女平等教育の充実
- (29) 市民の男女平等に関する学習・研修への支援
- (30) 事業所における男女平等に関する研修への支援
- (31) 市役所における男女平等意識の醸成

9 地域に根ざした男女平等推進のための啓発・広報活動の充実

- (32) 男女平等についての理解を深めるための取組の推進
- (33) 啓発・広報活動を効果的に推進するための調査の実施
- (34) 市の広報資料における表現の点検

10 市や市民の情報発信・メディア活用に向けた取組の推進

- (35) 市民及び事業者の「情報を読み解き発信する力（メディア・リテラシー）」の向上への支援
- (36) 高度情報通信化による男女の情報格差をなくすための取組の推進

IV 推進体制の充実

11 市民・市民活動団体等との連携の促進

- (37) 「かわさき男女共同参画ネットワーク」の充実
- (38) 市民・市民活動団体等との連携やさまざまなネットワークを活用した男女共同参画の推進
- (39) 男女共同参画に向けた市民・市民活動団体等への支援

12 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- (40) 地域における中心的な役割を担う女性の参画に向けた環境づくり
- (41) 事業所における女性管理職比率向上に向けた取組への働きかけ
- (42) 審議会等への女性の参画促進
- (43) 市役所における管理職等への女性職員登用への取組
- (44) 市役所におけるメンター制を含む女性の人材育成の推進
- (45) 市役所における保育・看護の分野への男性の参加促進
- (46) 新たな分野における男女共同参画の推進

13 行動計画の点検・評価システムの充実

- (47) 男女平等推進の視点からの統計の実施及び公表
- (48) 行動計画に基づく施策の推進状況の点検及び公表
- (49) 市民による評価に対する支援
- (50) 男女平等の実現度合いについての調査の実施及び公表

14 庁内推進体制の充実

- (51) 市のあらゆる計画への男女平等推進の視点の導入
- (52) 男女共同参画推進員の活動の充実
- (53) 男女平等に関する条例、行動計画、施策の普及・啓発
- (54) 男女平等の視点からの不必要な性別表記の削除
- (55) 国や県に対する提言や要望の実施

I            2010（平成22）年度  
川崎市男女平等推進行動計画  
～かわさき☆かがやきプラン～  
年 次 報 告 書

## 1 第2期川崎市男女平等推進行動計画の推進状況について

### 柱-I 「女性の人権」の確立

配偶者等からの暴力であるドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント（以下、「セクハラ」という。）、ストーカー行為や人身取引等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものです。女性に対する暴力の根底には、女性の人権への軽視があることから、女性の人権尊重のため、国は、毎年11月12日～25日には「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、周知啓発活動をしています。

川崎市では2010（平成22）年3月に策定した「川崎市DV被害者支援基本計画」に基づいてDV被害者の相談・保護・自立支援に向けた施策の推進に取り組んでいます。

### 基本施策-1 性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実

#### （1） 「川崎市DV被害者支援基本計画」の推進

DV被害者の救済支援を具体的に推進するために策定された「川崎市DV被害者支援基本計画」に基づき、弁護士会、医師会、民間団体、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、各区保健福祉センター等の関係機関により組織された「川崎市DV被害者支援対策推進会議」を設置し、情報共有・情報交換を行い、効果的な被害者支援のための緊密かつ円滑な連携に努め、被害者保護のための施策の総合的な推進を図りました。また、相談支援・保護支援の充実や一層の資質向上に向け、関係者に対し様々な研修を行いました。

#### （2） DV相談件数及び一時保護件数

|             | 区役所における<br>DV相談件数 | DV保護法に基づ<br>く一時保護件数 | 人権オンブズパーソン<br>におけるDV相談件数 |
|-------------|-------------------|---------------------|--------------------------|
| 2006（H18）年度 | 512 件             | —                   | 40 件                     |
| 2007（H19）年度 | 493 件             | 50 件                | 37 件                     |
| 2008（H20）年度 | 654 件             | 53 件                | 46 件                     |
| 2009（H21）年度 | 633 件             | 72 件                | 50 件                     |
| 2010（H22）年度 | 638 件             | 46 件                | 51 件                     |

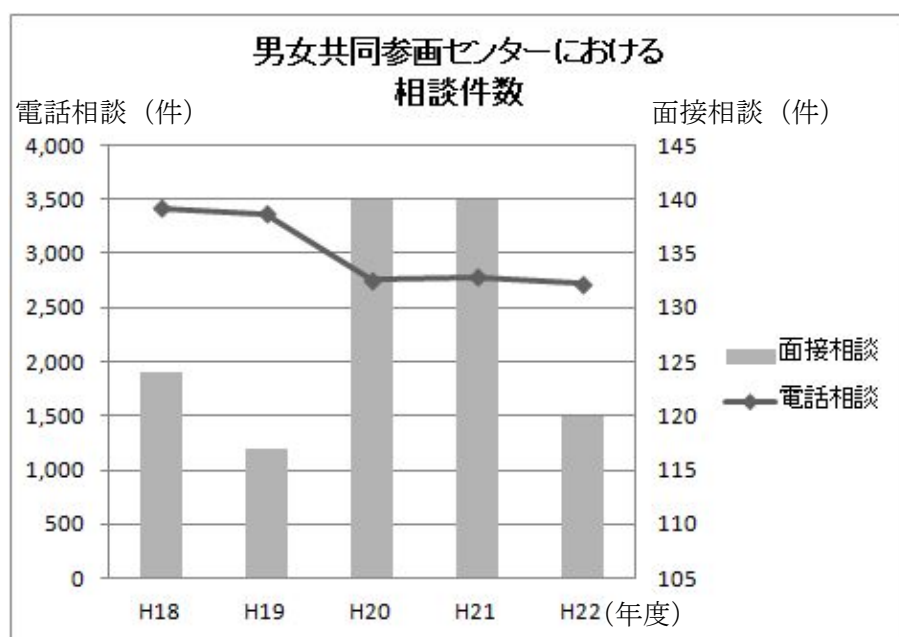
※一時保護件数については2007（H19）年度からの集計  
【市民・こども局こども本部こども福祉課調べ、出典 平成22年度人権オンブズパーソン報告書】

(3) 男女共同参画センターにおける女性のための総合相談件数

|               | 電話相談    | 面接相談  | 合計      | うちDV相談 |
|---------------|---------|-------|---------|--------|
| 2006 (H18) 年度 | 3,420 件 | 124 件 | 3,544 件 | —      |
| 2007 (H19) 年度 | 3,366 件 | 117 件 | 3,483 件 | —      |
| 2008 (H20) 年度 | 2,756 件 | 140 件 | 2,896 件 | 350 件  |
| 2009 (H21) 年度 | 2,787 件 | 140 件 | 2,927 件 | 443 件  |
| 2010 (H22) 年度 | 2,725 件 | 120 件 | 2,845 件 | 470 件  |

※DV相談については2008 (H20) 年度からの集計

【出典 川崎市男女共同参画センター事業概要 2006 (H18) -2011 (H23) 年度】



**基本施策-2 援助を必要とする女性及び支援団体等への財政的支援を含むさまざまな支援の充実**

(1) 市内女性緊急一時保護施設への財政支援の状況

川崎市女性等緊急一時保護施設補助金として、女性等緊急一時保護施設を運営する市内民間団体に1施設あたり100万円を交付しており、2施設、計200万円の補助を行いました。

【市民・こども局こども本部こども福祉課】

(2) DV等の人権侵害を受けた女性に対する支援

- 男女共同参画センターにおいてDV被害者の支援に役立てるために、市民から支援物資の募集を行いました。未使用の衣類や消耗品及び中古の電化製品など、合計1,853点ほどの物資が集まりました。これらの物資を民間の支援団体を通して、DV被害者の方へ提供しました。物資の提供者には、お礼状とDVへの理解促進のための資料を配布しました。

【男女共同参画センター】

- ・女性に対する暴力をはじめとする個人間の暴力や虐待の撲滅・防止を目指す運動のシンボルであるパープルリボンを用いて、暴力防止のための啓発活動を展開しました。

相談窓口等を掲載したクリアファイルを2,500枚作製し、病院や保育園、幼稚園などを中心に配布し、情報提供に努めました。また、DVの内容や相談窓口の連絡先を掲載したパープルリボンをかたどったしおりを作成し、市内書店、図書館等に配布するとともに、社団法人神奈川県タクシー協会川崎支部の協力のもと、加盟会社36社が所有する計1,525台の車両に設置しました。そのほか、かわさき男女共同参画ネットワーク加盟団体や関係機関等への配布も行い、合計で約7万枚の設置・配布を行いました。

こうした活動により、暴力に関する相談件数が増加するなどの効果をあげました。

【男女共同参画センター】

### **基本施策－3 性と生殖に関する健康と権利を守るための取組の充実**

#### (1) 女性医師による診察に関する情報提供について

市のホームページ「かわさきのお医者さん」(<http://www.qq.city.kawasaki.jp/>)において女性医師がいる医療機関及び女性専門外来のある医療機関の情報提供を行いました。

#### (2) 性と生殖に関する健康と権利に関する講座の実施状況

男女共同参画センターにおいて、健康セミナーを計2回実施しました。10月16日(土)に「本当に知っていますか？乳がんの怖さについて」と題し、いしいクリニック乳腺外科院長石井誠一郎氏を講師に乳がんについての講座を行い、22名(うち男性1名)の参加がありました。また、11月27日(土)に「今から始める、スポーツ&健康～毎日の暮らしの中で無理なく実践できるスポーツと運動について～」というテーマで、日本鋼管病院副院長栗山節郎氏を講師に、ストレッチの実践方法等について講座を行い、20名(うち男性7名)が参加しました。

【出典 川崎市男女共同参画センター事業概要 2011(H23)年度】



## 柱-Ⅱ 仕事と暮らしへの支援

男性も女性もあらゆる世代の人が仕事や家庭生活、地域生活など様々な活動を自分の希望するバランスで展開できる状態が、仕事と暮らしの調和（ワーク・ライフ・バランス）です。しかし、男女ともに「仕事」と「家庭生活」をバランスよく行いたいと希望していても、現実には男性は「仕事」を優先している人が多く、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、多様な働き方の普及、育児休業取得の促進などに取組んでいく必要があります。また、女性の働き方の希望は、結婚・出産や子どもの年齢とともに変化していますが、出産を機に離職し再就労を希望しても実現できない現状とのギャップが見られます。

### 基本施策－4 安定した就業機会の確保と就業継続の支援

#### （１） 川崎市採用職員の女性比率

|    | 2006 (H18)<br>年度 | 2007 (H19)<br>年度 | 2008 (H20)<br>年度 | 2009 (H21)<br>年度 | 2010 (H22)<br>年度 |
|----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 女性 | 49.1% (182 人)    | 47.7% (205 人)    | 43.1% (276 人)    | 34.0% (214 人)    | 35.6% (245 人)    |
| 男性 | 50.9% (189 人)    | 52.3% (225 人)    | 56.9% (364 人)    | 66.0% (415 人)    | 64.4% (444 人)    |

【出典 川崎市職員の人事に関する統計報告 平成 19 年～23 年】

#### （２） 川崎市の男女別・年齢階級別所定内賃金（月額）

（円）

|    | 18-19<br>歳 | 20-24<br>歳 | 25-29<br>歳 | 30-34<br>歳 | 35-39<br>歳 | 40-44<br>歳 | 45-49<br>歳 | 50-54<br>歳 | 55-59<br>歳 | 60 歳<br>以上 |
|----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 女性 | 180,850    | 202,240    | 232,960    | 296,520    | 292,810    | 306,900    | 336,090    | 310,740    | 300,820    | 219,220    |
| 男性 | 186,630    | 210,850    | 247,020    | 301,140    | 340,420    | 380,250    | 428,810    | 435,250    | 417,140    | 286,350    |

【出典 平成 22 年度版 川崎市労働白書】

### 基本施策－5 豊かな生活のための時間と空間の確保への支援

#### （１） 九都県市合同ワーク・ライフ・バランスキャンペーン実施

ワーク・ライフ・バランス推進のため、九都県市（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）が合同でワーク・ライフ・バランス、定時退社・早期退社の呼びかけなどを実施しました。

また、8 月と 11 月に「ワーク・ライフ・バランスデー」として、一斉定時退庁を実施しました。

#### 市役所におけるワーク・ライフ・バランスデーの実績

| 実施日    | 8 月 11 日        | 11 月 17 日       |
|--------|-----------------|-----------------|
| 定時退庁者数 | 7,812 人 (98.4%) | 7,710 人 (97.1%) |
| 残業者数   | 124 人 (1.6%)    | 234 人 (3.0%)    |

(2) 市役所における職員の年次休暇の取得状況

2010（平成 22）年度 平均取得日数 10.7 日

【総務局人事課調べ】

(3) 川崎市の民間企業・事業所における年次有給休暇の消化状況

(事業所数)

|              | 20%未満 | 20-29% | 30-39% | 40-49% | 50-59% | 60-69% | 70-79% | 80%以上 | 無回答 |
|--------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-----|
| 事業所<br>(778) | 173   | 46     | 147    | 67     | 109    | 66     | 57     | 87    | 26  |

【出典 平成 22 年度版 川崎市労働白書】

## 基本施策－6 子育てを支える環境の充実

(1) 市役所における男性の育児休業取得状況

(配偶者が出産した男性職員に占める育児休業取得者の割合が、2013(平成 25)年度までに 6%となるようめざしています。)

2010（平成 22）年度実績 3.0% （169 人中 5 人）

【総務局人事課調べ】

(2) 子育て支援施設の概況

|                       |               |       | 年度       | 2006 (H18)<br>年度 | 2007 (H19)<br>年度 | 2008 (H20)<br>年度 | 2009 (H21)<br>年度 | 2010 (H22)<br>年度 |
|-----------------------|---------------|-------|----------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 認可保育所<br>(公営・民営)      |               |       | 施設数      | 117              | 123              | 136              | 146              | 162              |
|                       |               |       | 定員       | 11, 590          | 12, 250          | 12, 865          | 13, 785          | 14, 735          |
| 認可外<br>保育施設           | 地域<br>保育園     | 認定保育園 | 施設数      | 45               | 40               | 45               | 45               | 45               |
|                       |               |       | 定員       | 1, 492           | 1, 570           | 1, 492           | 1, 580           | 1, 580           |
|                       | その他の<br>地域保育園 | 施設数   | 64       | 60               | 64               | 70               | 71               |                  |
|                       |               |       | 施設数      | 17               | 17               | 17               | 14               | 14               |
|                       | おなかま保育室       |       | 定員       | 390              | 390              | 390              | 345              | 345              |
| 家庭保育福祉員<br>(保育ママ) の概数 |               |       | 福祉員数     | 13               | 12               | 12               | 14               | 19               |
|                       |               |       | 年間延受託児童数 | 408              | 426              | 485              | 619              | 791              |
| わくわくプラザの<br>利用状況      |               |       | 設置数      | 114              | 114              | 115              | 114              | 113              |
|                       |               |       | 在校児童数    | 67, 033          | 68, 072          | 69, 122          | 69, 996          | 70, 059          |
|                       |               |       | 登録児童数    | 28, 951          | 30, 443          | 31, 067          | 30, 509          | 30, 425          |
|                       |               |       | 登録率      | 43. 20%          | 44. 70%          | 44. 90%          | 43. 60%          | 43. 43%          |

※ 川崎市では認可外保育施設の名称として「地域保育園」を使用している。

※ 「認定保育園」とは、地域保育園のうち一定の基準をクリアし、待機児童対策の一翼を担う施設として、運営費の一部を市が援助している。

※ 認可保育所、認可外保育施設、保育ママの統計の出所は市民・こども局こども本部保育課である。

※ 施設数等は、2010（H22）年度末現在の数値である。

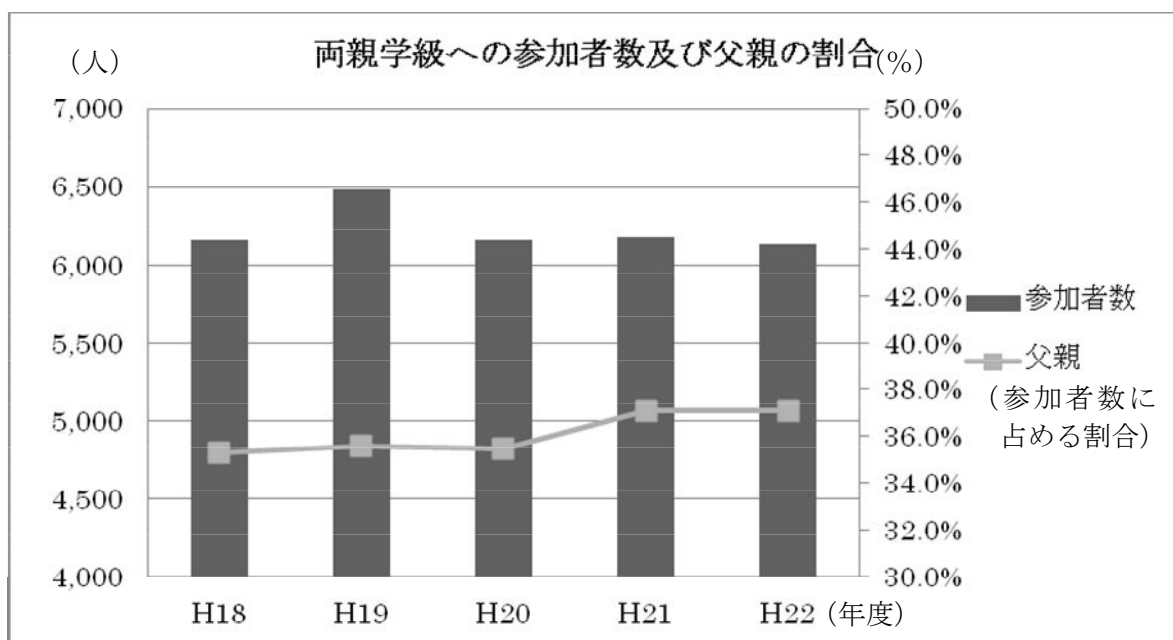
※ わくわくプラザの利用状況の出所は市民・こども局こども本部青少年育成課である。

### (3) 各区保健福祉センター 両親学級

各区保健福祉センターでは、初めて出産する方とそのパートナーを対象に妊娠・出産・子育てに必要な知識を学ぶことができる両親学級を開催しています。

|        |      | 2006 (H18)<br>年度 | 2007 (H19)<br>年度 | 2008 (H20)<br>年度 | 2009 (H21)<br>年度 | 2010 (H22)<br>年度 |
|--------|------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 開設回数   |      | 106 回            | 102 回            | 114 回            | 129 回            | 102 回            |
| 開設延日数  |      | 280 日            | 277 日            | 265 日            | 268 日            | 273 日            |
| 参加者数   | 総数   | 6,158 人          | 6,484 人          | 6,156 人          | 6,174 人          | 6,127 人          |
|        | うち父親 | 2,172 人          | 2,306 人          | 2,187 人          | 2,291 人          | 2,215 人          |
| 受講者延べ数 |      | 12,268 人         | 13,360 人         | 13,063 人         | 13,024 人         | 12,486 人         |

【出典 川崎市福祉年報 2006 (H18) - 2010 (H22) 年度版】



## 基本施策－7 介護を支える環境の充実

### (1) 市役所における介護休業取得者の男女別割合

|    | 2006 (H18) 年度 | 2007 (H19) 年度 | 2008 (H20) 年度 | 2009 (H21) 年度 | 2010 (H22) 年度 |
|----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 女性 | 67.9% (19 人)  | 57.1% (8 人)   | 66.7% (4 人)   | 75% (6 人)     | 80% (5 人)     |
| 男性 | 32.1% ( 9 人)  | 42.9% (6 人)   | 33.3% (2 人)   | 25% (2 人)     | 20% (1 人)     |

※介護休業取得率＝男女別の取得者数／総取得者数×100 【総務局人事課調べ】

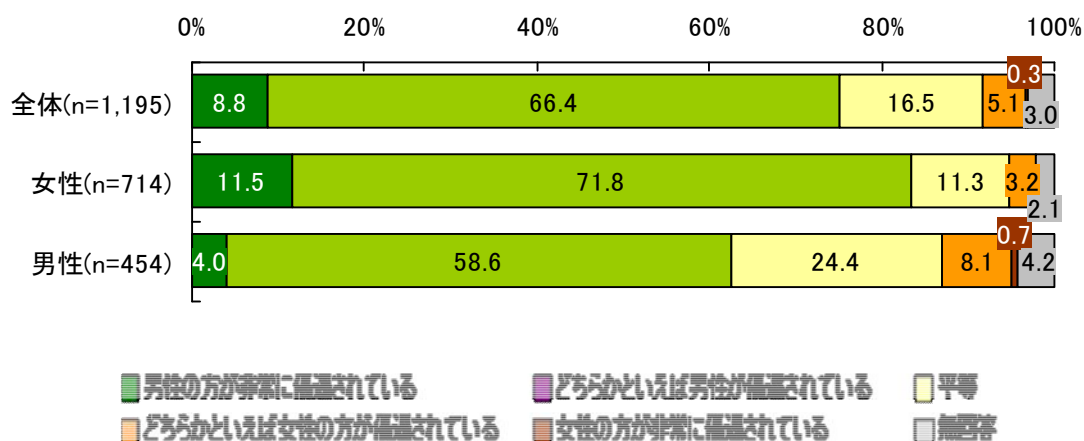
## 柱-Ⅲ 学習機会と情報の提供

職業生活や社会参加において男女が対等な構成員であること、男女が相互に協力して家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことなど、男女平等を推進し、多様な選択を可能にする教育や学習を男女共同参画センターを中心に実施しています。

また、メディアにおける女性の人権を尊重した表現の推進に向け、性別に基づく固定観念にとられない、多様なメディアによる情報発信に取り組んでいます。

### 男女の平等感(社会全体)

『かわさきの男女共同参画データブック』によると、2010 年に行われた男女共同参画に関するアンケート調査では、男女平等について「男性優遇」（男性の方が非常に優遇されている＋どちらかといえば男性が優遇されている）と感じている割合は、女性の 83.3%にたいして男性では 62.6%にとどまっています。



【出典 2011(平成 23)年版かわさきの男女共同参画データブック〈概要版〉】

## 基本施策－8 子どもからおとなまで、生涯を通じた教育や学習・研修のための環境の整備

### (1) 男女共同参画センターにおける男女平等推進に関する講座・研修の実施状況

|             |    | 2006(H18)<br>年度 | 2007(H19)<br>年度 | 2008(H20)<br>年度 | 2009(H21)<br>年度 | 2010(H22)<br>年度 |
|-------------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 講座・研修数      |    | 44              | 39              | 61              | 92              | 92              |
| 講座・研修日数     |    | 90              | 80              | 133             | 162             | 141             |
| 参加者<br>延べ人数 | 女性 | 1,117(82.4%)    | 1,058(88.8%)    | 1,456(87.0%)    | 1,787(81.9%)    | 1,680(78.1%)    |
|             | 男性 | 238(17.6%)      | 134(11.2%)      | 218(13.0%)      | 395(18.1%)      | 470(21.9%)      |

【出典 川崎市男女共同参画センター事業概要 2011(H23)年度】

## (2) 男女共同参画センターの施設利用状況

|      | 2006 (H18)<br>年度 | 2007 (H19)<br>年度 | 2008 (H20)<br>年度 | 2009 (H21)<br>年度 | 2010 (H22)<br>年度 |
|------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 利用件数 | 3,996 件          | 4,858 件          | 4,455 件          | 4,594 件          | 4,422 件          |
| 利用者数 | 163,425 人        | 213,591 人        | 117,103 人        | 143,495 人        | 142,042 人        |

【出典 川崎市男女共同参画センター事業概要 2006 (H18) -2011 (H23) 年度】

## 基本施策－9 地域に根ざした男女平等推進のための啓発・広報活動の充実

### (1) 市の広報資料における表現の点検

広報資料の作成において男女の多様なイメージが積極的に取り上げられるよう、「男女平等の視点からの公的広報物作成に関する表現の手引」を配布し、各局（室）区の男女共同参画推進員を通じて周知啓発を行いました。また、庁内の人権に関わる会議や研修会等において、手引きを活用して広報担当職員への普及啓発を行いました。

さらに、広報物作成を業者に委託した場合も同様に、委託業者にガイドラインに沿った作成を説明、依頼するよう周知を行いました。

【市民・こども局人権・男女共同参画室】

### (2) 男女共同参画センターによる出前講座及び出前研修の実施状況

男女共同参画センターでは地域内の事業所や市民グループ、行政機関の要望を受け、男女共同参画に関連する講座や研修を市内各所で実施しました。

|    | 2006 (H18)<br>年度 | 2007 (H19)<br>年度 | 2008 (H20)<br>年度 | 2009 (H21)<br>年度 | 2010 (H22)<br>年度 |
|----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 件数 | 5 件              | 8 件              | 10 件             | 4 件              | 7 件              |

【出典 川崎市男女共同参画センター事業概要 2006 (H18) -2011 (H22) 年度】

## 基本施策－10 市や市民の情報発信・メディア活用に向けた取組の推進

### (1) 市における情報発信の状況

男女平等施策についての取組や情報を、広報紙（神奈川新聞、タウンニュース等）、ラジオ（かわさきFM）、インターネットなど、さまざまな広報媒体を通じて情報提供をしました。市の施策については、川崎市ホームページ内の男女平等施策のページ上で、第2期行動計画や年次報告書等を公表するなどしました。また、男女共同参画センターのホームページでは、施設の紹介のほかに、講座・イベントの案内や相談・支援等についても情報提供を行いました。

2010(平成22)年度 ホームページのアクセス数

|                                                                                                                                               |             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 川崎市男女平等施策のホームページ<br>( <a href="http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/danjo/">http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/danjo/</a> ) | 総計 14,976 件 |
| 男女共同参画センターのホームページ<br>( <a href="http://www.scrum21.or.jp/">http://www.scrum21.or.jp/</a> )                                                    | 総計 35,374 件 |

【市民・こども局人権・男女共同参画室調べ、

出典 川崎市男女共同参画センター事業概要 2011 (H23) 年度】

## 柱-Ⅳ 推進体制の充実

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野において政策・方針決定過程に男女が対等の立場で参画することがきわめて重要です。国は「第3次男女共同参画基本計画」（2010（平成22）年12月閣議決定）において、早急に対応すべき課題の一つとして実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進を挙げています。「2020年30%」の目標を社会全体で共有するとともに、地方自治体における女性の地方公務員の採用・登用等や、審議会等委員への女性の参画に対する取組を積極的に進めるよう要請しています。川崎市では、2013（平成25）年度までに課長級に占める女性の割合を18%とする目標が設定されています。

### 基本施策－11 市民・市民活動団体等との連携の促進

#### （1）「かわさき男女共同参画ネットワーク」における活動状況

- ・市、市民、事業者が連携・協働し男女共同参画に関する意見や情報を交換するため、「かわさき男女共同参画ネットワーク」（44団体）では男女共同参画社会の実現に向けて、様々な分野における多様な主体（市、市民、事業者等）のネットワークによる連携・協働に関する取組を推進しています。
- ・2010（平成22）年度の事業として、市と共催で、「男女平等かわさきフォーラム」を開催しました。「男も女もいきいき輝くまちづくり」と題し、第1部は昭和音楽大学の卒業生によるミニコンサート、第2部は江原由美子氏による講演会の2部構成で行いました。

参加団体（44団体）

（2010[H22]年3月末現在）

- |                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| (1) (社) 川崎市医師会        | (23) 川崎市民生委員児童委員協議会 |
| (2) (社) 川崎市看護協会       | (24) (社) 川崎市薬剤師会    |
| (3) 川崎市工業団体連合会        | (25) (社) 川崎市幼稚園協会   |
| (4) 川崎市子ども会連盟         | (26) 川崎市立高等学校長会     |
| (5) (社) 川崎市歯科医師会      | (27) 川崎市立小学校長会      |
| (6) (財) かわさき市民活動センター  | (28) 川崎市立中学校長会      |
| (7) (福) 川崎市社会福祉協議会    | (29) 川崎市理容協議会       |
| (8) (社) 川崎市獣医師会       | (30) 川崎市レクリエーション連盟  |
| (9) 川崎市柔道整復師会         | (31) 川崎市豊養護学校長会     |
| (10) (財) 川崎市生涯学習財団    | (32) 川崎人権擁護委員協議会    |
| (11) 川崎市商工会議所         | (33) 川崎工業振興倶楽部      |
| (12) (社) 川崎市商店街連合会    | (34) 川崎地域連合         |
| (13) 川崎市鍼灸マッサージ師会     | (35) ガールスカウト川崎市連絡会  |
| (14) (財) 川崎市身体障害者協会   | (36) 国際ソロプチミスト川崎    |
| (15) 川崎市全町内会連合会       | (37) 国際ソロプチミスト川崎・百合 |
| (16) 川崎市総合文化団体連合会     | (38) セレサ川崎農業協同組合    |
| (17) (財) 川崎市体育協会      | (39) 学校法人専修大学       |
| (18) 川崎市地域女性連絡協議会     | (40) 日本映画学校         |
| (19) 川崎市PTA連絡協議会      | (41) 川崎海洋少年団        |
| (20) 川崎市美容連絡協議会       | (42) ボーイスカウト川崎地区協議会 |
| (21) (社) 川崎市病院協会      | (43) 昭和音楽大学         |
| (22) (財) 川崎市母子寡婦福祉協議会 | (44) 田園調布学園大学       |

【市民・子ども局人権・男女共同参画室】

## 基本施策－12 政策・方針決定過程への女性の参画促進

### (1) 市役所における女性の管理職登用状況

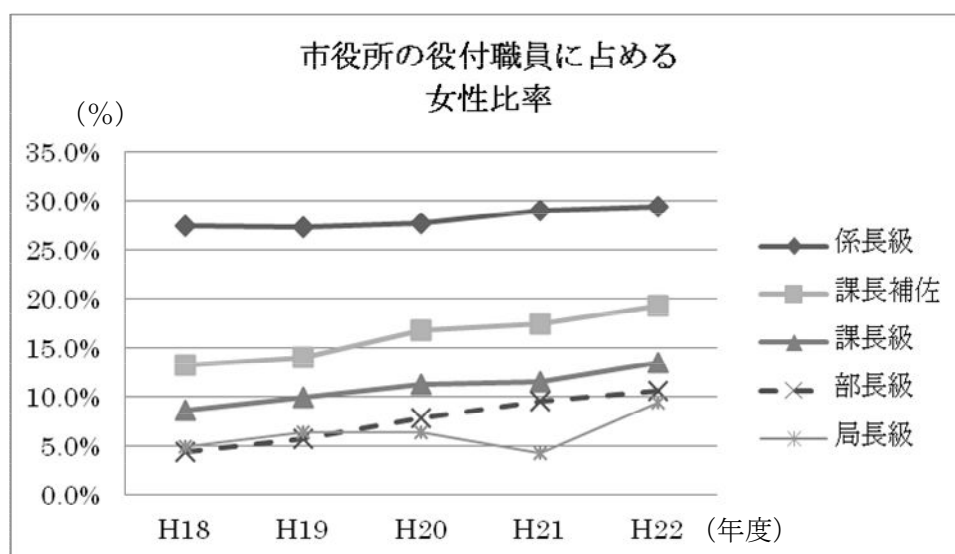
#### ① 市の役付職員に占める女性比率

(2013(平成 25)年度までに、課長級 18%を目標とする。)

(各年 4 月 1 日現在)

|               | 女性職員<br>比率 | 係長級   | 課長補佐<br>(H18 まで<br>副主幹) | 課長級   | 部長級   | 局長級  |
|---------------|------------|-------|-------------------------|-------|-------|------|
| 2006 (H18) 年度 | 33.4%      | 27.5% | 13.3%                   | 8.6%  | 4.4%  | 4.9% |
| 2007 (H19) 年度 | 33.6%      | 27.3% | 14.1%                   | 9.9%  | 5.8%  | 6.4% |
| 2008 (H20) 年度 | 34.0%      | 27.7% | 16.8%                   | 11.3% | 7.8%  | 6.4% |
| 2009 (H21) 年度 | 34.3%      | 29.1% | 17.5%                   | 11.6% | 9.6%  | 4.3% |
| 2010 (H22) 年度 | 34.3%      | 29.4% | 19.3%                   | 13.5% | 10.6% | 9.5% |

※比率＝各役付の女性職員数／各役付職員の総数×100【総務局人事課調べ】



#### ② 女性の管理職登用への取組

係長昇任選考の第 1 次選考は市民サービスになるべく影響のない日曜日に実施しますが、日曜日は閉園している保育園が多くなっていることから、子育て中の職員が受験しやすい環境を提供するため、託児所を設置し、16 人の利用がありました。

【人事委員会事務局任用課】

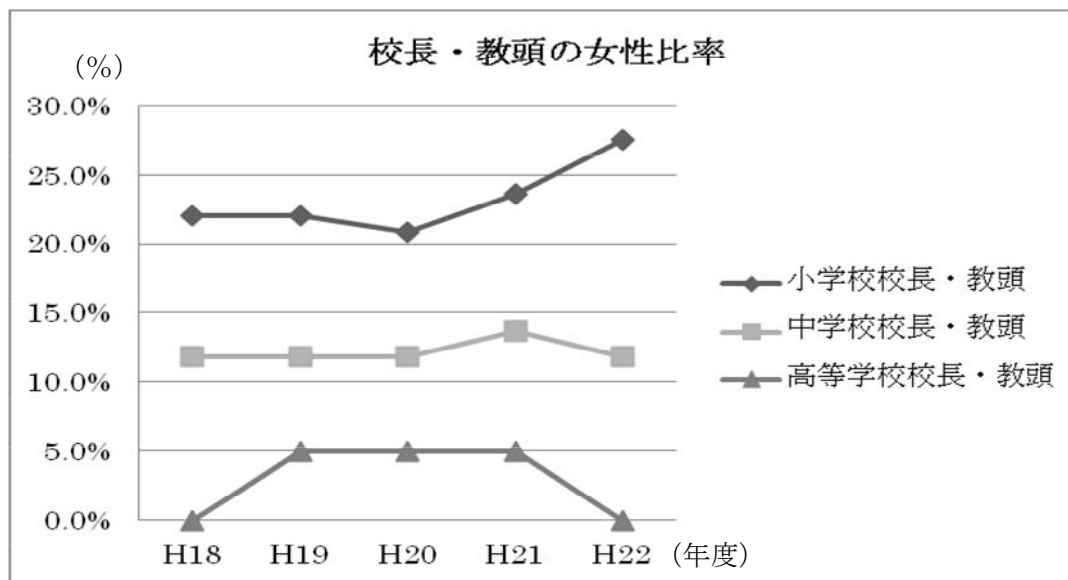
### ③ 校長・教頭の女性比率

(2013(平成25)年度までに、校長・教頭あわせて小学校で25%、中学校で18%、高校は<sup>ゼロ</sup>0の解消を目標とする。)

(各年4月1日現在)

| 区 分  |    | 2006 (H18) 年度 | 2007 (H19) 年度 | 2008 (H20) 年度 | 2009 (H21) 年度 | 2010 (H22) 年度 |
|------|----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 小学校  | 校長 | 19.3%(22/114) | 15.8%(18/114) | 15.7%(18/115) | 21.1%(24/114) | 28.3%(32/113) |
|      | 教頭 | 24.6%(28/114) | 28.1%(32/114) | 25.9%(30/115) | 26.1%(30/114) | 26.6%(30/113) |
| 中学校  | 校長 | 9.8%( 5/ 51)  | 11.8%( 6/ 51) | 11.8%( 6/ 51) | 13.7%( 7/ 51) | 9.8%( 5/ 51)  |
|      | 教頭 | 13.7%( 7/ 51) | 11.8%( 6/ 51) | 11.8%( 6/ 51) | 13.7%( 7/ 51) | 13.7%( 7/ 51) |
| 高等学校 | 校長 | 0.0%( 0/ 5)   | 0.0%( 0/ 5)   | 0.0%( 0/ 5)   | 0.0%( 0/ 5)   | 0.0%( 0/ 5)   |
|      | 教頭 | 0.0%( 0/ 10)  | 10.0%( 1/ 10) | 10.0%( 1/ 10) | 10.0%( 1/ 10) | 0.0%( 0/ 10)  |

※( ) = 女性校長又は教頭の数 / 校長・教頭の数 (定時制高校の教頭含む) 【教育委員会庶務課調べ】





- (2) 市役所における保育職・看護職に占める男性比率  
(2013(平成 25)年度までに、保育職 3%、看護職 5%を目標とする。)  
(各年 4 月 1 日現在)

|               | 保育職         | 看護職         |
|---------------|-------------|-------------|
| 2006 (H18) 年度 | 1.9% (23 人) | 3.1% (26 人) |
| 2007 (H19) 年度 | 1.9% (22 人) | 3.1% (27 人) |
| 2008 (H20) 年度 | 1.9% (22 人) | 4.0% (35 人) |
| 2009 (H21) 年度 | 2.0% (22 人) | 4.8% (41 人) |
| 2010 (H22) 年度 | 2.3% (24 人) | 4.8% (51 人) |

※比率＝男性の保育・看護職／保育及び看護職の総数×100【総務局人事課調べ】

### 基本施策－13 行動計画の点検・評価システムの充実

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画に関する進捗状況として、毎年度「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査」を取りまとめ、その結果を「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査報告書」として公表しています。2010(平成 22)年 6 月 1 日現在、審議会等の女性委員の割合は 29.0%とはじめて 29%台となり、前年比 0.1 ポイント増加しました。  
しかし、解消を目指している女性委員ゼロの審議会数は 14→17 と 3 つ増加し、女性委員比率 35%の目標に対していまだ低い状況にあります。
- (2) 行動計画の進行管理については、年度末に「男女平等推進行動計画事務事業進捗状況調査」(以下、「調査」という)を各局(室)・区に対して実施し、その結果を年次報告書として取りまとめています。また、審議会男女平等施策の推進状況を検証・評価するにあたり、調査結果を参考にして、より一層の取組が望まれる分野を選択し、重要な役割を果たす関係部局への意見聴取(ヒアリング)を行いました。

【市民・こども局人権・男女共同参画室】

### 基本施策－14 庁内推進体制の充実

- (1) 2005(平成 17)年度から条例に基づき、男女平等施策を総合的かつ効果的に進めることを目的として「川崎市男女共同参画推進員」(以下、「推進員」という)を設置しています。推進員は、庁内の男女平等施策の推進体制である川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会の幹事を含み、男女いずれかの性に偏らないよう各局(室)・区 2 名で構成しています。各局(室)・区の所管する事業の推進、公的刊行物や年次報告書の作成時に男女平等の視点に配慮する役割等を担っています。男女平等に関する情報を交換する推進員連絡会議を 7 月と 2 月の 2 回開催しました。
- (2) 条例、施策等の周知啓発について、職員に向けては全庁的な会議や研修の場において、また市民・事業者等に向けては男女共同参画センターのホームページや男女共同参画ネットワークとの共催事業である「男女平等かわさきフォーラム」を通じて実施しました。

【市民・こども局人権・男女共同参画室】

## 2 平成 22 年度進捗状況調査

### (1) 調査概要

#### 【調査の目的】

この調査は、男女平等かわさき条例(平成 13 年 6 月制定、川崎市条例第 14 号)第 9 条(\*)に基づき、「男女平等のまち・かわさき」を実現するために、「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」の施策の実施状況を自己点検し、広く市民や事業者公表するとともに施策へ反映するための資料とすることを目的としています。

\* 第 9 条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

#### 【調査内容】

##### 1 調査対象

「第 2 期行動計画」に掲げる 118 の施策を所管する全局(室)・区

##### 2 調査期間

平成 23 年 2 月 24 日～3 月 25 日

##### 3 調査方法

###### (1) 平成 22 年度調査シート〔様式 1〕(P. 118 参照)

対象 : 事業を実施した所管課

調査内容 : 行動計画に基づく事務事業について、各所管課において男女平等の視点での実施状況を記載しています。平成 21 年度の調査シートと基本的に変更はありませんが、所管課において事業が完了している場合もあることから、今後の方向性に「7 その他」という項目を追加しました。

調査結果 : 概要 16 ページ～17 ページ  
全文 19 ページ～

###### (2) 平成 22 年度男女共同参画推進員による評価シート〔様式 2〕(P. 119 参照)

対象 : 各局(室)・区男女共同参画推進員

調査内容 : 「様式 1」をもとに各局(室)・区における行動計画への取組を推進員が点検し、その中で特に男女平等推進に配慮した、成果があったことなどを記載しました。

調査結果 : 18 ページ

## (2) 所管課による基本施策ごとの進捗状況の自己評価について

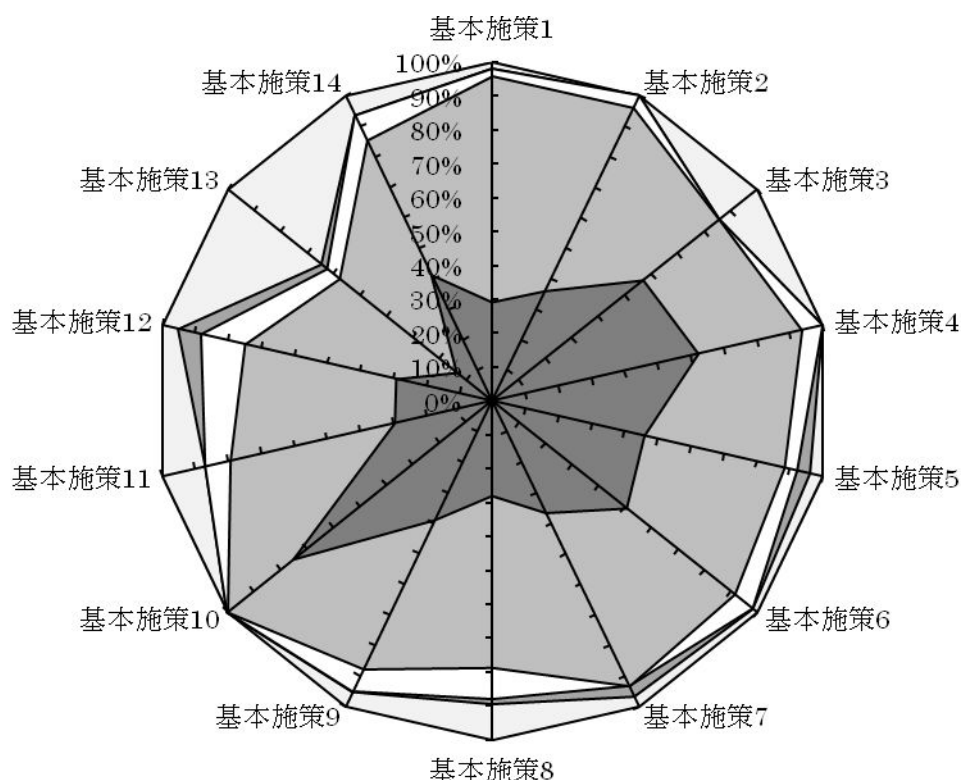
第2期行動計画に基づく事務事業について、各所管課において男女平等の視点での実施状況を「様式1」として調査しました。この調査は第2期行動計画の進捗状況、次年度の計画及び次年度以降の解決していくべき課題について所管課ごとに回答をして作成してもらいました。また、各事業の所管課として施策の達成度と今後の方向性を客観的な基準により自己評価の5つの基準を用いて評価を行いました。

達成度は

- A 達成された
- B ほぼ達成された
- C あまり達成されていない
- D 達成されていない
- E 実施していない

とし、その結果を基本施策ごとにまとめたものが次のグラフになります。

### 事務事業の達成度



柱のⅠ・Ⅱ（基本施策1～7）は「A：達成された」及び「B：ほぼ達成された」事業が85%以上を占めています。一方、柱のⅣ（基本施策11～14）はすべて85%以下の達成度となっています。

基本施策別にみても、一番達成度が高いのは基本施策10で、すべての所管課が「A：達成された」（75%）または「B：ほぼ達成された」（25%）と回答しています。また、基本施策3、4、6は「A：達成された」と回答された事業が多く、5割以上を占めています。「D：達成されていない」事業は基本施策12（7%）、5（4%）、7（3%）、13（2%）でした。「E：実施していない」事業では、基本施策13が36%と多く、それ以外にも基本施策3、8、11で1割以上でした。

## 所管課による各事業の進捗状況の自己評価(一覧)

|    |         | 事業数 | 施策内容                                  | 達成度 (%) |     |     |    |     |
|----|---------|-----|---------------------------------------|---------|-----|-----|----|-----|
|    |         |     |                                       | A       | B   | C   | D  | E   |
| 柱Ⅰ | 基本施策 1  | 14  | 性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実                 | 29%     | 67% | 2%  | 0% | 2%  |
|    | 基本施策 2  | 8   | 援助を必要とする女性及び支援団体等への財政的支援を含むさまざまな支援の充実 | 36%     | 60% | 4%  | 0% | 0%  |
|    | 基本施策 3  | 5   | 性と生殖に関する健康と権利を守るための取組の充実              | 57%     | 29% | 0%  | 0% | 14% |
| 柱Ⅱ | 基本施策 4  | 9   | 安定した就業機会の確保と就業継続の支援                   | 63%     | 31% | 6%  | 0% | 0%  |
|    | 基本施策 5  | 9   | 豊かな生活のための時間と空間の確保への支援                 | 46%     | 42% | 4%  | 4% | 4%  |
|    | 基本施策 6  | 12  | 子育てを支える環境の充実                          | 51%     | 41% | 7%  | 0% | 2%  |
|    | 基本施策 7  | 6   | 介護を支える環境の充実                           | 37%     | 57% | 0%  | 3% | 3%  |
| 柱Ⅲ | 基本施策 8  | 13  | 子どもからおとなまで、生涯を通じた教育や学習・研修のための環境の整備    | 28%     | 51% | 9%  | 1% | 11% |
|    | 基本施策 9  | 7   | 地域に根ざした男女平等推進のための啓発・広報活動の充実           | 39%     | 49% | 7%  | 0% | 5%  |
|    | 基本施策 10 | 3   | 市や市民の情報発信・メディア活用に向けた取組の推進             | 75%     | 25% | 0%  | 0% | 0%  |
| 柱Ⅳ | 基本施策 11 | 5   | 市民・市民活動団体等との連携の促進                     | 29%     | 50% | 7%  | 0% | 13% |
|    | 基本施策 12 | 16  | 政策・方針決定過程への女性の参画促進                    | 29%     | 46% | 13% | 7% | 5%  |
|    | 基本施策 13 | 6   | 行動計画の点検・評価システムの充実                     | 13%     | 44% | 4%  | 2% | 36% |
|    | 基本施策 14 | 5   | 庁内推進体制の充実                             | 41%     | 44% | 8%  | 0% | 7%  |

※達成度 (%) は「該当の達成度を選択した所管課の数 ÷ 平成 22 年度に該当事業が存在した所管課の数」で算出しています。なお、ひとつの事業に対して複数の所管課が担当しているため、事業数と所管課の数は一致しません。

この達成度は 118 の事業ごとに各所管課が 5 か年計画の 2 年目としてどれだけ事業を実施したかを評価したものです。

【人権・男女共同参画室調べ】

### （３） 男女平等推進に配慮した主な内容〈概要〉

川崎市では男女平等施策を総合的かつ効果的に進めることを目的として、各局（室）区に男女共同参画推進員を男女１名ずつ設置しています。今回の調査において、推進員に行動計画にある局内のすべての事業の確認を依頼しました。その事業の中で、特に男女平等推進のために配慮した、効果があったというものを「様式２」として報告してもらいました。

以下はその調査の抜粋になります。

#### 〈柱Ⅰ〉

- ・ 県や市の多言語による広報物の情報提供スペースを庁舎の１階にしている。「こども情報ネットさいわい」の中で外国人・こども向けのこども相談の広報を行なった。【幸区役所】
- ・ 所管課が関係機関等との連携を図りながら、ホームレス自立支援センターに設置の緊急一時宿泊枠において、女性のホームレスについても円滑な受入を行った。【健康福祉局】
- ・ 人権オンブズパーソン事務室のほか、男女共同参画センター相談室を利用して、安心して面接相談が出来るように配慮した。【市民オンブズマン事務局】
- ・ 人権侵害の事例に対処するため、適切な情報の提供を行うとともに、相談される側の資質の向上を図った。【麻生区役所】
- ・ 女性専用外来の設置を推進し、市民へ情報提供したことにより、以前に比べ利用しやすくなったと考えられる。【健康福祉局】
- ・ 集中治療が必要な妊婦・新生児に対する安定的な医療の確保に貢献した。【病院局】

#### 〈柱Ⅱ〉

- ・ 入札参加条件として利用している主観評価項目制度の評価項目に、男女平等参画の項目を導入している。【財政局】
- ・ 育児休暇取得等について局内機関紙を利用し広報をした。【消防局】
- ・ 両親学級において男性だけのグループワークを実施するなど、情報交換の方法等に配慮した。【中原区役所】
- ・ 男性へ特化した男性介護教室を案内することにより、よりきめ細やかな区民サービスとなった。【川崎区役所】
- ・ 性差による考え方やストレスの感じ方の違いを知ることができるよう配慮した。【中原区役所】

#### 〈柱Ⅲ〉

- ・ 男女問わず多くの人に参加しやすいように、会議の際に保育士による保育（予約制）を行えるように配慮した。【宮前区役所】
- ・ 男女どちらであっても性別によって権利が侵害されないよう、取組を行い、発言や実技に平等に参加する機会を設けた。【消防局】
- ・ 事業実施の際は、男女平等に配慮するよう周知した。メンバー改選の機会において女性比率の向上に配慮するよう依頼した。【多摩区役所】
- ・ 広報資料配布物、パンフレット等に差別的表現がないように配慮を行った。【まちづくり局】
- ・ 刊行物の作成の際には、「表現の手引」に基づき表現に配慮した。【財政局】
- ・ 「表現の手引」を活用し、男女平等の視点に配慮しながら刊行物の作成・発行にあたった。【総合企画局】

#### 〈柱Ⅳ〉

- ・ 事業の実施にあたり、地域で活躍されている女性に講演を依頼したほか、委員会活動等、各種会合でも、女性の積極的な参加、発言を得ることができた。市民・市民活動団体等を対象とした事業の実施において、男女を問わず、参加しやすいものとなるよう、配慮した。【宮前区役所】
- ・ 本市職員の係長昇任選考第１次選考日に託児所を設置し、男女が共に仕事と家庭を両立できる環境づくりを図り、キャリアアップへの支援を行った。【人事委員会】
- ・ 事業の実施の際、男女平等の視点に配慮するよう、区役所内に周知した。委員等を選出する際は、男女同数になるよう注意した。【高津区役所】
- ・ 消防団員確保対策検討委員会、企画戦略会議など局内の各種検討会、委員会等において女性が参画しており、積極的な意見交換が行われ会議結果に反映されている。【消防局】

### 3 個別事業の進捗状況について

- ★ 達成度
- A 達成された
  - B ほぼ達成された
  - C あまり達成されていない
  - D 達成されていない
  - E 実施していない

- ★ 今後の方向性
- 1 充実
  - 2 現状維持
  - 3 内容見直し
  - 4 統廃合
  - 5 縮小
  - 6 廃止・休止
  - 7 その他（事業が完了した場合等）

| 事業内容                                         | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                                                                                                     | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                       | 今後の方向性 | 所管課               |
|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------|--------|-------------------|
| 柱Ⅰ「女性の人権」の確立                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                              |     |                                      |        |                   |
| 【基本施策1】性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実                 |                                                                                                                                                                                                                                                                              |     |                                      |        |                   |
| 施策1                                          | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な計画の策定及び推進                                                                                                                                                                                                                                         |     |                                      |        |                   |
| 1 配偶者からの暴力による被害者の救済支援を具体的に推進するための基本計画を策定します。 | <p>平成22年3月に策定した「川崎市DV被害者支援基本計画」を市民・こども局こども本部こども福祉課と協力して推進していく。</p> <p>●男女平等推進に配慮した点<br/>DV防止法においては、被害者を女性には限定していないが、被害者は多くの場合女性である。この原因としては、夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方がないといった社会通念、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済的格差など、構造的問題も大きく関係しており、男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するための前提として、女性に対する暴力を根絶する。</p> | A   | 平成22年3月に策定した「川崎市DV被害者支援基本計画」を推進していく。 | 7      | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |

| 事業内容                                                         | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 今後の方向性 | 所管課           |
|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------------|
| <p>2 基本計画に基づく救済支援施策を推進するため、関係機関及び支援団体等との連絡調整及び情報交換を行います。</p> | <p>○基本計画に基づく支援策を推進するため、「川崎市DV被害者支援対策推進会議」、「DV被害者相談支援部会」及び「DV対策庁内部会」を開催し、連携強化を図った。(こども福祉課)</p> <p>①基本計画に基づく救済支援策を推進するため、市民・こども局こども本部こども福祉課と協力して川崎市DV被害者支援対策推進会議を3回開催し、連携強化を図った。②DV被害者を支援する団体からの要望書を受理するとともに、関係機関との意見交換の場を設けた。③当室で開催する様々な会議において、関係機関及び支援団体等に計画を周知し、情報交換を図った。(人権男女共同参画室)</p> <p>●男女平等推進に配慮した点<br/>男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するための前提として、女性に対する暴力を根絶する。(人権・男女共同参画室)</p> | B   | <p>「川崎市DV被害者支援対策推進会議」、「DV被害者相談支援部会」及び「DV対策庁内部会」を開催し、国、県、庁内関係機関及び民間団体との連携強化に努めていく。(こども福祉課)</p> <p>①複雑・多様化する課題への対応、早期発見・早期対応、被害者と子どもに対するきめ細かな支援等のため、区役所保健福祉センター、児童相談所、家庭裁判所、学校、教育委員会、警察、人権擁護委員、民間団体等、さまざまな分野の機関が連携を図り、ネットワークを構築して、その活用を図ることが重要であり、川崎市DV被害者支援対策推進会議の開催により、関係機関が相互理解と共通認識のもと、効果的な支援のために円滑な連携ができるよう、市民・こども局こども本部こども福祉課と協力して推進していく。②被害者支援団体との連携を一層促進し、協力体制についての協議等を行う意見交換の場の設置に努める。③被害者の一時保護にあたっては、市域を越えた広域的な対応を進める。(人権・男女共同参画室)</p> | 1      | 市民・こども局こども福祉課 |



| 事業内容 |                                                               | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 今後の方向性 | 所管課               |
|------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------|
| 施策2  | ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等をなくすための広報・啓発の推進                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |        |                   |
| 3    | ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントをなくすための啓発パンフレット等の作成、配布や情報提供を行います。 | <p>①DV防止の啓発、情報提供として、市民・こども局こども本部こども福祉課と協力して、DV被害者支援団体である特定非営利法人かながわ女のスペースみずらの阿部裕子理事による実務者・担当者に向けた基本計画の周知及び危機管理等の研修を2回実施し、被害者支援の知識や情報を関係者に周知し、危機管理等の意識向上を促した。②セクハラ防止啓発としては、職場におけるセクハラ・パワハラ等の防止や対応について、特定非営利法人かながわ女のスペースみずらの阿部裕子理事による講演会「セクハラ・パワハラについて知ろう」を開催し、約130人の市民、事業者等の参加があった。○男女共同参画センター（すくらむ21）において、パープルリボンプロジェクトを継続実施し、相談窓口の連絡先を含めた情報を掲載したクリアファイルを2500枚製作し、病院や保育園、幼稚園などDV被害を発見する可能性が高い職務に携わる関係者を中心に配布し、情報提供に努めた。</p> <p>○パープルリボンプロジェクトのしおりは、約7万枚を社団法人神奈川県タクシー協会川崎支部所属の36社1525台のタクシー内、市内図書館、書籍販売店などを中心に配布し、設置を依頼、相談窓口の周知を図った。</p> <p>●男女平等推進に配慮した点<br/>DVに対する正しい理解を促進するとともに、ハラスメント講座は働く男女の人権を尊重するための知識習得の機会となった。<br/>DVに関する社会的認識を高め、女性に対する暴力の根絶をめざしている。</p> <p>情報誌「かわさき労働情報」において、「女性の悩み相談窓口」の案内や、セクハラ・パワハラ防止講演会の開催について紹介記事を掲載した。</p> | B   | <p>①DVをなくし、DV防止への理解を広く市民に促すため、「男女平等推進週間」や「女性に対する暴力防止月間」等さまざまな機会をとらえて幅広い普及啓発を進める。また、「デートDV」は、DV防止法の対象ではないが結婚後も暴力が継続し深刻化するおそれがあるため、若い世代に対し男女の人権を尊重し、DVに対する正しい理解を図るための啓発に取り組む。被害者への相談窓口、支援の内容などの情報提供については、女性に対する暴力根絶に向けたパープルリボンプロジェクトを推進する目的で作成した本のしおりや情報を掲載したカードやパンフレットを配布する等、引き続き積極的に取り組んでいく。</p> <p>②セクハラについても、ホームページや広報誌等で市民、事業者等に向けた防止の周知や広報・啓発活動を進める。パープルリボンしおりの配布は、DV被害者支援基本計画の2年目に入ることから、継続してできる限り多くの枚数を多岐に渡る分野に関係する機関に配布できるようにネットワークを活かした活動を行っていく。</p> | 1      | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |
|      |                                                               | 情報誌「かわさき労働情報」において、「女性の悩み相談窓口」の案内や、セクハラ・パワハラ防止講演会の開催について紹介記事を掲載した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | A   | 紙面の充実及び配布先の拡大に努め、効果的な広報を展開する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 2      | 経済労働局労働雇用部        |
| 4    | ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントに関する講座や研修を実施します。                  | <p>○管理職を対象とした新任課長研修で、セクシュアル・ハラスメント防止等人権に関する研修を実施した。</p> <p>○技能・業務職員研修で、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス等意識啓発に関する研修を行った。</p> <p>○新規採用職員研修において、研修テキスト「勤務のしおり」を活用し、周知を行った。</p> <p>●男女平等推進に配慮した点<br/>男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | B   | 今後とも取組を実施していく。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 2      | 総務局人材育成課          |

| 事業内容                                               | 平成22年度実績                                                                                                                                               | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                   | 今後の方向性 | 所管課               |
|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------|
| 4 ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントに関する講座や研修を実施します。     | ○男女共同参画センター（すくらむ21）において、「DV被害者支援基本計画」の周知啓発を進める講座を6月に開催した。また、高津市民館からの依頼により2011年2月に「ハラスメント予防講座」（全4回の1回目）にて講演を行った。<br>○DVに関する社会的認識を高め、女性に対する暴力の根絶をめざしている。 | B   | 今後も、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントに関する事業を要望に応じて実施していく。                                             | 2      | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |
|                                                    | ●男女平等推進に配慮した点<br>DVに対する正しい理解を促進するとともに、ハラスメント講座は働く男女の人権を尊重するための知識習得の機会となった。                                                                             |     |                                                                                                  |        |                   |
|                                                    | ○庁内職員を対象に、「川崎市DV被害者支援基本計画」及びDV加害者対応に関する研修会を実施した（2回）<br>○生活保護や障害者・高齢者等の関係部署に対し、「川崎市DV被害者支援基本計画」及び女性保護事業について研修会を実施した（12回）。                               | B   | 「川崎市DV被害者支援基本計画」に基づき、相談・保護及び自立支援の研修を実施していく。                                                      | 1      | 市民・こども局こども福祉課     |
| 5 ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントへの対応マニュアルを整備し、周知します。 | セクシュアル・ハラスメントへの対応マニュアル「セクハラをなくそう！」を配布・周知した。                                                                                                            | A   | 今後とも取り組みを実施していく。                                                                                 | 2      | 総務局人事課            |
|                                                    | ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの女性の人権を侵害する行為に対する相談等の行動につながるきっかけになるような情報を整備し、前記のパープルリボンしおりやクリアファイルの製作を行った。                                               | A   | 今後も、使用法や配布先事業の性質などを考慮したPRに努めるとともに、セクハラ防止やDV予防につながる配布を行う。                                         | 2      | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |
|                                                    | ●男女平等推進に配慮した点<br>不特定多数への周知を目的とししおりと、現場対応機会が多いと考えられる機関等にはクリアファイルを配布するなどの配慮を行った。                                                                         |     |                                                                                                  |        |                   |
|                                                    | ○相談員によりテーマ別に整備している、DV対応マニュアルの見直しを行った。<br>○新任相談員用にマニュアル整備を行った。                                                                                          | B   | DVについて、庁内の各関係部署向けに対応マニュアルを徐々に整理していく。<br>今後も、使用法や配布先事業の性質などを考慮したPRに努めるとともに、セクハラ防止やDV予防につながる配布を行う。 | 1      | 市民・こども局こども福祉課     |
| 6 学校関係者、医療機関、警察等関係者との連携を深め、性に基づく人権侵害に対する周知を実施します。  | ○「川崎市DV被害者支援対策推進会議」、「DV被害者相談支援部会」及び「DV対策庁内部会」を開催し、教育委員会、医師会、警察等関係機関・部署との連携強化を図った。<br>○「川崎市DV被害者支援基本計画」に基づき研修の一環として全庁職員を中心に、講習会を実施した。（2回）               | B   | 各会議及び部会で議論した課題について、共通認識を図り解決に努める。                                                                |        | 市民・こども局こども福祉課     |

| 事業内容                          |                                                              | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                    | 今後の方向性 | 所管課                   |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|--------|-----------------------|
| 7                             | 性的マイノリティの人々の人権を尊重する視点から啓発活動を実施します。                           | <p>①平成22年5月31日、精神保健福祉センター、児童相談所及び教育委員会と連携し、性同一性障害に関する相談窓口を全国で初めて開設し、市ホームページ及び「かわさき子どもページ」での広報を行った。</p> <p>②市職員を対象に、性同一性障害専門外来担当の精神科医師及び当事者を講師とし、性同一性障害に関する研修会を4回開催するとともに、市内の公立小・中・高校の各校長会で相談窓口の設置等について情報提供を行った。</p> <p>③平成22年11月21日、「かわさき人権フェア2010」において、性同一性障害及び相談窓口に関するパネル展示を行った。また、川崎地下街通路広報コーナーにおいても、平成22年6月及び11月に各2週間展示を行った。</p> <p>④川崎市人権啓発パンフレット「HUMAN RIGHTS」を作成し、様々な人権分野の一つとして「性同一性障害等の性的マイノリティの人々の人権」について掲載した。</p> <p>●男女平等推進に配慮した点<br/>多様な「性的マイノリティ」を理解し、受け入れ、お互いに尊重しあうことの大切さについて啓発を行った。</p> | B   | 今後も、性同一性障害に関する市職員向け研修を継続的に実施する。                                                   |        | 市民・子ども局人権・男女共同参画室     |
| 施策3 性に基づく人権侵害防止に向けた相談・救済体制の充実 |                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |     |                                                                                   |        |                       |
| 8                             | 性に基づく人権侵害防止を図るため、関係機関との連絡会議等において、連携協力関係を強化します。               | <p>基本計画に基づく支援策を推進するため、「川崎市DV被害者支援対策推進会議」、「DV被害者相談支援部会」及び「DV対策庁内部会」を開催し、連携強化を図った。</p> <p>基本計画に基づく支援策を推進するため、「川崎市DV被害者支援対策推進会議」、「DV被害者相談支援部会」及び「DV対策庁内部会」を開催し、連携強化を図った。</p> <p>4月に女性相談員連絡調整会議及び関係機関会議に出席し、区役所巡回相談等を通じて、連携に努めた。</p> <p>●男女平等推進に配慮した点<br/>区役所に出向いて巡回相談するなど、周知と利用に努めた。</p>                                                                                                                                                                                                                  | B   | 「川崎市DV被害者支援対策推進会議」、「DV被害者相談支援部会」及び「DV対策庁内部会」を活用し、国、県、庁内関係機関及び民間団体との連携強化を図っていく。    | 1      | 市民・子ども局人権・男女共同参画室     |
|                               |                                                              | <p>基本計画に基づく支援策を推進するため、「川崎市DV被害者支援対策推進会議」、「DV被害者相談支援部会」及び「DV対策庁内部会」を開催し、連携強化を図った。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | B   | 「川崎市DV被害者支援対策推進会議」、「DV被害者相談支援部会」及び「DV対策庁内部会」を活用し、国、県、庁内関係機関及び民間団体との連携強化を図っていく。    | 1      | 市民・子ども局子ども福祉課         |
|                               |                                                              | <p>4月に女性相談員連絡調整会議及び関係機関会議に出席し、区役所巡回相談等を通じて、連携に努めた。</p> <p>●男女平等推進に配慮した点<br/>区役所に出向いて巡回相談するなど、周知と利用に努めた。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | B   | 関係機関との会議や区役所及び女性総合相談などを通じて、連携を強化する。DV相談は、女性相談員の連携・協力を得るほか、人権侵害に関わる多様な関係機関との連携を行う。 | 2      | 市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン |
| 9                             | 区役所、男女共同参画センター等における性に基づく人権侵害等に関する相談に的確に対応するための機能と体制の充実を図ります。 | 男女共同参画センターが実施している、「女性のための総合相談」を、より多くの方に知っていただくため、従来の相談カードだけでなく、パーブルリボンのしおりにも窓口の案内を掲載することにより多くの市民・被害者への情報提供を進めた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | A   | 今後も情報を必要としている方々に的確な情報が行き届くように配布先や追加送付のタイミング等を計っていく。                               | 1      | 市民・子ども局人権・男女共同参画室     |

| 事業内容 |                                                              | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                                                                                                           | 今後の方向性 | 所管課                   |
|------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----------------------|
| 9    | 区役所、男女共同参画センター等における性に基づく人権侵害等に関する相談に的確に対応するための機能と体制の充実を図ります。 | 相談員の連絡会議を毎月開催したほか、市内の女性への暴力相談や、配偶者からの暴力対策に関わる関係機関連絡会議に出席し、情報共有及び連携強化を図った。                                                                                                                                                                                                                                    | A   | 相談員の定期会議の開催、関係機関の連絡会議の開催のほか、相談・支援に関わる関係部署への連携強化を目的とした、情報提供を積極的に行っていく。                                                                                                                    | 1      | 市民・こども局こども福祉課         |
|      |                                                              | 4月に女性相談員連絡調整会議及び関係機関会議に出席し、区役所巡回相談等を通じて、連携に努めた。<br><br>●男女平等推進に配慮した点<br>区役所に出向いて巡回相談するなど、周知と利用に努めた。                                                                                                                                                                                                          | B   | 関係機関との会議や区役所及び女性総合相談などを通じて、連携を強化する。<br>DV相談は、女性相談員の連携・協力を得るほか、人権侵害に関わる多様な関係機関との連携を行う。                                                                                                    | 2      | 市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン |
| 施策4  |                                                              | 人権オンブズパーソン制度の周知と活用                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |                                                                                                                                                                                          |        |                       |
| 10   | 男女平等にかかわる人権侵害に対する人権オンブズパーソンの相談・救済制度等について、広報を充実します。           | 市政だより（21年度報告、男女平等の人権侵害、巡回相談）へ掲載、全市広報掲示板へポスター掲示、すくらむまつりへの参加、区役所等での相談カードを配布した。<br><br>●男女平等推進に配慮した点<br>区役所に出向いて巡回相談するなど、周知と利用を高めた。                                                                                                                                                                             | B   | 市政だより等の掲載、広報掲示板の掲示、区役所及び男女共同参画センター等との相談の連携と相談カードの配布、地域関係者、関係機関会議等を活用し制度の広報に努め、他の相談機関と連携して、相談等の充実を図る。                                                                                     | 2      | 市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン |
| 11   | 関係機関と連携した相談・救済活動などを通して、人権オンブズパーソンの機能を高めていきます。                | 地域関係者、関係機関会議等を活用し、制度の広報や相談方法等の充実を図った。<br><br>●男女平等推進に配慮した点<br>区役所に出向いて巡回相談するなど、周知と利用を高めた。                                                                                                                                                                                                                    | B   | 地域関係者、関係機関の会議等を活用し、引き続き制度の広報や相談方法等の充実を図る。                                                                                                                                                | 2      | 市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン |
| 12   | パソコン、携帯電話の活用など、利便性を高めた人権オンブズパーソンによる相談方法を推進します。               | 地域関係者、関係機関会議等を活用し、制度の広報や相談方法等の充実を図った。<br><br>●男女平等推進に配慮した点<br>区役所に出向いて巡回相談するなど、周知と利用を高めた。                                                                                                                                                                                                                    | B   | 地域関係者、関係機関の会議等を活用し、引き続き制度の広報やフォームメール等の相談方法の充実を図る。                                                                                                                                        | 2      | 市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン |
| 施策5  |                                                              | 外国人女性に対する必要な支援の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                            |     |                                                                                                                                                                                          |        |                       |
| 13   | 外国人市民が健康で安心して生活するために、必要な情報や行政サービスを受けられるよう施策の充実や環境整備に努めます。    | ①川崎市多文化共生社会推進指針のなかで外国人市民に対する行政サービスの充実をあげ、全庁的な取り組みを進めた。②「川崎市に住む外国人の皆さんへ（窓口や問い合わせ先一覧）」（8言語）を各区役所の外国人登録窓口へ送付し、窓口を訪れた外国人市民への配布を依頼し、併せてホームページ上で公開した。③「川崎市の多言語広報資料一覧2010年度版」を作成、配布し、またホームページ上で公開した。④人権・男女共同参画推進連絡会議外国人市民施策専門部会の下に外国人市民への広報に関するワーキンググループを設置し、総合的に検討を行った。⑤市のホームページ（外国人市民施策担当のページ）に医療関係のリンク集を新たに作成した。 | B   | 川崎市多文化共生社会推進指針に基づき外国人市民に対し行政サービスの充実等をはかっていく。「川崎市に住む外国人の皆さんへ」、「川崎市の多言語広報資料一覧」を引き続き作成、配布し、日本語の十分でない外国人市民への情報提供の充実をはかっていく。川崎市男女共同参画センターでは、男女共同参画施策の概要を外国人市民の方々にも提供するため、多言語に対応した情報提供事業を開始する。 | 2      | 市民・こども局人権・男女共同参画室     |
|      |                                                              | 女性相談・保護自立支援において、外国人市民が必要な情報を得られるよう、通訳の派遣や多言語マニュアルの活用を行った。                                                                                                                                                                                                                                                    | B   | 女性相談・保護において、外国人市民の支援をよりスムーズに対応できるよう、環境整備について検討する。                                                                                                                                        | 1      | 市民・こども局こども福祉課         |

| 事業内容 |                                                           | 平成22年度実績                                                                                         | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                      | 今後の方向性 | 所管課      |
|------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------|--------|----------|
| 13   | 外国人市民が健康で安心して生活するために、必要な情報や行政サービスを受けられるよう施策の充実や環境整備に努めます。 | 関係局から依頼を受けた広報物や窓口サービス改善検討委員会で作成した外国語版窓口案内を相談情報コーナーに設置し、広く情報提供に努めている。                             | A   | 引き続き、外国人市民への情報提供について分かりやすい環境を整えていく必要がある。                            | 2      | 川崎区役所総務課 |
|      |                                                           | ●男女平等推進に配慮した点<br>外国人市民向け広報物の設置場所をまとめ、外国語訳付きの男女平等関係のチラシもその中に設置している。                               |     |                                                                     |        |          |
|      |                                                           | 地域活動団体との協働で、行政情報や地域情報などを週1回程度携帯メールマガジンとして配信しています。対象言語は、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、やさしい日本語の6カ国語です。 | A   | 広報のあり方を工夫するほか、外国人市民にとって有益な情報を把握し発信する方策について検討する必要があります。              | 2      | 川崎区役所企画課 |
|      |                                                           | 県、市の多言語による資料は、1階の情報提供スペースにコーナーを設けている。課によっては必要な資料をカウンターに置き情報の提供を行った。                              | B   | 引き続き、資料、情報提供コーナーの管理・整理に努め、必要な情報提供を常に心がけていきます。                       | 2      | 幸区役所総務課  |
|      |                                                           | 区役所サービス向上委員会と連携し、多言語の庁舎案内を作成するなど、スムーズに行政サービスが提供できるよう配慮した。                                        | B   | 区役所快適化リフォーム事業の実施に伴うサイン表示の変更にあたり、外国人市民の利便性にも配慮した仕様を検討する必要がある。        |        | 中原区役所総務課 |
|      |                                                           | 区のホームページ「やさしいにほんご」のページを活用し、必要な情報を提供しています。                                                        | C   | 区のホームページを活用し、情報掲出の充実を図ります。                                          |        | 中原区役所企画課 |
|      |                                                           | 外国人向けの資料について、外国人登録担当窓口横にまとめて配架し、利用しやすい環境を整備した。                                                   | B   | 資料の更なる充実及び必要な情報提供に努める。                                              | 1      | 高津区役所総務課 |
|      |                                                           | 特になし。                                                                                            | E   | 他の情報発信コンテンツについても随時情報を収集したうえで参考とし、よりわかりやすく充実した情報を提供できるホームページづくりを行なう。 | 2      | 高津区役所企画課 |
|      |                                                           | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女平等を意識した表記を心がけた。                                                               |     |                                                                     |        |          |
|      |                                                           | 外国人向けの広報物等はまとめて配架し、情報を得やすくしている。                                                                  | B   | 引き続き、環境整備に努めていく。                                                    | 2      | 宮前区役所総務課 |
|      |                                                           | 外国人市民を含め全ての市民が安心して生活するために必要な情報や行政サービスをうけられるよう情報発信を行なっている。                                        | B   | 引き続き適切な情報発信を行なっていく。                                                 | 2      | 宮前区役所企画課 |
|      |                                                           | 他部署から送付される外国人向けの資料を情報資料コーナーへ配架した。また、総合案内板に英語・中国語・ハンダ表示をしている。                                     | A   | 情報資料コーナーの資料を充実させることに努める。                                            | 2      | 多摩区役所総務課 |
|      |                                                           | 特になし。                                                                                            | B   | 区役所ホームページにおける外国人市民向けページの拡充等、区役所の広報業務において外国人市民に配慮する必要がある。            | 2      | 多摩区役所企画課 |



| 事業内容 |                                                           | 平成22年度実績                                                                                                                          | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                | 今後の方向性 | 所管課            |
|------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------------|
| 13   | 外国人市民が健康で安心して生活するために、必要な情報や行政サービスを受けられるよう施策の充実や環境整備に努めます。 | 外国語広報資料を情報コーナーで配架するなど、情報提供を行った。                                                                                                   | B   | 今後も、広報資料による情報提供に努めていく。                                                                        | 2      | 麻生区役所総務課       |
|      |                                                           | ●男女平等推進に配慮した点<br>外国語資料について、届きしだい配架するよう努めた。                                                                                        |     |                                                                                               |        |                |
|      |                                                           | 区ホームページの「外国人市民のための生活情報」のページの管理（リンク修正等）を行った。                                                                                       | B   | 引き続き、区ホームページにおける「外国人市民のための生活情報」のページの管理を行う。                                                    | 2      | 麻生区役所企画課       |
|      |                                                           | ルビふりの推進<br>全市合同校長会・各種研修会において、学校から配布するお知らせ等について外国につながる方々への配慮の一つとしてルビふり文書の例を掲示し、具体的な推進を図った。                                         | A   | ルビふりの推進<br>全市合同校長会・各種研修会において、学校から配布するお知らせ等において外国につながる方々への配慮の一つとしてルビふりの文書を掲示し、今後も具体的な推進を図っていく。 | 2      | 教育委員会人権・共生教育担当 |
|      |                                                           | 教育文化会館・市民館・ふれあい館において、識字学習活動を14事業実施し、参加した外国人市民に対し、適宜情報提供を行った。<br>●男女平等推進に配慮した点<br>子育て、医療、防災など幅広く情報収集に努め、外国人市民が必要とする情報について、的確に提供した。 | A   | 教育文化会館・市民館・ふれあい館において、識字学習活動の機会を利用しながら、適宜外国人市民が必要とする情報の提供に努める。                                 | 2      | 教育委員会生涯学習推進課   |
| 14   | 外国人市民の母子保健の充実に努めます。                                       | 外国人妊婦に対して、必要に応じ、外国語版母子健康手帳の無償配布を行った。外国籍育児教室は、川崎、高津、宮前の3区で実施した。その他、外国籍母子の自主グループへ支援した。                                              | A   | 外国籍母子の方も安心して子育てできるように外国籍母子グループ等、情報提供などに努める。<br>母子保健サービスに関する印刷物の外国語版を整備していく必要がある。              | 2      | 市民・こども局こども家庭課  |
|      |                                                           | ●男女平等推進に配慮した点<br>外国籍の妊婦が、父親の育児参加について学ぶ機会である両親学級や外国籍の両親が乳幼児健診に来所する場合には、通訳ボランティアを派遣する。                                              |     |                                                                                               |        |                |
|      |                                                           | 乳幼児健診での外国人母子への支援として、外国人向け乳幼児健診のアンケートを確認し、健診で役立てた。                                                                                 | A   | 現状の外国人向け健診アンケートを活用し、区内に多く居住する外国人母子への支援の更なる充実をはかる。                                             | 2      | 川崎区役所保健福祉サービス課 |
|      |                                                           | ○外国籍の区民の支援のため、支援機関が必要となった通訳及び翻訳について、地域のボランティアの協力を得て、法人に委託し支援を充実した。<br>○こども相談窓口の母子手帳配布の際、相談を受けたり的確な情報提供を行った。                       | B   | ○通訳及び翻訳バンクの制度周知。<br>○必要な情報提供の充実。                                                              | 1      | 川崎区役所こども支援室    |
|      |                                                           | 「こども情報ネットさいわい」のなかで外国人・こども向けのこども相談の広報を行なった。また相談時は、面接室を利用する等プライバシー等に配慮した。                                                           | B   | 外国人女性がこども相談を利用しやすいよう、わかりやすい内容での広報や関係機関等へ広報をおこなうなど周知を図る。面接時はプライバシーの確保等相談しやすい環境に配慮する。           | 2      | 幸区役所こども支援室     |

| 事業内容                   | 平成22年度実績                                                                                                                                                | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                        | 今後の方向性 | 所管課            |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------|--------|----------------|
| 14 外国人市民の母子保健の充実に努めます。 | 「国際子育てひろばコアラ」の活動時、行政や子育て情報の提供、健康相談、育児相談を行った。また、「地域福祉講座」委託事業を請け、「コアラハロウィーンのつどい！」を実施し、活動が活性化された。                                                          | B   | 「国際子育てひろばコアラ」の活動の側面的支援の継続。                            | 2      | 中原区役所保健福祉サービス課 |
|                        | ●男女平等推進に配慮した点<br>誰もが参加しやすい様に、広報した。                                                                                                                      |     |                                                       |        |                |
|                        | 英語版の保育所、幼稚園案内として「小学校に上がるまで」を作成し、案内を行った。                                                                                                                 | B   | 更なる工夫を図っていく。                                          | 2      | 中原区役所こども支援室    |
|                        | 在日外国人母子保健サービス支援事業「ベルファム」を年11回実施。来所者延21組。中国・台湾の方が多く、その他タイの方の参加もあった。日本の手遊びや季節の行事も体験し、どのように子どもと接すればよいのか、文化・子育てについて等、情報交換することができた。育児相談もでき、安心して子育てできるよう支援した。 | B   | より利用しやすいよう、PR場所を広げるとともに、内容の充実をはかっていく。                 | 2      | 高津区役所保健福祉サービス課 |
|                        | ●男女平等推進に配慮した点<br>様々な機関からの意見を求め、情報共有をはかった。                                                                                                               |     |                                                       |        |                |
|                        | 母子手帳交付時に記入いただく「おたずね」から支援が必要と判断した場合個別支援を実施した。両親学級、各種健診・相談等で情報の提供を行った。他機関で実施している外国籍の母子グループの紹介や国際交流センターの紹介を実施した。                                           | B   | 継続して実施する。                                             | 2      | 多摩区役所保健福祉サービス課 |
|                        | ●男女平等推進に配慮した点<br>父親が育児に参加しやすいように、声かけを行った。                                                                                                               |     |                                                       |        |                |
|                        | ○母子手帳交付の際、外国版の副読本も配布した。<br>○地域子育て支援情報を掲載した区子育てブックの中で、外国語の方向けのページを設けた。<br>○外国から、または外国語を話す転入者の方へ、外国語でのこども支援室での転入手続きのご案内を配布した。                             | A   | 継続して実施予定。                                             | 2      | 多摩区役所こども支援室    |
|                        | 外国人の子育てグループの情報を保健福祉センター内の掲示板などで提供している。                                                                                                                  | B   | 子育てグループ情報を集約しているこども支援室と連携して、引続き外国人の子育てグループの情報を提供していく。 | 2      | 麻生区役所保健福祉サービス課 |
|                        | ○子育て支援を必要とする外国人に、区内在住のボランティアを紹介し支援している。<br>○子育て支援センターの施設案内英語版を作成し配布した。<br>●男女平等推進に配慮した点<br>外国の方または、外国語を話す妊婦や子育て中の方わかりやすく情報を提供した。                        | B   | 子育て情報を掲載した子育て情報誌を作成する中に外国人向けのページを設ける。                 | 2      | 麻生区役所こども支援室    |

| 事業内容                                          |                                                       | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                     | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                                     | 今後の方向性 | 所管課               |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------|
| 【基本施策2】 援助を必要とする女性及び支援団体等への財政的支援を含むさまざまな支援の充実 |                                                       |                                                                                                                                                                                              |     |                                                                                                                    |        |                   |
| 施策6                                           | ドメスティック・バイオレンス等による被害者及び同伴の子どもへの支援                     |                                                                                                                                                                                              |     |                                                                                                                    |        |                   |
| 15                                            | ドメスティック・バイオレンス等による被害者及び同伴の子どもに対して、適切な相談・救済や情報提供を行います。 | <p>○女性のための総合相談を実施し、事案に応じて関係機関と緊密な連携を取り、被害者と同伴のこどもの支援救済に努めた。引き渡しは827件だった。</p> <p>○男女共同参画センターにおいて、DV被害者の自立支援を目的とした支援物資の募集を実施した。届いた物品は、シェルターを運営する民間組織を通じてDV被害者に提供された。使いやすさを意識した募集条件を付すなどした。</p> | A   | ひきつづき、女性のための総合相談を充実させ、区や児童相談所等との連携を強化し、子どものケアにも努める。女性への暴力をなくす運動期間中にあわせて実施し、単に物資募集を行うだけでなく、期間やキャンペーン自体の認知度向上にもつなげる。 | 2      | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |
|                                               |                                                       | <p>○DV等による被害者及び同伴の子どもに対して、適切な相談・支援や情報提供を行った。</p> <p>○被害者等への適切な支援を目指し、児童関係職員を対象にDV被害者支援への研修を実施した。</p>                                                                                         | A   | <p>○引き続き、DV等による被害者及び同伴の子どもに対して、適切な相談・支援や情報提供を行っていく。</p> <p>○引き続き児童関係職員を対象に研修を行っていく。</p>                            | 1      | 市民・こども福祉課         |
|                                               |                                                       | 被害者へのよりスムーズな支援を目指し、市内・県内の相談機関及び一時保護施設、また児童相談所を含むこども家庭センターなど関係機関との連携強化を図れた。                                                                                                                   | A   | 現在の関係機関との良好な関係を維持し、さらなる被害者へのスムーズな支援に繋げる。                                                                           | 2      | 川崎区役所保健福祉サービス課    |
|                                               |                                                       | DV被害にかかわる電話や面接での相談を実施し。関係機関と連携しながら被害者への支援を実施した。                                                                                                                                              | B   | 継続実施。関係機関との連携強化が必要。また職場ぐるみでの安全な対応が必要。                                                                              | 2      | 幸区役所保健福祉サービス課     |
|                                               |                                                       | DV被害者への電話や面接での相談を実施し、適切な支援を実施した。                                                                                                                                                             | B   | 女性相談員不在時の相談体制の強化と、関係機関との一層の連携を図る必要がある。相談ケースの増加に対応できる、女性相談員の体制強化が課題（女性相談員の正職員化、複数化）。                                | 1      | 中原区役所保健福祉サービス課    |
|                                               |                                                       | ●男女平等推進に配慮した点<br>女性のみでなく、男性のDV被害の相談も受けている。                                                                                                                                                   |     |                                                                                                                    |        |                   |
|                                               |                                                       | DVにかかわる問題等、迅速な対応が必要とされる相談内容については、保健福祉センターに設置された女性相談員と、学校・保育園等、子どもに関係する機関とが連携をはかり救援・支援を行った。                                                                                                   | B   | 相談内容の特殊性から、関係機関との連携をより密にすることにより、被害女性の人権をまもりつつ、迅速かつ確実な対応を行っていく必要がある。                                                | 2      | 高津区役所保健福祉サービス課    |
|                                               |                                                       | ●男女平等推進に配慮した点<br>様々な機関からの意見を求め、情報共有をはかった。                                                                                                                                                    |     |                                                                                                                    |        |                   |
|                                               |                                                       | 適切な支援を行うため、所内関係部署との情報の共有、連絡を密にしている。定例の宮前保健福祉センター虐待予防検討会議の場を活用して情報交換、検討を行っている。                                                                                                                | A   | 継続。                                                                                                                | 2      | 宮前区役所保健福祉サービス課    |
|                                               |                                                       | ●男女平等推進に配慮した点<br>様々な機関からの意見を求め、情報の共有をはかった。                                                                                                                                                   |     |                                                                                                                    |        |                   |
|                                               |                                                       | 月1回庁内関係部署と連携会議の実施及び区内職員向け研修を2回実施した。このことにより、適切な相談、支援ができた。                                                                                                                                     | B   | 継続して実施する。                                                                                                          | 2      | 多摩区役所保健福祉サービス課    |
|                                               |                                                       | ●男女平等推進に配慮した点<br>被害者の人権を擁護し、自立できるように支援した。                                                                                                                                                    |     |                                                                                                                    |        |                   |



| 事業内容                                         |                                                             | 平成22年度実績                                                                                           | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                                 | 今後の方向性 | 所管課                   |
|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----------------------|
| 15                                           | ドメスティック・バイオレンス等による被害者及び同伴の子どもに対して、適切な相談・救済や情報提供を行います。       | 施策企画課に対し、相談員の連絡会の場などで、研修の窓口を幅広くするよう働きかけ、所内関係部署にも研修の積極的な参加を呼びかけた。                                   | A   | 適切な支援のために、福祉事務所内各部署やその他関係機関との連携を深め、相談者のニーズを踏まえつつ、適切な支援を迅速に行っていく。                                               | 2      | 麻生区役所保健福祉サービス課        |
|                                              |                                                             | DV等による被害女性に対して、速やかに適切な相談・救済や情報提供を行った。                                                              | B   | DV等の被害女性に対しては、安心して相談できる環境を整備して相談・救済に応じるとともに、必要な情報提供を行う。                                                        | 2      | 市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン |
| 16                                           | 一時保護施設に避難している子どもの学業や精神面をサポートするための人材を紹介する等、支援を行います。          | 一時保護施設等に避難している子どもの学業や精神面への対応については、相談員の定例会で検討を行ったほか、随時児童相談所等と連携を図った。                                | C   | 一時保護施設等に避難している子どもの学業や精神面への対応については、今後も状況把握を行うとともに、児童相談所等関係機関との連携を行っていく。                                         | 1      | 市民・子ども局子ども福祉課         |
|                                              |                                                             | 一時保護所における子どもの心身の安定と健全な生活習慣の回復等を図るため、児童福祉司・児童心理司等を含む専門職による支援の充実を図ることにより、生活指導や行動観察、施設入所等に役立てることができた。 | B   | 今後も引き続き、一時保護児童に対する専門的人材による支援の充実を図っていく。                                                                         | 2      | 市民・子ども局児童相談所          |
|                                              |                                                             | 区と学校、市町村など関連する機関と円滑かつ迅速に、またDV被害者とそのこどもの安全性を確保しながら就学支援に努めた。                                         | B   | 昨今DV被害者が増加する中、受け入れ先の自治体との連絡調整に苦慮する場面が多く、安全性を確保したうえで、就学支援においてスムーズな対応が必要である。                                     | 2      | 教育委員会学事課              |
|                                              |                                                             | ●男女平等推進に配慮した点<br>DV被害者とそのこどもの人権を考慮し、関係機関との連絡調整を行った。                                                |     |                                                                                                                |        |                       |
| 施策7 ドメスティック・バイオレンス被害者等の援助を必要とする女性に対する保護施設の充実 |                                                             |                                                                                                    |     |                                                                                                                |        |                       |
| 17                                           | ドメスティック・バイオレンス被害者等の一時保護施設である民間シェルターの運営に対する支援及び財政的な支援を実施します。 | 男女共同参画センターにおいて、DV被害者の自立支援を目的とした支援物資の募集を実施した。届いた物品は、シェルターを運営する民間組織を通じてDV被害者に提供した。                   | A   | シェルターの委託事業及び支援物資の提供など、今後も民間シェルターと連携をとりつつ進めていく。<br>女性への暴力をなくす運動期間中にあわせて実施し、単に物資募集を行うだけでなく、キャンペーン自体の認知度向上にもつなげる。 | 2      | 市民・子ども局人権・男女共同参画室     |
|                                              |                                                             | ○市内民間シェルターへの財政的支援を強化した。<br>○相談員の定例会、また関係会議にて情報交換を行い、一時保護施設の現状・課題について確認した。                          | A   | ○DV施策において公的役割を補うシェルターに対し、運営に必要な財政支援を行なう。<br>○DV施策に係る会議等で関係機関との連携強化を図る。                                         | 1      | 市民・子ども局子ども福祉課         |
| 18                                           | 援助を必要とする女性への支援を目的として一時宿泊施設を活用します。                           | 平成20年度にホームレス緊急一時宿泊施設を廃止しましたが、廃止後はホームレス自立支援センターに緊急一時宿泊枠を設置し、緊急ニーズへの対応を行いました。                        | B   | 今後においても、緊急のニーズが見込まれることから、本事業において対応可能な範囲の中で引き続き実施してまいります。                                                       | 2      | 健康福祉局地域福祉課            |
|                                              |                                                             | ●男女平等推進に配慮した点<br>関係機関等との連携を図りながらホームレス自立支援センターに設置の緊急一時宿泊枠において、女性のホームレスについても円滑な受入を行いました。             |     |                                                                                                                |        |                       |

| 事業内容                                        |                                                 | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                                                 | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                                                                              | 今後の方向性 | 所管課               |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------|
| 施策8 ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害を受けた女性に対する生活基盤の確立支援 |                                                 |                                                                                                                                                                                                                          |     |                                                                                                                                                             |        |                   |
| 19                                          | 生活基盤確立支援のための施設に向けた積極的な検討を行います。また、引き続き居住支援に努めます。 | 必要に応じて対象者には、生活基盤の確立に向け、支援施設につなげたり、住居設定の支援を行ったほか、相談員の定例会で自立支援について検討を行った。                                                                                                                                                  | B   | 引き続き、必要に応じて生活基盤の確立に向け、支援施設につなげたり住居設定の支援を行う。                                                                                                                 | 1      | 市民・こども局こども福祉課     |
|                                             |                                                 | DV被害者の民間賃貸住宅における入居支援について、関係課と連携を図り居住支援制度における2件の利用実績があった。                                                                                                                                                                 | B   | DV被害者が居住支援制度を利用する場合、緊急連絡人が必要であるが、親族や支援団体に求めることが難しいため、関係課と調整をはかり、対応できるか検討していく。                                                                               | 2      | まちづくり局住宅整備課       |
|                                             |                                                 | ●男女平等推進に配慮した点<br>市職員及び支援団体等の職員に対して、研修会を実施し、制度の普及・啓発をはかった。                                                                                                                                                                |     |                                                                                                                                                             |        |                   |
|                                             |                                                 | 入居実績なし。                                                                                                                                                                                                                  | B   | 提供予定の住宅には照明器具等の設備がないなど課題があるが、引き続き、市営住宅の管理に支障がない範囲で支援を行なっていく。                                                                                                | 2      | まちづくり局住宅管理課       |
| 20                                          | 生活基盤を確立するために必要な職業訓練や就労に対する情報を提供します。             | 男女共同参画センターにおいて、再就職を目指す女性のためのパソコン講座を継続実施した。その他にも、再就職に必要な就労環境や労働条件に関するノウハウや法律知識、さらにはメイクや面接などで求められるスキルなどをピックアップした講座を年間を通じて開催した。                                                                                             | B   | ○女性の就業支援、職務能力向上に向けた支援について、多様なニーズに応じていけるよう豊富なメニューを企画していく。<br>○女性の再就業につながるような効果的なコンテンツや受講者のニーズを盛り込みながら実施していく。また経済的に困難な状況にある女性のためのパソコン講座を、全国女性会館協議会の女性により実施する。 | 1      | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |
|                                             |                                                 | 必要に応じて対象者には就労等に関する情報提供を行ったほか、相談員の定例会で自立支援について検討を行った。                                                                                                                                                                     | B   | 個別には、被害者の心身状況を見ながら就労についての情報提供を行なっているが、就労支援は自立支援の一貫であるとして支援者の意思統一を図る必要がある。                                                                                   | 1      | 市民・こども局こども福祉課     |
|                                             |                                                 | ○就業支援ポータルサイト「JOB-Lかわさき」を開設し、求人情報や企業情報、就業支援機関、生活住宅支援策の紹介、及び就業関係イベント情報などを掲載した。また平成22年10月にはモバイルサイトも開設した。<br>○情報誌「かわさき労働情報」において、労働基準法の改正や地域雇用創造推進事業の案内、就業支援室「キャリアサポートかわさき」や「かわさき若者サポートステーション」の各種事業案内、県立東部総合職業技術校の募集記事等を掲載した。 | A   | 「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大、就業支援ポータルサイトの内容の充実に努め、効果的な広報を展開する。                                                                                   | 2      | 経済労働局労働雇用部        |

| 事業内容                            |                                                   | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                         | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                                                                            | 今後の方向性 | 所管課               |
|---------------------------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------|
| 施策9                             | 援助を必要とする女性のニーズの把握及び必要な支援の推進                       |                                                                                                                                                                                                  |     |                                                                                                                                                           |        |                   |
| 21                              | 調査等の実施により、援助を必要とする女性のニーズの把握に努め、支援を実施します。          | ○「かわさきの男女共同参画データブック」を製作し、市内に配布した。今回の調査・分析結果を基にして、川崎市における男女共同参画の進捗状況を把握できるよう発展的な研究が展開できるような素地を築き上げた。                                                                                              | B   | データブックの結果や、女性のための総合相談を通じて見えてくるさまざまな課題をとらえ、市民のニーズを踏まえた事業を展開していく。女性の再就職支援に関する追跡調査を実施し、センター主催事業への参加者にどのような成果が出たかを追跡調査する。その調査結果を踏まえて、より効果的な事業の組み立てと企画立案に役立てる。 | 2      | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |
| 22                              | 人身取引(トラフィッキング)の防止に関する啓発及び被害者への支援を実施します。           | 男女共同参画センターでは、ポスターの掲示に加えて、来場者が自由に持ち帰られるように館内にちらしを配架した。                                                                                                                                            | B   | ポスター、ちらし等を活用した啓発活動に努めていく。今後も、当該情報を必要とする人々へ届けるとともに、より来館者への啓発も含めた対応を行う。                                                                                     | 2      | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |
|                                 |                                                   | 人身取引被害者について、実態把握を行ってきたが、22年度については被害者は確認できなかった。                                                                                                                                                   | A   | 人身取引被害者について、引き続き実態把握に努めるとともに、被害者が発見された場合には、速やかに保護・支援を実施する。                                                                                                | 1      | 市民・こども局こども福祉課     |
| 【基本施策3】性と生殖に関する健康と権利を守るための取組の充実 |                                                   |                                                                                                                                                                                                  |     |                                                                                                                                                           |        |                   |
| 施策10                            | 性と生殖に関する健康と権利について学ぶ機会と情報の提供                       |                                                                                                                                                                                                  |     |                                                                                                                                                           |        |                   |
| 23                              | 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての講座を開設します。     | 実績なし。                                                                                                                                                                                            | E   | 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての講座を開設するよう努力する。                                                                                                        | 1      | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |
|                                 |                                                   | 保健福祉センターにて、健全母性育成事業として、電話・面接による思春期保健相談を随時行なった。<br>(電話相談 70件 面接相談 49件)<br>学校等と連携しながら性感染症予防、性について、命の大切さなどをテーマにした講演会など集団指導を実施した。<br><br>●男女平等推進に配慮した点<br>相談や集団指導の中で、性別に関わらず、一人ひとりの個性を尊重する大切さを伝えている。 | B   | 今後も学校や関係機関と連携しながら、実施していく。                                                                                                                                 | 2      | 市民・こども局こども家庭課     |
| 24                              | 市のホームページを活用し、男女平等や性と生殖に関する健康と権利の問題に関する情報提供を実施します。 | 男女共同参画センターのホームページでは開催する講座の情報掲載を通じて講座参加の促進を図った。                                                                                                                                                   | B   | 市のホームページを活用し、男女平等や性と生殖に関する健康と権利の問題に関する情報提供を実施するよう努める。                                                                                                     | 2      | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |
| 施策11                            | 女性専用外来の設置の推進及び市民への情報提供                            |                                                                                                                                                                                                  |     |                                                                                                                                                           |        |                   |
| 25                              | 医療機関における女性専用外来の設置を推進します。                          | 病院内保育施設の運営を補助し、医療従事者等が働きやすい職場環境作りについて支援しました。                                                                                                                                                     | A   | 県と協議の上、今後とも必要な予算の獲得に努めていく。                                                                                                                                | 1      | 健康福祉局地域医療課        |
| 26                              | 女性専用外来設置医療機関の情報提供を実施します。                          | 市ホームページ「かわさきのお医者さん」により、女性医師による診療について、情報提供を行いました。                                                                                                                                                 | A   | 今後とも市ホームページ「かわさきのお医者さん」により、女性医師による診療について、情報提供を行います。                                                                                                       | 2      | 健康福祉局地域医療課        |

| 事業内容 |                                             | 平成22年度実績                              | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                    | 今後の方向性 | 所管課        |
|------|---------------------------------------------|---------------------------------------|-----|---------------------------------------------------|--------|------------|
| 施策12 |                                             | 周産期医療の体制の確保                           |     |                                                   |        |            |
| 27   | 周産期医療の課題を明らかにし、本市における周産期医療体制の確保に向けた取組を進めます。 | 聖マリアンナ医科大学病院の総合周産期母子医療センターの運営を支援しました。 | A   | 総合周産期母子医療センターの着実な運営を支援するとともに市内医療機関との連携について協議していく。 | 1      | 健康福祉局地域医療課 |
|      |                                             | NICUを安定的に稼働させ、集中治療が必要な妊婦及び新生児に提供した。   | A   | 引き続き、NICUを安定的に稼働させ、集中治療が必要な妊婦及び新生児に提供していく。        | 2      | 病院局庶務課     |

| 事業内容                        | 平成22年度実績                                              | 達成度                                                                                                                                                                                                                                                                         | 平成23年度計画、事業の課題 | 今後の方向性                                                                                                               | 所管課                    |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 柱Ⅱ 仕事と暮らしへの支援               |                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                             |                |                                                                                                                      |                        |
| 【基本施策4】 安定した就業機会の確保と就業継続の支援 |                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                             |                |                                                                                                                      |                        |
| 施策13                        | 女性に対する就業支援の充実                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                             |                |                                                                                                                      |                        |
| 28                          | 「労働状況実態調査」を通じて、女性の就業状況に関する調査を実施します。                   | ○「川崎市労働状況実態調査」において育児・介護休業制度や子の看護休暇の整備状況やワーク・ライフ・バランスの取組み状況、女性管理職の割合について調査した。<br>○情報誌「かわさき労働情報」において、男女雇用機会均等月間、ワーク・ライフ・バランスキャンペーンやシンポジウム、川崎市労働状況実態調査結果の速報版概要等の記事を掲載した。<br>○小冊子「働くためのガイドブック」に男女雇用機会均等法やセクハラ、改正育児・介護休業法、母性保護等について掲載した。<br>○街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。     | A              | 今後も「川崎市労働状況実態調査」等において、女性の就業状況に関する調査を実施していく。                                                                          | 2<br>経済労働局労働雇用部        |
| 29                          | 就業を望む女性に対し、「かわさき労働情報」等において多様な働き方に関する情報提供や講座の広報を実施します。 | ○かわさき労働情報において「男女雇用機会均等月間」についての情報を掲載した。<br>○男女共同参画センターにおいて、年3回発行している「すくらむ21通信」において起業家支援を目的に実施している講座メニューを一覧にして掲載するなど、全体像をまとめた形で掲載した。                                                                                                                                          | B              | すくらむ通信、ホームページ等により就業を望む女性に対し、「かわさき労働情報」等において多様な働き方に関する情報提供や講座の広報に努める。<br>今後も様々な媒体を通じて、参考となるように女性の多様な働き方に関する情報を提供していく。 | 1<br>市民・こども局人権・男女共同参画室 |
|                             |                                                       | ○就業支援ポータルサイト「JOB-1かわさき」を開設し、求人情報や企業情報、就業支援機関、生活住宅支援策の紹介及び就業関係イベント情報などを掲載した。また平成22年10月にはモバイルサイトも開設した。<br>○情報誌「かわさき労働情報」において、男女雇用機会均等月間、ワーク・ライフ・バランスキャンペーンやシンポジウム等の記事を掲載した。<br>○小冊子「働くためのガイドブック」に男女雇用機会均等法やセクハラ、改正育児・介護休業法、母性保護等について掲載した。<br>○街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。 | A              | 「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大、就業支援ポータルサイトの内容の充実に努め、効果的な広報を展開する。                                            | 2<br>経済労働局労働雇用部        |
| 30                          | 女性の就業、就業継続及び再就職に向けて支援講座を実施します。                        | 男女共同参画センターにおいて、以下の事業を実施した。<br>①再就職準備セミナー（全9回講座）<br>②再就職に役立つ女性のためのパソコン講座（エクセル編、パワーポイント講座）<br>③再就職のための個別カウンセリング<br><br>●男女平等推進に配慮した点<br>再就職に役立つ女性のためのパソコン講座参加者のうち、ひとり親家庭の母親の場合は、受講金額を割り引く対応を行っている。                                                                            | A              | 特定非営利活動法人全国女性会館協議会主催による日本マイクロソフト社助成事業である「経済的に困難な状況にある女性のためのパソコン講座事業を始めとする支援講座を展開する。                                  | 2<br>市民・こども局人権・男女共同参画室 |
|                             |                                                       | 川崎市母子福祉センターにおいて、母子家庭の母及び寡婦を対象に就業支援に関する講座を開催した。                                                                                                                                                                                                                              | A              | 引き続き、母子福祉センターにて母子家庭の母及び寡婦を対象に就業支援に関する講座を開催する。                                                                        | 1<br>市民・こども局こども福祉課     |
|                             |                                                       | 就業支援室「キャリアサポートかわさき」の「就職準備セミナー」において、対象者別セミナーとして「女性向けセミナー」を10回実施した。                                                                                                                                                                                                           | A              | 今後も対象者のニーズを把握して、より効果的な対象者別のセミナーを実施する。                                                                                | 2<br>経済労働局労働雇用部        |

| 事業内容                              |                                                              | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                                                                                                     | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                                   | 今後の方向性 | 所管課               |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------|
| 31                                | 起業セミナー等の開催や情報提供を通じ、起業を望む女性及び起業した女性を支援します。                    | ○男女共同参画センターにおいて、以下の講座を実施した。<br>①女性起業家ビギナーズサロン（全5回）<br>②商人（あきんど）デビュー塾<br>③女性起業家ミニ見本市（公募・選考の上で、すくらむ21まつりにブース出店）<br>④ぐるっと川崎創業支援店舗ツアー                                                                                                                                            | A   | これまで通り、学習研修事業の中に女性チャレンジ支援の枠を維持する。一方で、スキルアップの段階から自立にいたるまでの経緯を考慮したプログラム作りにも心がける。今後も利用者のニーズの把握に努め、それに合わせた事業を実施していく。 | 2      | 市民・子ども局人権・男女共同参画室 |
|                                   |                                                              | 起業・創業に関心を持つ者を対象に、起業家オーディション・起業家塾・創業フォーラムなど各種支援事業を実施。                                                                                                                                                                                                                         | B   | 引き続き男女平等推進に配慮して事業を推進する。                                                                                          | 2      | 経済労働局新産業創出担当      |
|                                   |                                                              | ●男女平等推進に配慮した点<br>応募者の資格を制限しない。                                                                                                                                                                                                                                               |     |                                                                                                                  |        |                   |
|                                   |                                                              | 商人デビュー塾（全14回）市内の商店街で創業予定者に創業実践準備講座を行った。平成22年6月9日（水）～8月11日（水）                                                                                                                                                                                                                 | A   | 商人デビュー塾（全14回）市内の商店街で創業予定者に創業実践準備講座を行う。                                                                           | 2      | 経済労働局商業観光課        |
|                                   |                                                              | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女共同参画センター（すくらむ21）と共同して実施した。                                                                                                                                                                                                                                |     |                                                                                                                  |        |                   |
|                                   |                                                              | 融資制度を継続して創業支援資金のうち代表者が女性の場合は「シニア・女性起業家支援資金」を利用できるように、女性の起業を支援した。（平成22年度融資実績 12件 91,900（千円）                                                                                                                                                                                   | B   | 今後も当該融資制度の周知を図り、利用されるように努めていく。                                                                                   | 2      | 経済労働局金融課          |
| 施策14 事業所における就業に関する男女共同参画の取組への働きかけ |                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                              |     |                                                                                                                  |        |                   |
| 32                                | 短時間勤務や在宅勤務等の多様な働き方を推進するために、「かわさき労働情報」等により事業者に対する情報提供等を実施します。 | かわさき労働情報において「男女雇用機会均等月間」についての情報を掲載した。                                                                                                                                                                                                                                        | C   | 「かわさき労働情報」に限らず、さまざまな媒体を通じて事業者に対する情報提供を実施する。                                                                      | 1      | 市民・子ども局人権・男女共同参画室 |
|                                   |                                                              | ○就業支援ポータルサイト「JOB-1かわさき」を開設し、求人情報や企業情報、就業支援機関、生活住宅支援策の紹介、及び就業関係イベント情報などを掲載した。また平成22年10月にはモバイルサイトも開設した。<br>○情報誌「かわさき労働情報」において、男女雇用機会均等月間、ワーク・ライフ・バランスキャンペーンやシンポジウム等の記事を掲載した。<br>○小冊子「働くためのガイドブック」に男女雇用機会均等法やセクハラ、改正育児・介護休業法、母性保護等について掲載した。<br>○街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。 | A   | 「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大、就業支援ポータルサイトの内容の充実に努め、効果的な広報を展開する。                                        | 1      | 経済労働局労働雇用部        |
| 33                                | 市の入札時における主観的評価項目制度への男女共同参画視点の導入について周知します。                    | 入札参加条件として利用することができる主観評価項目制度の評価項目に男女共同参画の項目を導入している。<br>●男女平等推進に配慮した点<br>来庁する事業者に対し、男女平等に関する啓発を目的としたパンフレット等を配布した。                                                                                                                                                              | B   | 入札参加者の評価項目として、引き続き男女共同参画の視点を項目として導入していく。                                                                         | 2      | 財政局契約課            |



| 事業内容                            |                                                           | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                                                           | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                                   | 今後の方向性 | 所管課               |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------|
| 34                              | 企業研修等の講座の開催及び講師紹介、ビデオ等の資料提供を実施します。                        | ○川崎市男女共同参画センターでは、市民館やPTA協議会などからの依頼を受けて外部での出前講座を実施した。テーマは、ワーク・ライフ・バランス、コミュニケーション、ハラスメント予防、草食系男子、少子化、婚活、男女共同参画、女性のキャリア構築など多彩なテーマにわたった。<br>○センター職員が興味関心に基づき選定した書籍を呼んだ感想を、「ブック・レビュー」としてすくらむ21スタッフブログに掲載している他、交流室や情報提供室において書籍の紹介を行っている。 | A   | 前年度までの講座実績を踏まえて、既存の機関との意見・情報交換に基づき講座や研修を実践していく。特に男女共同参画や男女平等に関する講座については、市民館・図書館や市民団体と連携して、実施していく。                | 2      | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |
| 35                              | 男女共同参画を促進するための制度や仕組みづくりを行っている事業者を広報誌やインターネットを通じて広報します。    | ○「かわさき男女共同参画ネットワーク」について、引き続きホームページで紹介をしている。<br>○川崎地下街通路広報コーナーで「男女共同参画ネットワーク」を紹介する掲示を行った。(1月21日から2月3日)                                                                                                                              | B   | かわさき男女共同参画ネットワークについては、今後も広く広報していく。                                                                               | 1      | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |
| 施策15 市役所における公正な処遇が図られた多様な働き方の推進 |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                    |     |                                                                                                                  |        |                   |
| 36                              | 多様な働き方を視野に入れ、より良い雇用環境づくりを推進します。                           | 非常勤嘱託員及び臨時的任用職員の休暇制度の充実を図るため、平成22年6月30日から子の看護休暇の拡充及び短期介護休暇の新設など、特別休暇制度を改正した。また、非常勤嘱託員について、平成23年4月から育児休業、部分休業及び介護休暇を新設することとした。                                                                                                      | A   | 引き続き、よりよい雇用環境づくりに努めていく。                                                                                          | 2      | 総務局人事課            |
| 【基本施策5】 豊かな生活のための時間と空間の確保への支援   |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                    |     |                                                                                                                  |        |                   |
| 施策16 生活を豊かにするための情報提供や講習等の充実     |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                    |     |                                                                                                                  |        |                   |
| 37                              | 仕事と暮らしの両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座・イベントの開催及び情報提供を実施します。 | ○神奈川労働局、神奈川県、横浜市、相模原市との共催で平成22年7月12日にワーク・ライフ・バランスのシンポジウム「働き方改革が企業を変える！」を高津市民館で開催した。<br>○男女共同参画センター職員等により、センターの内外でワーク・ライフ・バランスに関連する講座や出前研修を実施した。                                                                                    | B   | 平成23年度も引き続き神奈川労働局、神奈川県、横浜市、相模原市と共催でワーク・ライフ・バランスのシンポジウムを開催する。(会場は相模原市を予定)                                         | 2      | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |
|                                 |                                                           | 7月12日に県内4県市合同による「神奈川ワーク・ライフ・バランスシンポジウム」を高津市民館にて開催した。また、九都県市合同による取組として、8月と11月に一斉定時退庁を実施した。                                                                                                                                          | A   | 引き続き、4県市合同によるシンポジウムの開催及び九都県市による一斉退庁等、イベントへの参加を予定している。また、市民や企業向けに制度の普及・啓発を目的とした事業及びワーク・ライフ・バランス推進フォーラムを開催する予定である。 | 2      | 市民・こども局こども企画課     |
|                                 |                                                           | 教育文化会館・市民館で実施している主催事業において、適宜啓発に努めた。また男女平等推進学習において、ワークライフバランスを主題とした講座を3事業実施した。<br>●男女平等推進に配慮した点<br>参加者にとって、平易ですぐに取り組みやすいプログラムづくりに努めた。                                                                                               | A   | 引き続き、学習機会の提供及び情報提供に努める。                                                                                          | 2      | 教育委員会生涯学習推進課      |
| 38                              | 趣味やレクリエーション等、個人の生活を豊かにするための講座・イベントの開催や生涯学習情報等の提供を実施します。   | 男女共同参画センターにおいて、市民講師による講座や、趣味の範囲を広げられる講座を開催した。                                                                                                                                                                                      | B   | 今後も、趣味や関心を広げて個人や家族、地域とのつながりを充実できるような講座の実施に努めていく。                                                                 | 2      | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |

| 事業内容                               |                                                         | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                          | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                            | 今後の方向性 | 所管課           |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------|--------|---------------|
| 38                                 | 趣味やレクリエーション等、個人の生活を豊かにするための講座・イベントの開催や生涯学習情報等の提供を実施します。 | こども文化センターにおいて、各種イベントやクラブ活動等を実施した。また依頼があった場合にはポスター、パンフレット等を配布し情報提供を行った。                                                                                                                            | A   | 今後も引き続き男女平等についての理解を深めて事業を実施するよう指定管理者等を指導します。                              | 2      | 市民・こども局青少年育成課 |
|                                    |                                                         | ●男女平等推進に配慮した点<br>イベント等を実施する場合男女が共に参加できるものとなるよう配慮した。                                                                                                                                               |     |                                                                           |        |               |
|                                    |                                                         | 教育文化会館・市民館で実施している主催事業において市民の主体的な学習を振興するとともに、市民館だより、ふれあいネット生涯学習情報、情報コーナー等により、幅広く生涯学習情報を提供した。                                                                                                       | A   | 引き続き、学習機会の提供及び情報提供に努める。                                                   | 2      | 教育委員会生涯学習推進課  |
|                                    |                                                         | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女平等に配慮した適切な内容であることを確認して、市民への情報提供を図った。                                                                                                                                           |     |                                                                           |        |               |
| 39                                 | 子どもと一緒に参加できる文化事業への取組を進めます。                              | ○8月1日から3日にかけて、ミューザ川崎シンフォニーホール主催で「こどもフェスタコンサート」を開催し、3公演で3,479人の入場者があった。<br>○川崎市アートセンター主催でクラウン（道化師）パフォーマンスの舞台づくりをテーマに、世代を超え大人も交えた青少年舞台芸術教育・育成事業を実施し、参加者は22名（こども14名、大人8名）、5月1日、2日の3公演で計519名の来場者があった。 | A   | 今後も引き続き子どもが参加できる文化事業に多くの方に参加してもらうため、取組の推進や広報活動の充実等について指定管理者に指導していく。       | 2      | 市民・こども局市民文化室  |
| 施策17 男女共同参画の視点に配慮した快適に暮らせるまちづくりの推進 |                                                         |                                                                                                                                                                                                   |     |                                                                           |        |               |
| 40                                 | 子育てや介護におけるバリアフリーやプライバシー保護等の視点から、公共的施設の設備等を点検します。        | 「川崎市福祉のまちづくり条例」の適合率向上を目的とした研修会を神奈川県、横浜市と共催で行いました。                                                                                                                                                 | A   | 引き続き「川崎市福祉のまちづくり条例」の適合率向上を目的とした普及啓発活動を行います。                               | 2      | まちづくり局企画課     |
|                                    |                                                         | 平成22年度については、公園のトイレ3件の新設、1件の建替えを行った。                                                                                                                                                               |     |                                                                           |        |               |
|                                    |                                                         | ●男女平等推進に配慮した点<br>トイレの新設や建替えに伴い、ベビーシートやベビーチェアの設置を行った。                                                                                                                                              | B   | 公園トイレについては、引き続き利用者からの要望を踏まえ、トイレの形状・構造などを鑑み、その対応を検討していく。                   | 1      | 建設緑政局公園管理課    |
|                                    |                                                         | 平成22年度は新設、改築は実施なし。                                                                                                                                                                                | E   | 公衆トイレの新設や改築のある場合には、引き続きトイレ全体の形状・構造、周辺の状況及び設置後の維持管理等を総合的に勘案し、適宜、対応を検討していく。 | 2      | 環境局収集計画課      |



| 事業内容               |                                                       | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                                                     | 今後の方向性 | 所管課               |
|--------------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------|
| 41                 | 女性や子ども・高齢者を犯罪から守る環境整備を推進します。                          | <p>○こどもが被害者となる犯罪を未然に防止し、地域住民がこどもを見守れるようなまちづくりを推進していくため、市及び各区において毎月1日と10日を「こども安全の日」として、こどもの見守り活動を推進した。</p> <p>○「青色防犯パトロールカー」を活用し、下校時を中心に、市内の小学校（わくわくプラザ）やこども文化センター周辺のパトロールを行った。</p> <p>○犯罪被害者等支援相談を実施し、DVや性犯罪をはじめとする各種犯罪被害に対し、専門の相談員が面接又は電話により各種支援施策の情報提供などを行った。</p> <p>●男女平等推進に配慮した点<br/>犯罪被害者等支援相談に当たっては、男女の別や年齢にかかわらず、個別の会議室等を使用して人権やプライバシーに配慮し、被害者の立場に立った適切かつきめ細かな支援を行った。</p> | B   | 地域における自主防犯活動の推進を図るため、防犯ベストや腕章など、活動を行う際に必要な物品の提供を行い、地域における防犯パトロールや児童の見守り活動などの自主防犯活動を支援するとともに、自主防犯活動団体相互の連携強化を図るために、団体間の連絡調整等を図っていく。 | 2      | 市民・こども局地域安全推進課    |
| 施策18 長時間労働抑制に向けた取組 |                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |     |                                                                                                                                    |        |                   |
| 42                 | 市民・事業者向け広報資料の配布等により、事業所における長時間労働抑制への周知・啓発を実施します。      | <p>男女共同参画センターによるワーク・ライフ・バランスの講座において長時間労働に関わる影響やその抑制の必要性に関する情報の提供を行った。</p> <p>○情報誌「かわさき労働情報」において、ゆとり創造月間、男女雇用機会均等月間、ワーク・ライフ・バランスキャンペーンやシンポジウム、川崎市労働状況実態調査結果の速報版概要等の記事を掲載した。</p> <p>○小冊子「働くためのガイドブック」に労働契約・就業規則から退職解雇に至るまでの働くための法律知識や労働問題相談先などの各種情報を掲載した。</p> <p>○緊急街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。</p>                                                                            | B   | ワーク・ライフ・バランスと男女共同参画の推進は重要なポイントであり、引き続き周知・啓発を行っていく。                                                                                 | 2      | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |
|                    |                                                       | <p>○情報誌「かわさき労働情報」において、ゆとり創造月間、男女雇用機会均等月間、ワーク・ライフ・バランスキャンペーンやシンポジウム、川崎市労働状況実態調査結果の速報版概要等の記事を掲載した。</p> <p>○小冊子「働くためのガイドブック」に労働契約・就業規則から退職解雇に至るまでの働くための法律知識や労働問題相談先などの各種情報を掲載した。</p> <p>○緊急街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。</p>                                                                                                                                                      | A   | 「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大に努め、効果的な広報を展開する。                                                                            | 2      | 経済労働局労働雇用部        |
| 43                 | 市役所におけるノー残業デーやワーク・ライフ・バランスデーを通じて、時間外勤務を少なくする取組を推進します。 | 8月と11月にワーク・ライフ・バランスデーを設定し、定時退庁を促進した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | A   | 引き続き、ワーク・ライフ・バランスデーを実施していく。                                                                                                        | 2      | 総務局人事課            |
|                    |                                                       | <p>ワーク・ライフ・バランスデー実施状況</p> <p>実施日：8月11日、11月17日<br/>定時退庁者数：7,812人、7,710人<br/>残業者数：124人、234人</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                    | B   | ワークライフバランスデーのキャンペーン等を活用し、定時退庁日における定時退庁をより一層進めること等により、総実勤務時間の縮減に努めてまいりたい。                                                           | 2      | 総務局労務課            |
|                    |                                                       | <p>ワーク・ライフ・バランスデー実施状況</p> <p>実施日：8月11日（水）<br/>定時退庁者：1,165人<br/>残業者数：61人</p> <p>実施日：11月17日（水）<br/>定時退庁者：1,116人<br/>残業者数：44人</p>                                                                                                                                                                                                                                                   | B   | 今後も取組を続け、時間外勤務の削減を進めていく。                                                                                                           | 2      | 上下水道局庶務課          |
|                    |                                                       | ワーク・ライフ・バランスデーの周知を図った。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | B   | 引き続き市役所におけるノー残業デーやワーク・ライフ・バランスデーを広く周知して、時間外勤務を少なくする取組を推進します。                                                                       | 2      | 交通局庶務課            |

| 事業内容 |                                                       | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                 | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                    | 今後の方向性 | 所管課               |
|------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------|--------|-------------------|
| 43   | 市役所におけるノー残業デーやワーク・ライフ・バランスデーを通じて、時間外勤務を少なくする取組を推進します。 | ワーク・ライフ・バランスデーの取り組みを各所属に周知し、本庁及び病院事務局において、定時退庁を実施した。                                                                                                                                     | B   | 引き続き、ワーク・ライフ・バランスデーの取り組みを周知し、定時退庁を呼びかける。                          | 2      | 病院局庶務課            |
|      |                                                       | ワーク・ライフ・バランスデーの取り組みを周知し、年2回、毎日勤務者を対象に実施した。                                                                                                                                               | B   | 今後も定時退庁の呼びかけなど、同様の取り組みを積極的に推進していくことにより、時間外勤務削減に努める。               | 2      | 消防局人事課            |
|      |                                                       | ワーク・ライフ・バランスデーの実施を実施し、時間外の適正執行及び削減に努めた。                                                                                                                                                  | A   | 引き続き、ワークライフバランスデーを実施し、時間外の適正管理及び削減に努めていく。                         | 2      | 教育委員会庶務課          |
| 施策19 |                                                       | 年次有給休暇取得率向上への取組                                                                                                                                                                          |     |                                                                   |        |                   |
| 44   | 市民・事業者向け広報資料の配布等により、事業所における年次有給休暇制度取得向上への周知・啓発を実施します。 | 男女共同参画センターにおいて、調査研究事業の一環で製作した「かわさきの男女共同参画データブック」において年次有給休暇の消化率等に関するデータを分析した。有給休暇の取得が生活の改善や充実にどのようなつながるかを考えられる情報の提供を講座を通じて行った。                                                            | B   | 「かわさきの男女共同参画データブック」に掲載されているデータ等を基に、市民・事業者への出前講座等を通じて周知・啓発をはかる。    | 2      | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |
|      |                                                       | ○情報誌「かわさき労働情報」において、ゆとり創造月間、男女雇用機会均等月間、ワーク・ライフ・バランスキャンペーンやシンポジウム等の記事を掲載した。<br>○小冊子「働くためのガイドブック」に労働契約・就業規則から退職解雇に至るまでの働くための法律知識や労働問題相談先などの各種情報を掲載した。<br>○緊急街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。 | A   | 「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大に努め、効果的な広報を展開する。           | 2      | 経済労働局労働雇用部        |
| 45   | 市役所における年次有給休暇取得向上に向けた取組を進めます。                         | 総実勤務時間の縮減に関する通知を出すことにより、庁内に対して年次有給休暇取得向上について周知・啓発を行いました。                                                                                                                                 | A   | 総実勤務時間の縮減に関する通知を出すことにより、庁内に対して年次有給休暇取得向上について周知・啓発の取組を進めてまいりたい。    | 2      | 総務局労務課            |
|      |                                                       | 市民向け広報資料には年次有給休暇取得向上への周知・啓発内容は掲載していない。                                                                                                                                                   | D   | 今後の広報資料作成時には検討していきたい。                                             | 3      | 交通局庶務課            |
|      |                                                       | 自主考査を通じ、職員の健康保持と職務の効率的な遂行、職場内の情報共有化を含め、年次有給休暇取得向上に向け取り組んだ。                                                                                                                               | A   | 今後も、自主考査等を通じ、職員の健康保持と職務の効率的な遂行、職場内の情報共有化を含め、年次有給休暇取得向上に向け取り組んでいく。 | 2      | 病院局庶務課            |
|      |                                                       | 欠員を解消するため、新規職員を大幅に採用するなど、有給休暇取得向上に向けた課題に取り組んだ。                                                                                                                                           | C   | 引続き欠員状況等を注視していき、年次有給休暇取得の向上について、職員に周知していくこととする。                   | 1      | 消防局人事課            |

| 事業内容                 |                                                                     | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                                                                                                 | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                     | 今後の方向性 | 所管課               |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------|
| 【基本施策6】 子育てを支える環境の充実 |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                          |     |                                                                                                    |        |                   |
| 施策20                 | 事業所における男性の育児休業の取得促進に向けた取組への働きかけ                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                          |     |                                                                                                    |        |                   |
| 46                   | 「労働状況実態調査」を通じて、男性の育児休業取得に関する調査を実施します。                               | <p>○「川崎市労働状況実態調査」において育児・介護休業制度の整備状況やワーク・ライフ・バランスの取組み状況について調査した。</p> <p>○情報誌「かわさき労働情報」において男女雇用機会均等月間、ワーク・ライフ・バランスキャンペーンやシンポジウム、川崎市労働状況実態調査結果の速報版概要等を掲載した。</p> <p>○小冊子「働くためのガイドブック」に男女雇用機会均等法やセクハラ、改正育児・介護休業法、母性保護等について掲載した。</p> <p>○緊急街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。</p> | A   | 今後も「川崎市労働状況実態調査」等において男性の育児休業取得に関する調査を実施していく。                                                       | 2      | 労働雇用部労働雇用部        |
| 47                   | 男性の育児休業制度取得促進のための講座や講師紹介及び情報提供を実施します。                               | <p>○男女共同参画センターにおいて、全国9都市11施設の男女共同参画関連施設との連携により「カジダン・イクメン写真展」を開催し、市民から男性の家事参画を具体的にイメージできる写真を募集し、市民による投票によってグランプリを決定するなどし、表彰した。</p> <p>○総務局人事課からの依頼により、ワーク・ライフ・バランスの実現や育児休業との関係性について講演のできる講師を紹介し、次世代育成支援対策特定事業主行動計画業務管理者研修を開催した。</p>                                       | A   | これからもこのような取組やすぐ生活にも身近なテーマを切り口にイベント企画を実施することを通じて、男性の育児・家事への参画を啓発するとともに選択肢としての育児休業制度の利用に対する理解を深めていく。 | 2      | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |
|                      |                                                                     | <p>○情報誌「かわさき労働情報」において、男女雇用機会均等月間、ワーク・ライフ・バランスキャンペーンやシンポジウム等の記事を掲載した。</p> <p>○小冊子「働くためのガイドブック」に男女雇用機会均等法やセクハラ、改正育児・介護休業法、母性保護等について掲載した。</p> <p>○緊急街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。</p> <p>○「川崎市労働状況実態調査」において育児・介護休業制度の整備状況やワーク・ライフ・バランスの取組み状況について調査した。</p>                 | A   | 「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大に努め、効果的な広報を展開する。                                            | 2      | 経済労働局労働雇用部        |
| 施策21                 | 市役所における男性の育児休業取得率向上への取組                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                          |     |                                                                                                    |        |                   |
| 48                   | 育児休業取得状況を把握し、配偶者が出産した職員に占める育児休業取得者の割合が2013(平成25)年度までに6%となるようにめざします。 | <p>イントラネットホームページ「職員子育て応援ネット」に新たに3名の男性職員の育児休業取得体験記を掲載した。また、育児休業等の出産・育児に関わる制度をまとめた「職員子育て応援ガイドブック」を新規採用職員等に配布した。</p>                                                                                                                                                        | A   | 今後とも取り組みを実施していく。                                                                                   | 2      | 総務局人事課            |
|                      |                                                                     | <p>新規採用職員研修テキスト「勤務のしおり」を全職員に提供できるよう庁内イントラネットで共有し、周知を行った。</p> <p>●男女平等推進に配慮した点<br/>男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。</p>                                                                                                                                                             | B   | 今後とも、取組を実施していく。                                                                                    | 2      | 総務局人材育成センター       |

| 事業内容 |                                                                     | 平成22年度実績                                                                                                                 | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                  | 今後の方向性 | 所管課      |
|------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------|--------|----------|
| 48   | 育児休業取得状況を把握し、配偶者が出産した職員に占める育児休業取得者の割合が2013(平成25)年度までに6%となるようにめざします。 | 育児に係る休暇制度及び育児休業制度等について積極的に周知を行い、制度を取得しやすい環境づくりを進めた。今年度(平成23年3月1日現在)配偶者が出産した職員23人(扶養親族届等により把握できる範囲)の内、育児休業を取得した職員は0人であった。 | C   | 配偶者が出産した職員について、5日以上連続休暇の取得の促進も含め、育児休業等の制度を活用しやすい環境づくりを検討していく。   | 3      | 上下水道局庶務課 |
|      |                                                                     | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女共に育児休業を取得しやすい環境づくりを進めるため、ホームページを作成し、積極的に制度の周知を行なった。                                                   |     |                                                                 |        |          |
|      |                                                                     | 当局が主催する研修や職員向け広報誌で、育児休業制度についての情報提供を行った。                                                                                  | B   | 今後も全職員に向け情報提供を行い、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を図っていく。                      | 2      | 交通局庶務課   |
|      |                                                                     | ガイドブックを配布し、男性の育児・介護休業制度の周知を図った。                                                                                          | C   | 今後も育児・介護休業制度の周知を図っていく。                                          | 2      | 病院局庶務課   |
|      |                                                                     | 今年度、男性の育児休業取得者はいなかったが、制度に係る問合せがあった。                                                                                      | C   | 今後も引き続き、局内研修等の場において、ガイドブックを活用し周知を図っていく。                         | 2      | 消防局人事課   |
|      |                                                                     | ガイドブック等の周知を通じ、職員の意識付けを図ることができた。                                                                                          | A   | 今後も引き続き職員の意識付けを図るとともに、局内研修等、職員の集まる場を活用しながら理解促進を深めるよう努めていく。      | 2      | 教育委員会庶務課 |
| 49   | 育児休業取得促進に関するテーマを、階層別研修・講座において積極的に取り入れ、男性の育児休業取得を促進します。              | 新規採用職員に配布される「勤務のしおり」に川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画の概要を掲載した。                                                                      | A   | 今後とも取り組みを実施していく。                                                | 2      | 総務局人事課   |
|      |                                                                     | 新規採用職員研修において、研修テキスト「勤務のしおり」を活用し、周知を行った。                                                                                  | B   | 今後とも、取組を実施していく。                                                 | 2      | 総務局人材育成課 |
|      |                                                                     | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。                                                                                  |     |                                                                 |        |          |
|      |                                                                     | 育児取得促進に関するテーマで階層別研修・講座は実施していない。                                                                                          | E   | 今後、育児休業促進に関するテーマで研修等を行うことについて検討していく。                            | 3      | 上下水道局庶務課 |
|      |                                                                     | 当局が主催する研修や職員向け広報誌で、育児休業制度についての情報提供を行った。                                                                                  | B   | 今後も全職員に向け情報提供を行い、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を図っていく。                      | 2      | 交通局庶務課   |
|      |                                                                     | 男性の育児・介護休業の制度について理解を深めるため、市長部局で行なわれた階層別研修に参加した。                                                                          | A   | 今後も男性の育児・介護休業取得への理解と職員への制度の周知に努めていく。                            | 2      | 病院局庶務課   |
|      |                                                                     | 研修等の機会を通じ、制度の周知を図ったが、男性の育児休業取得者はいなかった。                                                                                   | C   | 引き続き、研修等の機会を通じて制度の周知を図り、特に、これから取得の対象となる新規採用職員者等に対し、制度の周知を図っていく。 | 2      | 消防局人事課   |

| 事業内容                  |                                                                                                                  | 平成22年度実績                                                                                         | 達成度                                    | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                                     | 今後の方向性 | 所管課           |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------------|
| 50                    | 職員向け広報紙等により、取得に関する積極的な情報提供を行います。                                                                                 | ワーク・ライフ・バランスデーの実施にあわせて作成し、庁内へ配布している啓発チラシにおいて、男性の育児休業取得促進に関する記事を掲載した。                             | A                                      | 今後とも取り組みを実施していく。                                                                                                   | 2      | 総務局人事課        |
|                       |                                                                                                                  | 新規採用職員研修テキスト「勤務のしおり」を全職員に提供できるよう庁内イントラネットで共有し、周知を行った。                                            | B                                      | 今後とも、取組を実施していく。                                                                                                    | 2      | 総務局人材育成課      |
|                       |                                                                                                                  | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。                                                          |                                        |                                                                                                                    |        |               |
|                       |                                                                                                                  | 育児に係る休暇制度及び育児休業制度等についてのホームページを作成し、職員に向け、積極的に制度の周知を行った。また「職員子育て応援ガイドブック」（電子版）を所属へ配付した。            | A                                      | 今後とも取組みを続けていく。                                                                                                     | 1      | 上下水道局庶務課      |
|                       |                                                                                                                  | ●男女平等推進に配慮した点<br>ホームページを作成し、制度の周知を行なうことにより、男女共に育児休業を取得しやすい環境づくりを進めていった。                          |                                        |                                                                                                                    |        |               |
|                       |                                                                                                                  | 当局が主催する研修や職員向け広報誌で、育児休業制度についての情報提供を行った。                                                          | B                                      | 今後も全職員に向け情報提供を行い、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を図っていく。                                                                         | 2      | 交通局庶務課        |
|                       |                                                                                                                  | 職員向け広報誌により、取得に関する積極的な情報提供を行なった。                                                                  | A                                      | 今後も職員への積極的な情報提供を行う。                                                                                                | 2      | 病院局庶務課        |
|                       | 新規採用職員導入研修において、ガイドブックを配布するなど、次世代育成支援対策特定事業主行動計画の説明を行った。また、局内の機関誌を利用し、育児休業取得に係る制度解説を掲載するなどの周知を図ったが、今年度の取得者はいなかった。 | B                                                                                                | 職員の欠員を解消するなど、育児休業を取得しやすい職場環境の整備が必要である。 | 2                                                                                                                  | 消防局人事課 |               |
| 施策22 多様な保育制度及び保育施設の拡充 |                                                                                                                  |                                                                                                  |                                        |                                                                                                                    |        |               |
| 51                    | 待機児童の解消に向けて、保育環境の整備等の充実に取組みます。                                                                                   | 認定保育園・おななか保育室等の本市の保育施策で対応している認可外保育施設に対して助成を行った。                                                  | B                                      | 今後も共働き世帯の増加や大規模マンション建設等による多様な保育需要に対応するため、認可外保育施設を有効に活用していく。                                                        | 1      | 市民・こども局保育課    |
| 52                    | あらゆる機関、団体との協働により、保育所の拡充だけでなく、夜間保育、一時保育、子育てヘルパー事業の実施等、多様な保育を拡充します。                                                | ○産後家庭支援ヘルパー派遣事業<br>利用回数：1,940人<br>（平成23年3月末現在）<br>○ふれあい子育てサポート事業<br>利用件数：13,650件<br>（平成23年1月末現在） | A                                      | ふれあい子育てサポート事業については、子育ての援助を受けたい会員と子育ての援助をしたい会員の川崎市における在住地を把握する。子育ての援助をしたい会員が少ない地域を中心に事業の広報を実施し会員の増員を促すことで、事業の充実を図る。 | 1      | 市民・こども局こども企画課 |
|                       |                                                                                                                  | 平成22年度は21か所の認可保育所が新設された。そのうち、一時保育事業は1か所、午後8時までの園長保育事業を21か所で実施した。<br>子育てヘルパーは引き続き3か所で継続実施した。      | B                                      | 第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）に基づき、一時保育等の着実な事業推進を図る。                                                                      | 1      | 市民・こども局保育課    |
|                       |                                                                                                                  | ●男女平等推進に配慮した点<br>保護者の子育てと就労の両立を支援することができた。                                                       |                                        |                                                                                                                    |        |               |



| 事業内容                    |                                               | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                                                                              | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                                                                | 今後の方向性 | 所管課               |
|-------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------|
| 53                      | 病後児保育体制を拡充し、その家族に対する支援を行います。                  | エンゼル幸、エンゼル高津、エンゼル多摩の3か所で継続実施した。<br>●男女平等推進に配慮した点<br>保護者の子育てと就労の両立を支援することができた。                                                                                                                                                                         | B   | 第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）に基づき、事業充実に向けた検討を開始する。                                                                                                  | 1      | 市民・こども局保育課        |
| 施策23 子育てに向けた学習機会及び情報の提供 |                                               |                                                                                                                                                                                                                                                       |     |                                                                                                                                               |        |                   |
| 54                      | 子育てグループ等の支援や交流会の開催を通じ、子育て中の女性のエンパワーメントを支援します。 | 男女共同参画センターにおいて、以下の事業を実施した。<br>①子育てほっとサロンを毎月第1・3木曜日に実施した。親同士、子ども同士の仲間作りや情報交換のきっかけとなるように団体に業務を委託する形で開催した。<br>②夫婦を対象とした子育て講座を開催した。具体的には、親子でスキントッチ講座、骨盤トレーニング&ストレッチ講座、思春期の子どもを持つ親向けのコミュニケーション講座など。<br>③地域で活動する子育て支援団体と行政による協働事業などのあり方について検討する講座を11月に開催した。 | A   | 今後も子育て中の女性のエンパワーメントを支援していく。                                                                                                                   | 2      | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |
|                         |                                               | 両親学級へ多くの父親の参加を働きかけ参加があった。                                                                                                                                                                                                                             | A   | 現状の事業を継続し、両親学級への参加を促し、父親の育児へのさらなる参加の啓蒙を行う。                                                                                                    | 2      | 川崎区役所保健福祉サービス課    |
|                         |                                               | ○男性の育児参加促進事業の実施<br>父親（男性）の育児参加の促進及び意識啓発のため、地域子育て支援センター・保育園と共催で、土曜日に親子のふれあい遊びを中心とした「パパもいっしょに！ジョイフルサタデー」を年7回実施。（うち民間施設でも2回実施）<br>参加者873人（おとな524人（男性225人）・こども349人）<br>○教育文化会館において父親の育児講座の開催<br>○高校生のボランティア 5人参加                                          | A   | ○男性の育児参加促進事業の実施<br>・身近な地域子育て支援センターや保育園での子育て支援として民間保育園の協力を得て拡充・継続<br>・中学生のボランティア活動の受け入れ<br>・ミニジョイフルを年4回実施し、さらに男性の育児参加を推進する<br>・男性参加ができる育児講座の実施 | 1      | 川崎区役所こども支援室       |
|                         |                                               | 各種講座、講演会、学習会等を通して子育ての学習機会の促進を図った。情報コーナーの設置、ホームページ、情報ネットさいわい、お散歩にいこうね！の発行等を活用し情報の提供を行った。<br>●男女平等推進に配慮した点<br>各種講座、講演会、学習会は、可能な限り土曜や夜間に開催する等男女平等推進に配慮した。                                                                                                | B   | 子育ての学習機会となる各種講座、講演会、学習会等を可能な限り土曜、夜間に開催する等男女平等推進に配慮した事業企画をする。情報コーナーの設置、ホームページ、情報ネットさいわい、お散歩にいこうね！の発行等を活用し情報の提供を行なう。                            | 2      | 幸区役所こども支援室        |

| 事業内容                                             | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                                                                | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                  | 今後の方向性 | 所管課            |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------------|
| 54 子育てグループ等の支援や交流会の開催を通じ、子育て中の女性のエンパワーメントを支援します。 | <p>○両親学級で知り合った参加者が、出産後も交流を続け、子育てサロンや、子育てグループにつながり、仲間と共に子育てを楽しんでいる。</p> <p>○小杉駅周辺、再開発地区に居住する親子の集まりに、講座を開催し、子育てグループが誕生し、主体的に活動を開始した。</p> <p>○ワーキングマザーのための妊娠・出産・子育て講座」参加者と、先輩ママ・パパの交流を通じて、共働きで子育てをするイメージ作りに役立ち、エンパワーメントされた。</p>            | B   | <p>○子育てグループ等の運営に協力し、求めに応じて健康教育や、育児相談など、活動を支援する。</p> <p>○子育て中の親の健康にも感心に向け、元気に子ども向き合えるよう支援する。</p> | 1      | 中原区役所保健福祉サービス課 |
|                                                  | <p>●男女平等推進に配慮した点<br/>両親学級では、3日目に男性だけのグループワークを実施、情報交換や、不安の解消に役立ったと好評であった。</p>                                                                                                                                                            |     |                                                                                                 |        |                |
|                                                  | <p>自主グループ部会の活動の強化を図り、地域の自主グループへの支援を行った。</p>                                                                                                                                                                                             | A   | 今年度同様の活動の継続。                                                                                    | 3      | 中原区役所こども支援室    |
|                                                  | <p>両親学級3日間コースで12コース実施。妊婦数の多い月は定員以上の希望者あり。<br/>妊婦参加状況、月平均55名。パートナー参加状況、月平均30名（12月まで）。</p> <p>1・2回目の参加も、21年度7～9名から10～15名に増加した。</p>                                                                                                        | B   | <p>パートナーを含め、両親学級への参加を促す。引き続き地域での仲間づくりの場の提供を検討する。</p>                                            | 2      | 高津区役所保健福祉サービス課 |
|                                                  | <p>●男女平等推進に配慮した点<br/>予約受け付け時に再度男性（パートナー）が参加しやすいように声をかける。また妊婦のみの参加も可であると説明する。</p>                                                                                                                                                        |     |                                                                                                 |        |                |
|                                                  | <p>○平成22年6月に「転入者子育て交流会」を実施し27組の親子が参加<br/>○平成22年7・8月に子育てグループの交流会を実施し、延12グループが参加。9月に新たな参加者への活動紹介として「きて！みて！体験！子育てグループinたかつ」を開催し、197人が参加<br/>○平成22年10月に子育てフォーラム「パパであることを楽しもう！」を開催し15名の参加、平成23年2月に「今求められている子育て支援とは-完璧な親なんていない-」を開催47名が参加</p> | A   | <p>「転入者子育て交流会」「子育てグループ交流会」や「子ども子育て支援講座」等の内容をさらに充実し、開催することで意識啓発を図り、子育てしやすい地域づくりを一層推進する。</p>      | 1      | 高津区役所こども支援室    |
|                                                  | <p>●男女平等推進に配慮した点<br/>子育てフォーラム「パパであることを楽しもう！」は土曜日に開催し、父親も参加しやすいよう配慮した。</p>                                                                                                                                                               |     |                                                                                                 |        |                |
|                                                  | <p>両親学級実績（平成23年2月実施までの実績）<br/>開催回数：11回（年間12回実施予定）<br/>受講者数（女性）：428人<br/>（男性）：201人<br/>土曜日コース2回実施<br/>受講者数（女性）：40人<br/>（男性）：41人</p>                                                                                                      | A   | 継続。                                                                                             |        | 宮前区役所保健福祉サービス課 |
|                                                  | <p>●男女平等推進に配慮した点<br/>土曜日コースの実施により、働く女性や男性も参加しやすいよう配慮した。</p>                                                                                                                                                                             |     |                                                                                                 |        |                |

| 事業内容 |                                               | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                            | 今後の方向性 | 所管課            |
|------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------------|
| 54   | 子育てグループ等の支援や交流会の開催を通じ、子育て中の女性のエンパワーメントを支援します。 | ○子育てグループ交流会（年1回）8グループ21名と子育て支援者12名参加<br>○転入者向け交流会「うえるかむクラス」を年2回開催。転入親子58組、子育て支援者68名参加。                                                                                                                                                                                                                                | A   | ○参加しやすい交流の場となるような内容とする。<br>○子育て中の親が支援者になるような工夫を行う。                                        |        | 宮前区役所こども支援室    |
|      |                                               | ●男女平等推進に配慮した点<br>子育てグループや転入者などを対象とした交流会を通じて、子育てに関する学習機会を提供し交流を図った。                                                                                                                                                                                                                                                    |     |                                                                                           |        |                |
|      |                                               | 子育てサロンや子育てグループ支援を行った。                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | B   | 継続して実施する。                                                                                 | 2      | 多摩区役所保健福祉サービス課 |
|      |                                               | 保健福祉センター内の掲示板や、区子育て情報ブックの掲載などで、団体紹介やメンバー募集等、主に広報面での支援を行った。                                                                                                                                                                                                                                                            | A   | 継続して実施。                                                                                   | 2      | 多摩区役所こども支援室    |
|      |                                               | 6か所で子育て交流広場を各10～12回実施した。両親学級の中で子育て交流広場を紹介し、参加した親子と交流することで、出産前から子育てのイメージが持てるようにして、地域の子育て力を向上させた。                                                                                                                                                                                                                       | A   | 子育て交流広場の実施や地域の子育てグループ支援を継続し、引続き地域の子育て力を向上させる。                                             | 2      | 麻生区役所保健福祉サービス課 |
|      |                                               | ●男女平等推進に配慮した点<br>参加者を女性に限定しない。                                                                                                                                                                                                                                                                                        |     |                                                                                           |        |                |
|      |                                               | 麻生区子育て人材バンクを通じて子育てボランティアを派遣し、子育てサークルの支援や母親同士の交流会の支援をした。                                                                                                                                                                                                                                                               | B   | 麻生区子育てバンク事業を広く区民に周知し、利用する子育てグループへのボランティアの派遣を充実し、支援をする。                                    | 2      | 麻生区役所こども支援室    |
|      |                                               | ●男女平等推進に配慮した点<br>子育てボランティア会員の研修を開催し子育てサークルへの支援強化を図った。                                                                                                                                                                                                                                                                 |     |                                                                                           |        |                |
|      |                                               | ○子育てグループ26箇所の活動内容を調査して情報誌を作成し、情報を提供した。<br>○子育てグループ9団体と子育て支援グループ5団体が参加し、子育てグループ交流会を開催した。子育てグループの活動を支援し、子育てしやすい地域づくりを推進した。                                                                                                                                                                                              | A   | 子育てグループの情報を一覧にし、ホームページに掲載する。<br>交流会は内容の充実を図り、参加しやすい会とし、子育てグループ活動を支援する。                    | 2      | 麻生区役所こども支援室    |
|      |                                               | ○教育文化会館・市民館で実施している主催事業において、必要に応じて保育を併設し、子育て中の女性の参加促進を図った。<br>○市民館において、子育て支援啓発事業を6事業実施し、保護者に対する支援を行うとともに、子育てグループ間及び保護者間における交流促進を図った。<br>○子どもの健やかな成長を支えるPTA活動の支援のための研修を教育文化会館・市民館において7事業実施した。<br>○市民館等で活動する保育ボランティア団体や子育てサークルと連携をはかるとともに、研修等を実施し、グループの育成・支援を行った。<br>●男女平等推進に配慮した点<br>子育て中の保護者同士の仲間づくりの促進、及び学習機会の充実を図った。 | A   | ○働く女性が参加しやすいよう、土日や夜間などの開催について検討する必要がある。<br>○地域の子育てグループとの連携強化や、効果的な育成・支援のあり方について検討する必要がある。 | 2      | 教育委員会生涯学習推進課   |



| 事業内容                                                                 | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                                     | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                                                                | 今後の方向性 | 所管課               |
|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------|
| 55 両親学級や子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画します。また、学校行事等への男性の子育て参加を促します。 | 男女共同参画センターにおいて、男性の生き方について考える講座「これも男の生きる道」を5月に開催した。                                                                                                                                                           | A   | 退職後の生活や、仕事との生活の調和を図りながら自分人生を充実させるきっかけにしたいのか、申込者が大変多い講座となった。今後もこうした講座を開催していく。                                                                  | 2      | 市民・子ども局人権・男女共同参画室 |
|                                                                      | 地域子育て支援センターにおいて、子ども支援室や子育て関係団体等と連携し子育てに悩む親の支援を行った。                                                                                                                                                           | B   | 今後も男性の育児参加を推進するための事業を実施する。                                                                                                                    | 1      | 市民・子ども局保育課        |
|                                                                      | ●男女平等推進に配慮した点<br>地域子育て支援センターにおいて、父親の育児参加促進のための事業を実施した。                                                                                                                                                       |     |                                                                                                                                               |        |                   |
|                                                                      | 母子健康手帳交付時により両親学級への父親参加のPRを行った。講座の内容の精査により父親の参加し易い講座を実施した。                                                                                                                                                    | A   | 現状の事業を継続し、両親学級への参加を促し、父親の育児へのさらなる参加の啓蒙を行う。                                                                                                    |        | 川崎区役所保健福祉サービス課    |
|                                                                      | ○男性の育児参加促進事業の実施<br>父親（男性）の育児参加の促進及び意識啓発のため、地域子育て支援センター・保育園と共催で、土曜日に親子のふれあい遊びを中心とした「パパもいっしょに！ジョイフルサタデー」を年7回実施。（うち民間施設でも2回実施）<br>参加者873人（おとな524人（男性225人）・子ども349人）<br>○教育文化会館において父親の育児講座の開催<br>○高校生のボランティア 5人参加 | A   | ○男性の育児参加促進事業の実施<br>・身近な地域子育て支援センターや保育園での子育て支援として民間保育園の協力を得て拡充・継続<br>・中学生のボランティア活動の受け入れ<br>・ミニジョイフルを年4回実施し、さらに男性の育児参加を推進する<br>・男性参加ができる育児講座の実施 |        | 川崎区役所子ども支援室       |
|                                                                      | ●男女平等推進に配慮した点<br>父親が参加しやすいように土曜日に開催し、プログラムも男性保育士を中心に組んだ。                                                                                                                                                     |     |                                                                                                                                               |        |                   |
|                                                                      | ○両親学級3日間1コースを12コース実施。妊婦412人、夫249人参加。<br>○子育てグループ講演会を1回実施。19人参加<br>○ちびっこ健康教室36回実施。親子延べ400組参加。<br>○日吉地区赤ちゃんハイハイあんよのつどいを1回実施。139組364人参加。                                                                        | B   | 子育て世代が、地域の中で孤立せず安定した子育てが出来るように、子育てを支える環境づくりに取り組むほか、子育てボランティア活動や地域での育児相談等を通して地域住民が子育て支援を学習できるよう計画する。また、両親学級へのプレパパの参加や、父親の子育てへの参加をうながしていく。      | 2      | 幸区役所保健福祉サービス課     |
|                                                                      | 地域子育て支援センターおよび各子ども文化センターで月1回土曜に事業を行い、男性が参加しやすいよう配慮した。                                                                                                                                                        | B   | 継続して地域子育て支援センターおよび各子ども文化センターで月1回土曜に事業を行い、男性が参加しやすいよう配慮する。                                                                                     | 2      | 幸区役所子ども支援室        |
|                                                                      | ●男女平等推進に配慮した点<br>事業の土曜実施。                                                                                                                                                                                    |     |                                                                                                                                               |        |                   |

| 事業内容                                                                 | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                   | 今後の方向性 | 所管課            |
|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------------|
| 55 両親学級や子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画します。また、学校行事等への男性の子育て参加を促します。 | <p>○両親学級の実績（H23年2月まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3日間コース 年12回実施</li> <li>・受講者数 女性712名 男性380名（53.4%）参加総数2,489名</li> </ul> <p>○ワーキングマザーのための妊娠・出産・子育て講座</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年3回（3月は東日本大震災の影響で中止）実施</li> <li>・受講者数 女性146名 男性130名（89%）先輩ママ20名 パパ7名が参加した。</li> </ul> <p>●男女平等推進に配慮した点</p> <p>両親学級では、3日目に男性だけのグループワークを実施、情報交換や、不安の解消に役立ったと好評であった。</p> | B   | <p>○両親学級は継続実施する。また参加者同士の交流を強化する。</p> <p>○「ワーキングマザーのための妊娠・出産・子育て講座」の内容を工夫し、より参加者のニーズに合うものにする。</p> |        | 中原区役所保健福祉サービス課 |
|                                                                      | <p>パパ向け親子講座を年4回開催した。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |     | 継続実施。                                                                                            |        | 中原区役所こども支援室    |
|                                                                      | <p>両親学級実績（1月まで）</p> <p>開催回数30回</p> <p>受講者数（女性）：536名（パートナー）：292名</p> <p>毎回平日開催にもかかわらず、妊婦に対して54%と半数以上のパートナーが参加した。</p> <p>●男女平等推進に配慮した点</p> <p>予約受け付け時に再度男性（パートナー）が参加しやすいように声をかける。また妊婦のみの参加も可であると説明する。</p>                                                                                                                                                                                | B   | <p>○両親学級3回ともにパートナーの参加率が上がるように案内する。</p> <p>○引き続き、パートナーを含めた地域での仲間づくりの場の提供を検討する。</p>                | 2      | 高津区役所保健福祉サービス課 |
|                                                                      | <p>両親学級実績（平成23年2月実施までの実績）</p> <p>開催回数：11回（年間12回実施予定）</p> <p>受講者数（女性）：428名（男性）：201名</p> <p>土曜日コース2回実施</p> <p>受講者数（女性）：40名（男性）：41名</p> <p>●男女平等推進に配慮した点</p> <p>土曜日コースの実施により、働く女性や男性も参加しやすいよう配慮した。</p>                                                                                                                                                                                    |     | 継続。                                                                                              |        | 宮前区役所保健福祉サービス課 |
|                                                                      | <p>○親と子の子育て応援セミナー「父親の育児参加」</p> <p>～家族で楽しむ子育て～年1回開催</p> <p>参加者43組（父親の参加29人）</p> <p>○地域子育て支援センターの土曜日開所 年2回開催 参加者174組（父親の参加57人）</p> <p>●男女平等推進に配慮した点</p> <p>土曜日に実施することで、父親が参加しやすいようにした。</p>                                                                                                                                                                                               | A   | <p>○父親が育児参加しやすい土曜日に父親参加の事業を計画する。</p> <p>○父親同士が繋がるプログラム内容とする。</p>                                 | 1      | 宮前区役所こども支援室    |
|                                                                      | <p>両親学級実績</p> <p>3日間コース×12回（参加人数 妊婦359名、パートナー251名）</p> <p>1日コース×12回（参加人数 妊婦253名、パートナー207名）</p> <p>●男女平等推進に配慮した点</p> <p>プログラム内容に共に子育てすることの大切さを入れる。</p> <p>働いている夫婦が参加しやすいように1日コースを設定している。</p>                                                                                                                                                                                            |     | 継続して実施する。                                                                                        |        | 多摩区役所保健福祉サービス課 |

| 事業内容                              |                                                                   | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                                                                              | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                          | 今後の方向性 | 所管課            |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------|--------|----------------|
| 55                                | 両親学級や子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画します。また、学校行事等への男性の子育て参加を促します。 | 両親学級実績（3月末現在）<br>開催回数：12回<br>受講者数（女性）：417人<br>（男性）：213人<br>～参加率51.1%<br>●男女平等推進に配慮した点<br>両親で協力して育児することの大切さを積極的に働きかけた。                                                                                                                                 | A   | 引続き男女で参加できる両親学級運営を行い、両親で育児することの大切さを学べる機会を提供していく。        | 2      | 麻生区役所保健福祉サービス課 |
|                                   |                                                                   | 鶴見川親子の体験教室等父親が参加しやすい子育て支援催しや研修会を実施して、父親の子育て参加を促した。<br>●男女平等推進に配慮した点<br>父親が参加しやすいように内容に配慮した。                                                                                                                                                           | B   | 男女共同参画の視点から父親の子育てへの参加の催しや研修会、講演会などを企画する。                | 2      | 麻生区役所こども支援室    |
|                                   |                                                                   | 教育文化会館・市民館で実施した家庭・地域教育学級24事業のうち6事業において、「父親の子育て参加」を学習プログラムに盛り込んだ。また、父親の子育てに的を絞った内容で1事業を実施した。<br>●男女平等推進に配慮した点<br>女性に限定しないテーマ設定や広報を行った。夫婦が協力しながら行う家庭教育の視点に配慮しながら、各学習プログラムの作成・実施にあたった。                                                                   | B   | 男女が協力しながら行う家庭・地域教育の視点から、男女ともに参加しやすい企画を検討する。             | 2      | 教育委員会生涯学習推進課   |
| 56                                | 男女共同参画の視点から子育てにかかわることができるよう、育児体験講座等の実施を通じて、次世代を担う者たちを支援します。       | 教育文化会館・市民館で実施した家庭・地域教育学級24事業のうち7事業において、子育て前の男女も参加対象としたプログラムを実施した。<br>●男女平等推進に配慮した点<br>女性に限定しないテーマ設定や広報を行った。夫婦が協力しながら行う家庭教育の視点に配慮しながら、各学習プログラムの作成・実施にあたった。                                                                                             | B   | 地域での子育てとの視点から、さまざまな立場の市民が参加しやすい企画を検討する。                 | 2      | 教育委員会生涯学習推進課   |
| 施策24 児童・生徒に対する放課後事業の充実            |                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                       |     |                                                         |        |                |
| 57                                | 児童・生徒に対する放課後事業の充実を図ります。                                           | こども文化センター事業、わくわくプラザ事業の推進による放課後子どもプランの推進。子育て支援・わくわくプラザ事業、子ども夢パーク等青少年教育施設事業の実施。<br>●男女平等推進に配慮した点<br>保護者の就労状況に関わらず、すべての児童が利用できる放課後の居場所として実施することにより就労継続の支援を行った。                                                                                           | A   | 指定管理者制度導入施設のため継続して指定管理者へ指導していく。                         | 2      | 市民・こども局青少年育成課  |
| 【基本施策7】 介護を支える環境の充実               |                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                       |     |                                                         |        |                |
| 施策25 事業所における介護休業の取得促進に向けた取組への働きかけ |                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                       |     |                                                         |        |                |
| 58                                | 「労働状況実態調査」を通じて、介護休業取得に関する調査を実施します。                                | ○「川崎市労働状況実態調査」において育児・介護休業制度の整備状況やワーク・ライフ・バランスの取組み状況について調査した。<br>○情報誌「かわさき労働情報」において男女雇用機会均等月間、ワーク・ライフ・バランスキャンペーンやシンポジウム、川崎市労働状況実態調査結果の速報版概要等を掲載した。<br>○小冊子「働くためのガイドブック」に男女雇用機会均等法やセクハラ、改正育児・介護休業法、母性保護等について掲載した。<br>○緊急街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。 | A   | 「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大に努め、効果的な広報を展開する。 | 2      | 経済労働局労働雇用部     |

| 事業内容                                         |                                          | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                                                    | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                          | 今後の方向性 | 所管課               |
|----------------------------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------|--------|-------------------|
| 59                                           | 介護休業制度取得促進のための講座や講師紹介及び情報提供を実施します。       | 男女共同参画センターにおいて製作した「かわさきの男女共同参画データブック」において、介護休業制度の導入や制度利用の割合などに関するデータを掲載し、発展的な分析などに利用できるように情報の整備を行った。                                                                                                                        | B   | データブックで整備できた情報を通じて、現状への理解とこれからのに向けた対策を出前講座を通じて提供していく。   | 2      | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |
|                                              |                                          | ○情報誌「かわさき労働情報」において、男女雇用機会均等月間、ワーク・ライフ・バランスキャンペーンやシンポジウム等の記事を掲載した。<br>○小冊子「働くためのガイドブック」に男女雇用機会均等法や改正育児・介護休業法等について掲載した。<br>○緊急街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。<br>○「川崎市労働状況実態調査」において育児・介護休業制度の整備状況やワーク・ライフ・バランスの取組み状況について調査した。 | A   | 「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大に努め、効果的な広報を展開する。 | 2      | 経済労働局労働雇用部        |
| 施策26 市役所における介護休業取得率向上への取組                    |                                          |                                                                                                                                                                                                                             |     |                                                         |        |                   |
| 60                                           | 介護休業取得状況を把握し、取得向上に向けた取組を進めます。            | 「職員子育て応援ガイドブック」を配布・周知した。                                                                                                                                                                                                    | A   | 今後とも取り組みを実施していく。                                        | 2      | 総務局人事課            |
|                                              |                                          | 新規採用職員研修テキスト「勤務のしおり」を全職員に提供できるよう庁内イントラネットで共有し、周知を行った。                                                                                                                                                                       | B   | 今後とも取組を実施していく。                                          | 2      | 総務局人材育成課          |
|                                              |                                          | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。                                                                                                                                                                                     |     |                                                         |        |                   |
|                                              |                                          | 育児に係る休暇制度及び育児休業制度等についてのホームページを作成し、その中に介護休暇制度の内容も盛り込むなど、休暇の取得向上に向けた取組を行った。                                                                                                                                                   | A   | 今後とも取組を続けていく。                                           | 1      | 上下水道局庶務課          |
|                                              |                                          | ●男女平等推進に配慮した点<br>ホームページを作成し、制度の周知を行なうことにより、男女共に介護休暇を取得しやすい環境づくりを進めていった。                                                                                                                                                     |     |                                                         |        |                   |
|                                              |                                          | 当局が主催する研修や職員向け広報誌で、介護休業制度についての情報提供を行った。                                                                                                                                                                                     | B   | 今後も全職員に向け情報提供を行い、介護休業を取得しやすい職場環境の整備を図っていく。              | 2      | 交通局庶務課            |
|                                              |                                          | 介護休暇の取得実績を把握し、制度の情報提供を行なった。                                                                                                                                                                                                 | A   | 今後も介護休暇の取得実績を把握し、制度の情報提供を行なう。                           | 2      | 病院局庶務課            |
| あらゆる機会を通じて、職員に周知を図ったが、今年度に介護休業を取得した職員はいなかった。 | D                                        | 今後も継続して職員に対して周知を図り、制度の情報提供を行っていくこととする。                                                                                                                                                                                      | 2   | 消防局人事課                                                  |        |                   |
| 61                                           | 介護休業取得促進に関するテーマを、階層別研修・講座において積極的に取り入れます。 | 新規採用職員研修において、研修テキスト「勤務のしおり」を活用し、周知を行った。                                                                                                                                                                                     | B   | 今後とも取組を実施していく。                                          | 2      | 総務局人材育成課          |
|                                              |                                          | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。                                                                                                                                                                                     |     |                                                         |        |                   |
|                                              |                                          | 介護休業取得促進に関するテーマで、階層別研修・講座は実施していない。                                                                                                                                                                                          | E   | 今後、介護休暇促進に関するテーマで研修等を行うことについて検討していく。                    | 3      | 上下水道局庶務課          |

| 事業内容 |                                          | 平成22年度実績                                                                                                         | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                             | 今後の方向性 | 所管課      |
|------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------|--------|----------|
| 61   | 介護休業取得促進に関するテーマを、階層別研修・講座において積極的に取り入れます。 | 当局が主催する研修や職員向け広報誌で、介護休業制度についての情報提供を行った。                                                                          | B   | 今後も全職員に向け情報提供を行い、介護休業を取得しやすい職場環境の整備を図っていく。 | 2      | 交通局庶務課   |
|      |                                          | 新規採用職員研修で、制度について積極的に情報提供した。                                                                                      | A   | 今後も職員への積極的な情報提供を行う。                        | 2      | 病院局庶務課   |
|      |                                          | あらゆる機会を通じて、職員に周知を図ったが、今年度に介護休業を取得した職員はいなかった。                                                                     | B   | 今後も継続して職員に対して周知を図り、制度の情報提供を行っていくこととする。     | 2      | 消防局人事課   |
| 62   | 職員向け広報紙等により、取得に関する積極的な情報提供を行います。         | 「職員子育て応援ガイドブック」を配布・周知した。                                                                                         | A   | 今後とも取り組みを実施していく。                           | 2      | 総務局人事課   |
|      |                                          | 新規採用職員研修テキスト「勤務のしおり」を全職員に提供できるよう庁内イントラネットで共有し、周知を行った。                                                            | B   | 今後とも取組を実施していく。                             | 2      | 総務局人材育成課 |
|      |                                          | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。                                                                          |     |                                            |        |          |
|      |                                          | 介護休暇制度等についてのホームページを作成し、制度の周知に努めた。<br><br>介護休暇取得者数：1人                                                             |     | 今後とも取組を続けていく。                              |        |          |
|      |                                          | ●男女平等推進に配慮した点<br>ホームページを作成し、制度の周知を行なうことにより、男女共に介護休暇を取得しやすい環境づくりを進めていった。                                          | A   |                                            | 1      | 上下水道局庶務課 |
|      |                                          | 当局が主催する研修や職員向け広報誌で、介護休業制度についての情報提供を行った。                                                                          | B   | 今後も全職員に向け情報提供を行い、介護休業を取得しやすい職場環境の整備を図っていく。 | 2      | 交通局庶務課   |
|      |                                          | 職員向け広報誌により、取得に関する積極的な情報提供を行った。                                                                                   | A   | 今後も職員への積極的な情報提供を行う。                        | 2      | 病院局庶務課   |
|      |                                          | 新規採用職員導入研修において、ガイドブックを配布するなど、次世代育成支援対策特定事業主行動計画の説明を行った。また、局内の機関誌を利用し、育児休業取得に係る制度解説を掲載するなどの周知を図ったが、今年度の取得者はいなかった。 | B   | 職員の欠員を解消するなど、育児休業を取得しやすい職場環境の整備が必要である。     | 2      | 消防局人事課   |

| 事業内容 |                                                           | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                              | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                                                               | 今後の方向性 | 所管課             |
|------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----------------|
| 施策27 | 利用しやすい介護サービス等の充実                                          |                                                                                                                                                                                                       |     |                                                                                                                                              |        |                 |
| 63   | 介護者にとって利用しやすい介護サービスの充実を図るとともに、介護教室等を実施し、男女共同参画での取組を推進します。 | <p>介護サービス提供事業者向けに説明会や、適宜、指導等を行って質の向上を図ることにより、男女共に利用者にとっては利用しやすく、介護者にとっては利用させやすい介護サービスの充実を図った。</p> <p>また、介護教室の実施や、老人いこいの家の運営等により、介護保険外でも地域で支え合うネットワークづくりを推進した。</p> <p>なお、高齢者実態調査については、11月にこれを実施した。</p> | B   | <p>介護サービスの質の向上を図ることにより、安心して利用していただけるよう努める。</p> <p>また、平成22年度に実施した高齢者実態調査の結果を、平成23年度に策定する「第5期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成24～26年度）に反映させるよう努める。</p> | 1      | 健康福祉局高齢者事業推進課   |
|      |                                                           | <p>●男女平等推進に配慮した点</p> <p>介護は、社会全体で支えていくことが重要であると考え、男女平等推進に配慮して施策を推進した。</p>                                                                                                                             |     |                                                                                                                                              |        |                 |
|      |                                                           | <p>介護サービス提供事業者向けに説明会や、適宜、指導等を行って質の向上を図ることにより、男女共に利用者にとっては利用しやすく、介護者にとっては利用させやすい介護サービスの充実を図った。</p> <p>また、介護教室の実施や、老人いこいの家の運営等により、介護保険外でも地域で支え合うネットワークづくりを推進した。</p> <p>なお、高齢者実態調査については、11月にこれを実施した。</p> | B   | <p>介護サービスの質の向上を図ることにより、安心して利用していただけるよう努める。</p> <p>また、平成22年度に実施した高齢者実態調査の結果を、平成23年度に策定する「第5期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成24～26年度）に反映させるよう努める。</p> | 1      | 健康福祉局高齢者在宅サービス課 |
|      |                                                           | <p>●男女平等推進に配慮した点</p> <p>介護は、社会全体で支えていくことが重要であると考え、男女平等推進に配慮して施策を推進した。</p>                                                                                                                             |     |                                                                                                                                              |        |                 |
|      |                                                           | <p>介護サービス提供事業者向けに説明会や、適宜、指導等を行って質の向上を図ることにより、男女共に利用者にとっては利用しやすく、介護者にとっては利用させやすい介護サービスの充実を図った。</p> <p>また、介護教室の実施や、老人いこいの家の運営等により、介護保険外でも地域で支え合うネットワークづくりを推進した。</p> <p>なお、高齢者実態調査については、11月にこれを実施した。</p> | B   | <p>介護サービスの質の向上を図ることにより、安心して利用していただけるよう努める。</p> <p>また、平成22年度に実施した高齢者実態調査の結果を、平成23年度に策定する「第5期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成24～26年度）に反映させるよう努める。</p> | 1      | 健康福祉局介護保険課      |
|      |                                                           | <p>●男女平等推進に配慮した点</p> <p>介護は、社会全体で支えていくことが重要であると考え、男女平等推進に配慮して施策を推進した。</p>                                                                                                                             |     |                                                                                                                                              |        |                 |
|      |                                                           | <p>川崎区内3地区で実施。</p> <p>現在活動している介護者の会、地域包括支援センターと連携・協力。話し合いを充実させ、実施した。</p>                                                                                                                              | B   | <p>介護者が日ごろ表現しにくい思いを話せる場、必要な情報を得られる場として更に検討していく。</p>                                                                                          | 2      | 川崎区役所地域保健福祉課    |
|      |                                                           | <p>●男女平等推進に配慮した点</p> <p>男性ならではの悩みの表出の場として中原区の男性介護教室も紹介した。</p>                                                                                                                                         |     |                                                                                                                                              |        |                 |
|      |                                                           | <p>介護教室の参加者の割合では女性の方が多いが、男性の参加もある。参加した男性は教室に違和感なく参加しており、満足度も高い。</p>                                                                                                                                   | B   | <p>事業の広報を広く行い、多くの人に参加してもらうようにする。</p>                                                                                                         | 1      | 幸区役所地域保健福祉課     |
|      |                                                           | <p>●男女平等推進に配慮した点</p> <p>全戸配布の保健福祉センターだよりなど、幅広く住民に広報を行った。</p>                                                                                                                                          | B   |                                                                                                                                              |        |                 |
|      |                                                           |                                                                                                                                                                                                       |     |                                                                                                                                              |        |                 |



| 事業内容                                                                                                       |                                                           | 平成22年度実績                                                                                                     | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                        | 今後の方向性 | 所管課          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------|--------|--------------|
| 63                                                                                                         | 介護者にとって利用しやすい介護サービスの充実を図るとともに、介護教室等を実施し、男女共同参画での取組を推進します。 | 認知症高齢者の介護者が認知症を正しく理解し、日常生活で認知症高齢者の残存機能を生かしながら、生活の質を高められるよう認知症高齢者介護教室を10回、及び認知症講演会を2回実施した。総参加者数88名（男29名、女59名） | A   | 継続実施する。                                                               | 2      | 中原区役所地域保健福祉課 |
|                                                                                                            |                                                           | ●男女平等推進に配慮した点<br>性差による考え方の違いやストレスの感じ方のちがいを知ることができるよう配慮した。                                                    |     |                                                                       |        |              |
|                                                                                                            |                                                           | 介護によるストレスの軽減や仲間づくりを促進するために、在宅介護教室を年10回実施。延べ20名、全員女性であった。                                                     | B   | 男性介護者の参加が今年度おらず、男性特有の問題を共有できる機会が少ないことが課題。男性参加者がふえるよう、引き続き教室の広報、運営を行う。 | 2      | 高津区役所地域保健福祉課 |
|                                                                                                            |                                                           | ●男女平等推進に配慮した点<br>性差により参加しにくくならないよう、幅広く広報した。                                                                  |     |                                                                       |        |              |
|                                                                                                            |                                                           | 介護教室では、認知症等の学習に併せて介護者がお互いの悩みを話し合える交流の場とした。                                                                   | B   | 引続き、多くの区民が参加できる講座内容を目指す。                                              | 2      | 宮前区役所地域保健福祉課 |
|                                                                                                            |                                                           | ●男女平等推進に配慮した点<br>男性が気がねなく参加できるよう心がけて開催した。                                                                    |     |                                                                       |        |              |
| 実践介護教室「身体介護」「食介護」「口腔ケア」を実施し、38名参加した。実習を伴う内容で、各回と好評だった。その他、窓口や電話での相談に対し、介護サービスの受け方や他機関で実施している教室の紹介等を適宜実施した。 | B                                                         | 今後も男女ともに参加しやすい教室の運営や広報の方法を心がけていく。                                                                            | 1   | 多摩区役所地域保健福祉課                                                          |        |              |
| ●男女平等推進に配慮した点<br>介護を行っている男女が教室に参加できるよう、多方面からの広報を行った。（市政だより、地区活動及び窓口でのチラシ配布、ケアマネ事業所へのチラシ配付依頼）               |                                                           |                                                                                                              |     |                                                                       |        |              |
| 毎週、区内7ヶ所のいこいの家での「いこい元気広場」、4公園での「健康ウォーク」、2公園での「健康体操」のほか、年10回の「体験ウォーク」を実施し、高齢者の健康保持と介護予防を図っている。              | A                                                         | 健康ウォークや健康体操を行う公園を増やし、介護予防事業を行う。併せてより多くの高齢者やその家族に事業を認知してもらうよう事業の周知に努める。                                       | 2   | 麻生区役所地域保健福祉課                                                          |        |              |
| ●男女平等推進に配慮した点<br>各事業を周知する案内類を区役所ほか区内40ヵ所に配置し、男女を問わず広く参加者を募っている。                                            |                                                           |                                                                                                              |     |                                                                       |        |              |

| 事業内容                                       |                                                        | 平成22年度実績                                                                                                                                           | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                       | 今後の方向性 | 所管課              |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------------|
| 柱Ⅲ 学習機会と情報の提供                              |                                                        |                                                                                                                                                    |     |                                                                                      |        |                  |
| 【基本施策8】 子どもからおとなまで、生涯を通じた教育や学習・研修のための環境の整備 |                                                        |                                                                                                                                                    |     |                                                                                      |        |                  |
| 施策28                                       |                                                        | 学校などにおける男女平等教育の充実                                                                                                                                  |     |                                                                                      |        |                  |
| 64                                         | 小・中・高の児童生徒及び保護者向け教材・カリキュラムを活用した学習を実施し、男女平等に対する意識を高めます。 | ○市内の公立、私立、特別支援学校の小学校3年生及び担当教師を対象に配布してもらうため、各学校に啓発冊子を送付した。<br>○男女共同参画センターにおいて、地域のPTA協議会や小学校成人教育委員会からの依頼を受けて、センター職員や専門的知識を持つ外部の有識者を紹介する形での出前講座を開催した。 | B   | 今後も、男女共同参画に関する情報提供と出前講座等への依頼に対応していく。                                                 | 2      | 市民・子ども局人権男女共同参画室 |
|                                            |                                                        | 混合名簿の導入促進<br>市内の小・中学校においては達成され、市立学校でもほぼ達成されている。                                                                                                    | A   |                                                                                      | 6      | 教育委員会人権・共生教育担当   |
|                                            |                                                        | ●男女平等推進に配慮した点<br>一人ひとりを大切にし、児童生徒の可能性を狭めることのないよう配慮した。                                                                                               |     |                                                                                      |        |                  |
| 65                                         | 性別によらない進路指導の更なる充実を図ります。                                | 人権尊重教育の推進<br>児童生徒の人権感覚の育成に、学校環境・学習環境の在り方が大切なことや、一人一人が性別に関わり無く個性や能力が発揮できるよう研修等の機会を通じ啓発に努めた。                                                         | A   | 人権尊重教育の推進<br>児童生徒の人権感覚の育成や学校環境や学習環境の整備に今後も努めていく。また一人一人が個性や能力が発揮できるよう今後も研修等を通じ啓発していく。 | 2      | 教育委員会人権・共生教育担当   |
|                                            |                                                        | ●男女平等推進に配慮した点<br>一人ひとりを大切にし、児童生徒の可能性を狭めることのないよう配慮した。                                                                                               |     |                                                                                      |        |                  |
| 66                                         | 男女共同参画社会形成の視点から、保育所、幼稚園、学校の運営及び保育・教育活動の充実に努めます。        | 保育園長会議（年5回）その他毎月各地区ごとに園長会議を実施。その後の園における個別的な実施。                                                                                                     | A   | 今後も事業計画を着実に推進していく。                                                                   | 2      | 市民・子ども局保育課       |
|                                            |                                                        | 人権尊重教育の推進<br>児童生徒の人権感覚の育成には、学校環境・学習環境の在り方が大切なことや、一人一人が性別に関わり無く個性や能力が発揮できるよう研修や研究の機会を通じ啓発に努めた。                                                      | B   | 人権尊重教育の推進<br>児童生徒の人権感覚の育成や学校環境や学習環境の整備に今後も努めていく。また一人一人が個性や能力が発揮できるよう今後も研修等を通じ啓発していく。 | 2      | 教育委員会人権・共生教育担当   |
|                                            |                                                        | ●男女平等推進に配慮した点<br>一人ひとりを大切にし、児童生徒の可能性を狭めることのないよう配慮した。                                                                                               |     |                                                                                      |        |                  |
| 施策29                                       |                                                        | 市民の男女平等に関する学習・研修への支援                                                                                                                               |     |                                                                                      |        |                  |
| 67                                         | 市民を対象とした事業に男女平等推進の視点が入るよう配慮します。                        | 局内所管課が実施する市民対象の事業において、男女平等の視点から問題がないよう配慮している。                                                                                                      | C   | 引き続き局内所管課が実施する市民対象の事業において、男女平等推進の視点が入るよう配慮を要請していきたい。                                 | 2      | 総務局庶務課           |
|                                            |                                                        | 事業実施の際は、男女平等の視点に配慮した。                                                                                                                              | B   | 今後も事業実施の際には、男女平等の視点に配慮した上で内容等を検討する。                                                  | 2      | 総合企画局広域企画課       |
|                                            |                                                        | 事業計画・実施の際は、男女共同参画の視点を取り入れ、配慮するよう意識啓発を継続して行っている。                                                                                                    | A   | 今後も引き続き、男女平等推進への理解を広げるための啓発に努めていく必要がある。                                              | 2      | 市民・子ども局庶務課       |
|                                            |                                                        | 男女平等推進行動計画の理解と周知を図り、局の事業計画へ男女平等推進の視点の導入を図った。                                                                                                       | B   | 男女平等推進行動計画の理解と周知を図り、局の事業計画等へ男女平等推進の視点を引き続き導入する。                                      | 2      | 経済労働局庶務課         |



| 事業内容 |                                 | 平成22年度実績                                                               | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                 | 今後の方向性 | 所管課       |
|------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------|--------|-----------|
| 67   | 市民を対象とした事業に男女平等推進の視点が入るよう配慮します。 | 学習・研修等各種イベントなどの参加者について、男女平等推進に考慮した。                                    | C   | 引き続き、学習・研修等各種イベントなどに男女平等推進の視点が入るよう配慮する。                        | 2      | 環境局庶務課    |
|      |                                 | ●男女平等推進に配慮した点<br>性差を設けず募集及び実施した。                                       |     |                                                                |        |           |
|      |                                 | 局内広報連絡会を通じ、ガイドラインの周知及び活用について図るよう働きかけた。                                 | B   | 引き続き、局内広報連絡会を通じて、男女平等施策に関する情報についての情報を共有しながら、意識啓発を行っていく。        | 2      | 健康福祉局庶務課  |
|      |                                 | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女平等施策に関する情報についての情報共有を図った。                            |     |                                                                |        |           |
|      |                                 | 催しの参加者について、男女平等推進に配慮した。                                                | A   | 今後とも、事業に男女平等推進の視点が入るよう配慮する。                                    | 2      | まちづくり局庶務課 |
|      |                                 | ●男女平等推進に配慮した点<br>性差を設けず募集した。                                           |     |                                                                |        |           |
|      |                                 | 各種イベント等の参加者について、男女平等推進に配慮した。                                           | A   | 各種イベント等について、男女平等推進の視点が入るよう配慮する。                                | 2      | 建設緑政局庶務課  |
|      |                                 | ●男女平等推進に配慮した点<br>性差を設けずに募集した。                                          |     |                                                                |        |           |
|      |                                 | 今回、該当事業はなかった。                                                          | E   | 引き続き、学習機会等を提供することがあれば、男女平等に配慮していく。                             | 2      | 港湾局庶務課    |
|      |                                 | 審議会等委員の女性比率の向上へ配慮しており、区民を対象とした事業等が男女平等の体制の中で進められている。                   | B   | 直接的な事業は行っていないため、事業を行う体制について男女平等が推進されるよう、今後も検討していく必要がある。        | 2      | 川崎区役所総務課  |
|      |                                 | 区役所サービス向上委員会と連携して職員研修の充実を図り、日々の業務の中で常に男女平等推進の視点を持って取り組むよう職員の意識向上に努めた。  | C   | 例年継続して実施している事業についても男女平等の視点を持って改善を図る必要がある。                      | 2      | 中原区役所総務課  |
|      |                                 | 男女平等の視点を意識しながら、事業がスムーズに進むよう配慮した。                                       | B   | 区役所各課が実施する事業に、男女平等の視点が入るよう啓発していく。                              | 2      | 高津区役所総務課  |
|      |                                 | ●男女平等推進に配慮した点<br>会議室やホールの貸し出しの際、内容や参加者に男女平等の配慮がされているかに視点をおき、実態の把握に努めた。 |     |                                                                |        |           |
|      |                                 | 区民会議開催の際に、保育士による保育（予約制）を行えるようにし、男女問わず多くの人が参加しやすくなるよう配慮した。              | B   | 引き続き、区民会議開催の際に、保育士による保育（予約制）を行えるようにし、男女問わず多くの人が参加しやすくなるよう配慮する。 | 2      | 宮前区役所総務課  |
|      |                                 | 事業実施の際は、男女平等に配慮するよう周知した。                                               | A   | 今度とも男女平等に配慮していく必要がある。                                          | 2      | 多摩区役所総務課  |
|      |                                 | 事業の企画に際し、市民の意見を広く取り入れている。                                              | B   | 今後とも男女平等に配慮していく必要がある。                                          | 2      | 麻生区役所総務課  |
|      |                                 | ●男女平等推進に配慮した点<br>事業を実施する際には、委員等の女性比率の向上に努め、男女平等に配慮した。                  |     |                                                                |        |           |

| 事業内容                                                       | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                                                    | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                              | 今後の方向性 | 所管課                     |
|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------|
| 67 市民を対象とした事業に男女平等推進の視点が入るよう配慮します。                         | 該当する事業はなかったため、特別な取組はしていない。                                                                                                                                                                                                  | E   | 現時点では該当する事業計画はないが、今後、男女平等推進の視点導入の可能性ができた場合には、前向きな検討を行っていく。                  | 2      | 上下水道局庶務課                |
|                                                            | 市民を対象とした事業において市民の男女平等に関する学習・研修への支援は行っていない。                                                                                                                                                                                  | E   | 今後市民を対象とした事業を行う際には配慮していきたい。                                                 | 7      | 交通局庶務課                  |
|                                                            | 来院者に対する事業を行なう際には、男女平等推進の視点について配慮した。                                                                                                                                                                                         | A   | 引き続き、来院者に対する事業を行なう際には、男女平等推進の視点について配慮していく。                                  | 2      | 病院局庶務課                  |
|                                                            | 講習会等において、可能な限り女性に受講してもらうよう、関係団体・事業所に働きかけた。                                                                                                                                                                                  | B   | 講習会等の開催の知らせを各事業所に送付する際に、女性にも参加してもらえるよう継続的に促していく。                            | 2      | 消防局庶務課                  |
|                                                            | ●男女平等推進に配慮した点<br>講習会等の参加者へ男女の別をつけないよう指導した。                                                                                                                                                                                  |     |                                                                             |        |                         |
|                                                            | 相談及び啓発事業において、男女平等に配慮して実施した。                                                                                                                                                                                                 | B   | 相談及び啓発事業において、男女平等に配慮しながら実施する。                                               | 2      | 市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当 |
|                                                            | 幹事会や連絡会議の出席と会議資料の供覧や、職場における自主考査等の機会を活用して、職員の意識を高める啓発を継続的に行った。                                                                                                                                                               | B   | 今後も、幹事会や連絡会議の出席と会議資料の供覧や、職場における自主考査等の機会を活用して、職員の意識を高める啓発を継続的に行っていく。         | 2      | 選挙管理委員会選挙課              |
| 68 家庭教育学級等における男女平等推進研修に市民の講師等の紹介を行います。                     | 男女共同参画センターに寄せられた幸区のPTA成人教育委員会からの依頼により、ホームページ「親子スタイル」を主宰する大橋ゆり氏を紹介し、子どもの育ちに合わせたコミュニケーションに関する講座を実施した。                                                                                                                         | B   | 今後も、地域の家庭教育学級などで男女平等推進に関する講座を実施していく。                                        | 2      | 市民・子ども局人権・男女共同参画室       |
|                                                            | 小学校等PTAが実施するPTA家庭教育学級に対し、教育文化会館・市民館から講師派遣を行うとともに、そのプログラムの作成等について相談対応等の支援を行った。<br>●男女平等推進に配慮した点<br>夫婦ともに協力し合いながら行う家庭教育の重要性について、適宜助言を行った。                                                                                     | A   | 引き続き、的確な講師の派遣、助言等を行っていく。                                                    | 2      | 教育委員会生涯学習推進課            |
| 69 市民・市民グループが男女平等推進の視点を持つことができるような学習機会の提供や人材育成及び情報提供を行います。 | ○男女共同参画センターにおいて、以下の事業を通じて団体の育成を行った。<br>①男女共同参画協働事業＝市民活動グループ等の企画提案による事業の実施（4件）<br>②事業運営委託＝NPO法人、市民活動グループ等への事業運営・実施委託（2件）《委託内容》子育てほっとサロンの運営（2件）<br>③男女共同参画人材育成事業（すくらむ塾）＝（全9回開催）<br>④市民講師事業＝市民が持つ経験や知識、スキル等を活かした活躍の場の提供（10人実施） | B   | 今後も、市民団体の特徴と専門性を活かして、様々な協力形態を用いながら、男女共同参画の推進につながる事業の実施を通じて、団体と人材の育成につなげていく。 | 1      | 市民・子ども局人権・男女共同参画室       |

| 事業内容 |                                                         | 平成22年度実績                                                                        | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                      | 今後の方向性 | 所管課           |
|------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------------|
| 69   | 市民・市民グループが男女平等推進の視点を持つことができるような学習機会の提供や人材育成及び情報提供を行います。 | こども文化センター、わくわくプラザでポスターの掲示やパンフレット等の配布を行った。<br>指定管理者が事業を実施する際に男女平等を意識し実施した。       | A   | 今後も引き続き男女平等についての理解を深めて事業を実施するよう指定管理者等へ指導します。                                        | 2      | 市民・こども局青少年育成課 |
|      |                                                         | ●男女平等推進に配慮した点<br>こども文化センター・わくわくプラザ事業を実施する際には、名簿の順番、こどもの呼び方等男女平等に配慮した。           |     |                                                                                     |        |               |
|      |                                                         | 関係局・関係機関から依頼を受けた広報物を相談情報コーナーに設置し、性別に係わらず広く区民への情報提供に努めている。                       | B   | 引き続き、区民への情報提供について分かりやすい環境を整えていく必要がある。                                               | 2      | 川崎区役所総務課      |
|      |                                                         | ●男女平等推進に配慮した点<br>性別等に係わらず、分かりやすい配置を心がけている。                                      |     |                                                                                     |        |               |
|      |                                                         | パンフレット等の配布依頼があった場合、情報コーナーに設置し区民への情報提供を行った。                                      | B   | パンフレット等の設置場所を整理し、区民の理解が得られるよう今後も情報提供に努めていく必要がある。                                    | 2      | 川崎区役所地域振興課    |
|      |                                                         | ●男女平等推進に配慮した点<br>多くの方々に関心を持ってもらえるよう情報の提供に配慮する。                                  |     |                                                                                     |        |               |
|      |                                                         | 他局等及び区役所から依頼を受けた資料等について、情報提供コーナーを1階エレベーター前の人の目に触れやすいスペースに設け、市民へ情報提供を行った。        | B   | 継続的に情報提供を行い市民の理解を深めていくことが必要です。                                                      | 2      | 幸区役所総務課       |
|      |                                                         | ●男女平等推進に配慮した点<br>多くの人の目に触れ、関心を持ってもらえるようなスペースを確保した。                              |     |                                                                                     |        |               |
|      |                                                         | 各局及び関係団体等からの依頼により、様々な広報物の配架に努めた。                                                | C   | 関係部局等と連携し、情報提供の充実を図る必要がある。                                                          | 2      | 中原区役所総務課      |
|      |                                                         | カウンターに「女性のための総合相談のご案内」を置き、区民に周知した。また神奈川県からの依頼により各種パンフレットをラックに設置した。              | A   | 今後も依頼があれば男女平等推進への理解を深めるために、パンフレットの配布や窓口置くなど目に触れる機会を設け、情報提供をすることで、関心を持ってもらうことが必要である。 | 2      | 中原区役所地域振興課    |
|      |                                                         | 資料等情報提供する際に、男女平等の視点に配慮し、市民に関心や理解を深めてもらえるよう努めた。                                  | B   | 区役所に提供される資料の中から、男女平等に寄与する資料を優先して配架するよう、引き続き取組んでいく。                                  | 1      | 高津区役所総務課      |
|      |                                                         | ●男女平等推進に配慮した点<br>情報提供としての資料等の配架の仕方において、男女平等の視点に配慮し、さらに男女平等関連の資料を市民の目に留まるよう、努めた。 |     |                                                                                     |        |               |
|      |                                                         | 会議やイベント実施会場等で、情報提供を行った。                                                         | B   | 引続き、意識啓発を図る。                                                                        | 2      | 高津区役所地域振興課    |
|      |                                                         | ●男女平等推進に配慮した点<br>情報担当の資料コーナーを活用し、区民の意識啓発を図った。                                   |     |                                                                                     |        |               |

| 事業内容                       |                                                                             | 平成22年度実績                                                                                                       | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                         | 今後の方向性 | 所管課               |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------|
| 69                         | 市民・市民グループが男女平等推進の視点を持つことができるような学習機会の提供や人材育成及び情報提供を行います。                     | 資料コーナーや受付カウンターなどにパンフレットを置き、区民に情報提供を行っている。                                                                      | B   | 今後も情報提供を継続的に実施し、区民の理解を深めていく。                                           | 2      | 宮前区役所総務課          |
|                            |                                                                             | ●男女平等推進に配慮した点<br>同上。                                                                                           |     |                                                                        |        |                   |
|                            |                                                                             | 地域振興課窓口チラシを配置し、区民へ情報提供を行った。                                                                                    | B   | 引き続き地域振興課窓口チラシを配置して、区民へ情報提供を行っていく。                                     | 2      | 宮前区役所地域振興課        |
|                            |                                                                             | 情報資料コーナーに男女平等に関する資料を配架し、情報提供を行った。                                                                              | A   | 今後も引き続き資料の配架に努める。                                                      | 2      | 多摩区役所総務課          |
|                            |                                                                             | パンフレットの配付依頼等があった場合、会議等で配布した。<br>それ以外にもカウンターなどにパンフレットを置き、区民に広く周知した。                                             | B   | 引き続き積極的にパンフレットの配布等により、男女平等に対する理解をより深めていく。                              | 2      | 多摩区役所地域振興課        |
|                            |                                                                             | ●男女平等推進に配慮した点<br>メンバー改選の機会において女性比率の向上に配慮するよう依頼した。                                                              |     |                                                                        |        |                   |
|                            |                                                                             | 資料コーナーにパンフレット、ちらし等を配置し、情報提供を行った。                                                                               | B   | 引き続き、市民に対する情報提供のため、資料コーナーで広報していく。                                      | 2      | 麻生区役所総務課          |
|                            |                                                                             | ●男女平等推進に配慮した点<br>資料が届き次第、すみやかに配置している。                                                                          |     |                                                                        |        |                   |
|                            |                                                                             | ○パンフレット等の配布依頼があった場合、会議等で配布するなどの対応をとった。<br>○窓口カウンターなどにパンフレットを置き、区民に向けた幅広い周知を心がけた。                               | B   | 引き続き、パンフレットの配布など、啓発活動を進めていく。                                           | 2      | 麻生区役所地域振興課        |
| 70                         | 教育文化会館・市民館において、「男女平等推進学習」の講座や情報提供の実施、学習スペースの提供等を通じて、市民の男女平等に関する学習の機会を提供します。 | 教育文化会館・市民館において、「男女平等推進学習」を12事業実施した。<br><br>●男女平等推進に配慮した点<br>多様な観点から男女平等に係わる主題を取り上げ、公平な視点を基本としたプログラムづくり・実施に努めた。 | A   | 引き続き、男女平等推進学習を実施し、男女共同参画の視点の啓発に努める。                                    | 2      | 教育委員会生涯学習推進課      |
| 施策30 事業所における男女平等に関する研修への支援 |                                                                             |                                                                                                                |     |                                                                        |        |                   |
| 71                         | 男女平等推進のための企業研修等の講座の開催や講師紹介及び情報提供を実施します。                                     | 男女共同参画センターにおいて、市内工業団体事務局長会議を開催し、法律の改正や男女共同参画に関わる関連情報の提供や、現場で抱える悩みや問題等の意見交換などをおこない、現場で活かせる連携のあり方などを検討した。        | B   | 今後も、市内の事業所や市内工業団体事務局長会議の加盟団体等を通じた講座・研修等を実施していく。                        | 2      | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |
|                            |                                                                             | ○情報誌「かわさき労働情報」において、「川崎市人権問題企業研修会」や「かわさき人権フェア」の案内の記事を掲載した。<br>○「川崎労働学校」において、男女雇用機会均等法をテーマとして取り上げた。              | A   | 紙面の充実及び配布先の拡大に努め、効果的な広報を展開する。<br>「川崎労働学校」において、男女雇用機会均等法などをテーマとして取り上げる。 | 2      | 経済労働局労働雇用部        |
| 72                         | 「川崎労働学校」において、男女平等に関するテーマを取り上げます。                                            | 「川崎労働学校」において、男女雇用機会均等法をテーマとして取り上げた。                                                                            | A   | 「川崎労働学校」において、男女雇用機会均等法などをテーマとして取り上げる。                                  | 2      | 経済労働局労働雇用部        |

| 事業内容 |                                     | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                                       | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                  | 今後の方向性 | 所管課               |
|------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------|--------|-------------------|
| 施策31 | 事業所における男女平等に関する研修への支援               |                                                                                                                                                                                                                |     |                                                                 |        |                   |
| 73   | 男女平等推進及び施策への理解を深めるための職員研修を実施します。    | 市職員を対象に階層別研修（新規採用職員、若手職員、中堅職員、技能・業務職員、係長昇任後、新任課長補佐、新任課長）において、男女平等推進など、川崎市の人権施策について研修を計画・実施した。                                                                                                                  | B   | 今後とも取組を実施していく。                                                  | 2      | 総務局人材育成課          |
|      |                                     | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。                                                                                                                                                                        |     |                                                                 |        |                   |
|      |                                     | 7月に新任課長に対して、男女共同参画（男女平等推進施策やセクハラ・パワハラについて）に関する研修を実施した。                                                                                                                                                         | A   | 今後も職員を対象とした研修を継続する。                                             | 2      | 市民・子ども局人権・男女共同参画室 |
|      |                                     | 社会教育職員研修の実施に際して、男女平等推進行動計画に関する視点についても配慮するよう努めた。<br>●男女平等推進に配慮した点<br>折に触れて、男女平等推進行動計画について職員間で再確認する機会を持つよう努めた。                                                                                                   | B   | 社会教育職員研修を実施する。様々な観点から幅広いテーマを取上げる。                               | 2      | 教育委員会生涯学習推進課      |
| 74   | 管理職を対象とした研修を実施します。                  | 管理職を対象とした新任課長研修で、男女平等意識の醸成を図るための研修を実施した。                                                                                                                                                                       | B   | 今後とも取組を実施していく。                                                  | 2      | 総務局人材育成課          |
|      |                                     | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。                                                                                                                                                                        |     |                                                                 |        |                   |
|      |                                     | ○男女共同参画推進員連絡会議を7月、2月の2回開催し、男女共同参画推進員を対象に男女平等推進施策（平成21年度の男女平等推進施策の進捗状況、政策・方針決定過程への女性の参画促進施策等）についての研修を実施した。<br>○男女共同参画センターによる講師の紹介により、新任管理職向けの研修を11月に開催した。特に「ワーク・ライフ・バランスの必要性」とその実践を可能にする仕事術、マネジメント術に関する講座を開催した。 | A   | これからも仕事術やマネジメント術に関する研修・講座を充実させていく。また、女性のリーダーシップ養成につながる講座も行っていく。 | 2      | 市民・子ども局人権・男女共同参画室 |
| 75   | 男女共同参画推進員を対象とした研修を実施します。            | 男女共同参画推進員連絡会議を7月、2月の2回開催し、男女共同参画推進員を対象に男女平等推進施策（平成21年度の男女平等推進施策の進捗状況、政策・方針決定過程への女性の参画促進施策等）についての研修を実施した。                                                                                                       | A   | 男女共同参画推進員がより活動しやすくなるために、要綱の改正や手引きの改定等を検討する。                     | 1      | 市民・子ども局人権・男女共同参画室 |
|      |                                     | ●男女平等推進に配慮した点<br>推進員は各局男女1名ずつとしている。                                                                                                                                                                            |     |                                                                 |        |                   |
| 76   | 審議会等委員に対し、情報提供等を通じ、男女平等の視点の共有を促します。 | 特別な取り組みはしていません。                                                                                                                                                                                                | C   | 引き続き局内所管審議会等において、委員に対して男女平等の視点の共有を促すよう要請していきたい。                 | 2      | 総務局庶務課            |
|      |                                     | 各課へ、男女平等に関する資料提供を行い、各事業における委員等の選任にあたり、男女比率への配慮を求めた。                                                                                                                                                            | B   | 今後も引き続き、男女平等推進等施策に関する情報提供を行い、男女平等に関する啓発を行う。                     | 2      | 総合企画局広域企画課        |



| 事業内容                                   | 平成22年度実績                                        | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                          | 今後の方向性 | 所管課        |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------|--------|------------|
| 76 審議会等委員に対し、情報提供等を通じ、男女平等の視点の共有を促します。 | 審議会委員に対し、男女平等施策に関する資料の提供を行うよう推進した。              | A   | 今後も資料の提供を充実させ、男女平等施策に対する周知啓発に努めていく。                     | 2      | 市民・こども局庶務課 |
|                                        | 審議会等委員に対し、情報提供等を通じ、男女平等の視点の共有を図った。              | A   | 引き続き、審議会等委員に対し、情報提供等を通じ、男女平等の視点の共有を図る。                  | 2      | 経済労働局庶務課   |
|                                        | 特段の取組は行っていない。                                   | C   | 局所管審議会等の委員に対して、情報提供等を通じて男女平等の視点の共有を促していく。               | 3      | 環境局庶務課     |
|                                        | 局内広報連絡会を通じ、ガイドラインの周知及び活用について図るよう働きかけた。          | B   | 引き続き、局内広報連絡会を通じて、男女平等施策に関する情報についての情報を共有しながら、意識啓発を行っていく。 | 2      | 健康福祉局庶務課   |
|                                        | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女平等施策に関する情報についての情報共有を図った。     |     |                                                         |        |            |
|                                        | 女性比率が向上するよう選出の際は所管課に働きかけ、女性委員の参加向上に努めた。         | B   | 職に対する委員選任もあり難しいが、今後とも女性委員の参加向上に努めていく。                   | 1      | まちづくり局庶務課  |
|                                        | ●男女平等推進に配慮した点<br>選出の際は、市民・こども局へ協議するよう所管課あて周知した。 |     |                                                         |        |            |
|                                        | 特別な取組みはしていません。                                  | E   | 引き続き、局内所管審議会等において、委員に対して男女平等の視点の共有を促すよう要請していきたい。        | 2      | 建設緑政局庶務課   |
|                                        | 審議会委員選任時に情報提供等の働きかけを行った。                        | E   | 引き続き、審議会委員選任時には配慮を行う。                                   | 2      | 港湾局庶務課     |
|                                        | 審議会等委員への直接的な情報提供は行っていない。                        | C   | 今後、男女平等推進施策に関する情報提供を幅広く行い、男女平等の視点への共有を図っていく必要がある。       | 2      | 川崎区役所総務課   |
|                                        | 男女平等推進施策に係る情報提供を各課へ行い意識啓発、理解を深めることに努めた。         | B   | 今後も、機会を捉えて男女平等推進施策に係る情報提供を通じ、視点の共有を図っていくことが必要だと考えます。    | 2      | 幸区役所総務課    |
|                                        | 関係部局等からの情報を各課に情報提供する程度の啓発しか実施できなかった。            | D   | 今後も、所管課を通じて審議会等委員に対し、男女平等施策等の情報提供を行っていく。                | 2      | 中原区役所総務課   |
|                                        | 審議会等委員が男女平等推進に対し、理解を深めるよう、啓発を行った。               | B   | 審議会等委員が、男女平等を積極的に推進するよう、所管課と共に情報提供を行う。                  | 2      | 高津区役所総務課   |
|                                        | ●男女平等推進に配慮した点<br>委員・役員の改選の際、男女比率に配慮するよう周知した。    |     |                                                         |        |            |
|                                        | 各事業における委員等の選任にあたり、男女比率に配慮するよう男女平等推進に関する啓発を行なった。 | B   | 今後も男女平等推進等施策に関する情報提供を行い、男女平等に関する取組を広げていく。               | 2      | 宮前区役所総務課   |
|                                        | ●男女平等推進に配慮した点<br>同上。                            |     |                                                         |        |            |
|                                        | 各事業の委員の選任にあたり男女比率への配慮を求めた。                      | E   | 各会議開催の際、各担当者・参加者に対し施策の理解を求めていく必要がある。                    | 1      | 多摩区役所総務課   |

| 事業内容                                       |                                                     | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 達成度                                     | 平成23年度計画、事業の課題                                              | 今後の方向性                  | 所管課               |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------|
| 76                                         | 審議会等委員に対し、情報提供等を通じ、男女平等の視点の共有を促します。                 | 審議会等の委員に、男女平等政策に関する情報提供を行った。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | B                                       | 引続き、委員等への情報提供を行っていく。                                        | 2                       | 麻生区役所総務課          |
|                                            |                                                     | ●男女平等推進に配慮した点<br>審議会の開催に際し、常に男女平等に配慮できるよう、情報提供をしている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                         |                                                             |                         |                   |
|                                            |                                                     | 特になし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | E                                       | 各会議開催の際、男女平等に関する資料等を提供し、施策の理解を求めている必要がある。                   | 2                       | 上下水道局庶務課          |
|                                            |                                                     | 各事業における委員等の選任にあたり、男女比率への配慮を求めた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | A                                       | 今後も、審議会等委員に対し男女平等施策等の情報提供を行っていく。                            | 7                       | 交通局庶務課            |
|                                            |                                                     | 審議会等における協議事項等の中で、男女平等の視点に配慮すべき事項がある場合には事務局からその旨を説明することとしているが、本年度においてはそのような事項はなかった。                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | B                                       | 引き続き、審議会等における協議事項の中で、男女平等の視点に配慮すべき事項がある場合には事務局からその旨を説明していく。 | 2                       | 病院局庶務課            |
|                                            |                                                     | 機会あるごとに審議会等へ情報提供を積極的に行い、男女平等の視点の共有化に努めた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | B                                       | 専門知識を要する割合が非常に高いが、今後とも男女平等の視点の共有化及び女性委員の参加を呼びかけていく。         | 2                       | 消防局庶務課            |
| ●男女平等推進に配慮した点<br>継続的に委嘱する団体へ女性委員の選出を働きかけた。 |                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                         |                                                             |                         |                   |
|                                            | 男女平等に関する研修などに積極的に参加を促した。                            | B                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 多様な研修の機会を利用して、男女平等に関する問題意識を高め、自己啓発に努める。 | 2                                                           | 市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当 |                   |
| 【基本施策9】 地域に根ざした男女平等推進のための啓発・広報活動の充実        |                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                         |                                                             |                         |                   |
| 施策32                                       | 男女平等についての理解を深めるための取組の推進                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                         |                                                             |                         |                   |
| 77                                         | 「男女平等推進週間」等の事業を実施します。                               | ○男女平等推進週間（6月23日から29日）に合わせて、図書館で図書の紹介、市民ミュージアムで映像の無料上映、平和館でのDVDの無料上映を行った。また、市内各公共施設でアンケートを実施した。<br>○川崎地下街通路広報コーナーで男女平等週間の掲示を行った。（6月11日から6月24日）<br>○川崎市男女平等推進週間（6月23日から29日）にあわせて、計7つの講座を実施した。<br>・離婚の法律知識<br>・女性のための再就職に役立つパソコン講座<br>・もう一度働きたい女性のための再就職準備セミナー<br>・協働事業公開講座「国連女性差別撤廃条約の獲得と私たちの生活」<br>・知り、学ぶ、広げよう。DV防止の輪<br>・男の家事塾～家庭菜園を始めよう<br>・護身術も学べるリフレッシュカンファ<br>・思春期の子どもの心の理解と向き合い方など。 | B                                       | 今後も引き続き関連する図書の紹介や、身近なテーマを取り上げた講座の実施などをおこなっていく。              | 1                       | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |
| 78                                         | 男女平等についての理解を効果的に深めるために、市のあらゆる施設を積極的に活用した広報活動を実施します。 | 川崎駅地下街通路広報コーナーで男女平等週間の掲示（6月11日から6月24日）及び「女性に対する暴力をなくす運動」の掲示（11月12日から11月25日）を行った。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | B                                       | これからもひきつづき周知・啓発の広報を行っていく。                                   | 1                       | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |



| 事業内容                                                   | 平成22年度実績                                                                                                   | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                       | 今後の方向性 | 所管課             |
|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----------------|
| 78 男女平等についての理解を効果的に深めるために、市のあらゆる施設を積極的に活用した広報活動を実施します。 | 関係局・関係機関から依頼を受けた広報物を相談情報コーナーに設置し、性別に係わらず広く区民への情報提供に努めている。                                                  | B   | 引き続き、区民への情報提供について男女平等への理解を深められるような環境を整えていく必要がある。                                     | 2      | 川崎区役所総務課        |
|                                                        | ●男女平等推進に配慮した点<br>性別等に係わらず、分かりやすい配置を心がけている。                                                                 |     |                                                                                      |        |                 |
|                                                        | 関係局課から依頼のポスターの掲示(庁舎内及び町内会掲示板)やチラシの配付等の協力をできる限り行いました。                                                       | B   | 関係局課から依頼があるポスターの掲示(庁舎内及び町内会掲示板)やチラシの配付等、広報活動を継続して行います。                               | 2      | 幸区役所総務課         |
|                                                        | 関係部局等から提供された広報物等を、区役所資料展示コーナー等で配布した。                                                                       | C   | 依頼があった場合は、市民の目にふれやすい広報などを意識し、理解を深めてもらうよう工夫する。                                        | 2      | 中原区役所総務課        |
|                                                        | 区役所内に男女平等推進に関するポスター等の掲示依頼があった際は、積極的に掲示した。                                                                  | B   | 今後も区役所を利用した広報活動を支援し、啓発に努める。                                                          | 2      | 高津区役所総務課        |
|                                                        | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女平等に関するポスター等を市民の目に触れやすい場所へ掲示するよう配慮した。                                                    |     |                                                                                      |        |                 |
|                                                        | 男女平等についての理解を深めるため、区役所内の資料コーナー整理や掲示板整理などの環境整備を行っている。                                                        | B   | 引き続き、環境整備に努めていく。                                                                     | 2      | 宮前区役所総務課        |
|                                                        | ●男女平等推進に配慮した点<br>同上。                                                                                       |     |                                                                                      |        |                 |
|                                                        | 関係部署が男女平等に関する事業を実施する際、アトリウムや掲示板の使用承認、チラシの配架承認を行い、活動の促進を図った。                                                | A   | 今度も、引き続き施設提供を実施する。                                                                   | 2      | 多摩区役所総務課        |
|                                                        | 来庁者の見やすさを心がけ、ポスターの掲示やちらしの配布等を行っている。                                                                        | B   | 来庁者に対する広報活動を継続して行っていく。                                                               | 2      | 麻生区役所総務課        |
|                                                        | ●男女平等推進に配慮した点<br>ポスター等の掲示は、届き次第行っている。                                                                      |     |                                                                                      |        |                 |
| 79 男女平等に関連する図書・映像資料等の文化資源を、市民が活用できるよう整備します。            | ポスターや掲示物、チラシ等の配布により意識啓発を図った。                                                                               | B   | 今後も引き続き、意識啓発のための取り組みをすすめていく。                                                         | 2      | 教育委員会庶務課        |
|                                                        | 教育文化会館・市民館の施設内において関連ポスター・チラシの積極的な掲出に努めた。施設で開催する関連主催事業においても機会を捉え、啓発に努めた。                                    | A   | 引き続き、機会を捉えながら、広報・啓発に努めていく。                                                           | 2      | 教育委員会生涯学習推進課    |
|                                                        | ●男女平等推進に配慮した点<br>掲出場所について、関連する分野ごとにまとまるよう努めた。                                                              |     |                                                                                      |        |                 |
|                                                        | 男女平等推進週間事業（ビデオ上映）<br>期間 6月24日～28日 会場 ミニホール 平日 14：00～16：30、日曜日10：00～16：30「現代の日本のあゆみ 男女同権」、「私は男女平等を憲法に書いた」 他 |     | 若い世代の参加者が少ない。ホームページなどでの広報活動ができていない。意見交換する場が作れないため、ネットでのSNSやツイッターを活用した参加性を高める工夫を検討する。 | 3      | 市民・こども局市民ミュージアム |
|                                                        | ●男女平等推進に配慮した点<br>当時の世相と女性の社会参加への働きかけを映像で見る。                                                                |     |                                                                                      |        |                 |

| 事業内容 |                                                                                                  | 平成22年度実績                                                                                                             | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                         | 今後の方向性 | 所管課               |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------|--------|-------------------|
| 施策33 | 啓発・広報活動を効果的に推進するための調査の実施                                                                         |                                                                                                                      |     |                                                        |        |                   |
| 80   | 男女平等の理解を深め効果的に推進するために、市民へのアンケート等の調査を実施します。                                                       | 男女平等推進週間に市内各施設で男女平等に関するアンケートを実施した。<br>●男女平等推進に配慮した点<br>市民の男女平等に対する知識、川崎市の男女平等感についてのアンケートを行った。                        | B   | 今後も男女平等推進週間にアンケートを実施する。                                | 1      | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |
| 施策34 | 市の広報資料における表現の点検                                                                                  |                                                                                                                      |     |                                                        |        |                   |
| 81   | 広報資料の作成に関する手引きの周知及び活用の徹底を図ります。                                                                   | 庁内の人権に関わる会議や広報担当者の会議、研修会等において、手引を活用した周知啓発を行った。<br>●男女平等推進に配慮した点<br>広報資料を作成に際し、市民の共感をより一層得られるよう性別のイメージにとらわれない表現に配慮した。 | A   | 「公的広報の作成に関する表現の手引」の内容の充実とそれを活用した男女平等の視点についての周知啓発に努める。  | 1      | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |
| 82   | 広報資料の作成にあたっては、手引き(※)に沿って、男女平等推進の視点に立った点検を実施します。<br>※人権・男女共同参画室作成『男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引』を指す。 | 人権・男女共同参画室作成の手引きに則り、男女平等の視点に配慮している。                                                                                  | C   | 引き続き局内事業に男女平等の視点が考慮されているか確認し、不適切な項目があれば見直しを要請していきたい。   | 2      | 総務局庶務課            |
|      |                                                                                                  | 「表現の手引」を活用し、男女平等の視点に配慮しながら刊行物の作成・発行にあたった。                                                                            | B   | 引き続き、局内設置の男女共同参画推進員を中心に男女平等推進の視点に配慮し、刊行物を作成する。         | 2      | 総合企画局企画調整課        |
|      |                                                                                                  | 「表現の手引」を活用し、男女平等の視点に配慮しながら刊行物の作成・発行にあたった。                                                                            | B   | 局内での「表現の手引」の周知を図り、引き続き男女平等の視点に配慮した刊行物の作成・発行にあたる。       | 2      | 財政局庶務課            |
|      |                                                                                                  | ●男女平等推進に配慮した点<br>刊行物の作成の際は、「表現の手引」に基づき表現に配慮した。                                                                       |     |                                                        |        |                   |
|      |                                                                                                  | 刊行物作成にあたっては、男女平等推進の視点に立った表現への配慮に努めた。                                                                                 | A   | 今後も引き続き配慮を行っていく。                                       | 2      | 市民・こども局庶務課        |
|      |                                                                                                  | 資料等を配布し、差別的表現に配慮するよう周知を図った。                                                                                          | A   | 引き続き、所管課へ周知を行ない、差別的表現がないよう職員への啓発を図る。                   | 2      | 経済労働局庶務課          |
|      |                                                                                                  | 局内にガイドラインの周知を再度行い、男女平等の視点から刊行物の内容確認を行った。<br>●男女平等推進に配慮した点<br>男女平等推進の視点から刊行物の作成にあたるよう促した。                             | B   | 引き続き局内で「ガイドライン」の周知徹底を図るとともに、男女平等の視点について職員への意識啓発を行っていく。 | 2      | 環境局庶務課            |
|      |                                                                                                  | 局内広報連絡会を通じ、ガイドラインの周知及び活用について図るよう働きかけた。<br>●男女平等推進に配慮した点<br>男女平等施策に関する情報についての情報共有を図った。                                | A   | 局内にて、男女平等施策に関する情報について共有をしながら、意識啓発を行っていく。               | 2      | 健康福祉局庶務課          |
|      |                                                                                                  | 広報資料配布物、パンフレット等に差別的表現がないように配慮を行った。                                                                                   | A   | 今後も「公的広報の作成に関する表現の手引」を参考に継続して配慮し、局内への浸透を図る。            | 2      | まちづくり局庶務課         |

| 事業内容 |                                                                                                  | 平成22年度実績                                                                  | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                              | 今後の方向性 | 所管課      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------|--------|----------|
| 82   | 広報資料の作成にあたっては、手引き(※)に沿って、男女平等推進の視点に立った点検を実施します。<br>※人権・男女共同参画室作成『男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引』を指す。 | 広報資料作成にあたっては、男女平等推進の視点に立った表現に配慮した。                                        | A   | 刊行物の発行のみならず、情報発信においては常に「男女平等施策の推進」についての配慮をするよう継続的な意識啓発を進める。 | 2      | 建設緑政局庶務課 |
|      |                                                                                                  | 刊行物作成、広報を行うにあたり、差別的表現のないよう配慮をおこなった。                                       | A   | 引き続き配慮を行っていく。                                               | 2      | 港湾局庶務課   |
|      |                                                                                                  | 人権・男女共同参画室作成の手引を総務課ホームページに添付し、新規刊行物を作成する際は男女平等の視点に立った表現を行うよう、区役所内各課へ依頼した。 | A   | 引き続き、男女平等推進の視点への配慮を促していく。                                   | 2      | 川崎区役所総務課 |
|      |                                                                                                  | ●男女平等推進に配慮した点<br>刊行物作成にあたり、男女平等の視点に立った表現を行うよう配慮を依頼した。                     |     |                                                             |        |          |
|      |                                                                                                  | ガイドラインの主旨に沿い、各種事業広報ポスター等に世代・性別を考慮した写真・イラストを使用しました。                        | B   | 今後も、男女共同参画室作成のガイドラインの主旨に沿って、差別的表現に配慮していきます。                 | 2      | 幸区役所総務課  |
|      |                                                                                                  | 様々な観点から不平等な部分をチェックできるよう、職員に対して研修・説明会等を積極的に受講するよう呼びかけた。                    | C   | 職員に対して、人権・男女共同参画室作成手引を利用した男女平等施策に関する情報の提供と、意識啓発を行う必要がある。    | 2      | 中原区役所総務課 |
|      |                                                                                                  | 手引きに基づいた刊行物の作成等が行なわれるよう、区役所内に周知し、点検を行った。                                  | B   | 今後も手引きの内容に注意し、区役所内に周知していく。                                  | 2      | 高津区役所総務課 |
|      |                                                                                                  | ●男女平等推進に配慮した点<br>刊行物作成にあたり、性差別的な表現がないよう周知した。                              |     |                                                             |        |          |
|      |                                                                                                  | 刊行物作成にあたり差別的表現がないよう、区役所内へガイドラインの周知を図っている。                                 | B   | 今後もガイドラインに沿って配慮を促していく。                                      | 2      | 宮前区役所総務課 |
|      |                                                                                                  | ●男女平等推進に配慮した点<br>ガイドラインを周知する上で、男女平等の視点に配慮した。                              |     |                                                             |        |          |
|      |                                                                                                  | 各所属へ周知を行い、ガイドラインの順守を促した。                                                  | A   | 引き続きガイドラインの周知を行う。                                           | 2      | 多摩区役所総務課 |
|      |                                                                                                  | 刊行物作成にあたり、ガイドラインに沿って差別的表現がないように配慮した。                                      | B   | 今後ともガイドラインを活用し、差別的表現がないように配慮していく。                           | 2      | 麻生区役所総務課 |
|      |                                                                                                  | ●男女平等推進に配慮した点<br>ガイドラインを積極的に活用している。                                       |     |                                                             |        |          |
|      |                                                                                                  | 各所属で発行した刊行物について男女平等推進の視点に立った点検を実施した。                                      | A   | 平成23年度も継続して実施していく。                                          | 2      | 上下水道局庶務課 |
|      |                                                                                                  | ●男女平等推進に配慮した点<br>差別的表現がないよう徹底した。                                          |     |                                                             |        |          |

| 事業内容 |                                                                                                  | 平成22年度実績                                                                | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                | 今後の方向性 | 所管課                     |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------|--------|-------------------------|
| 82   | 広報資料の作成にあたっては、手引き(※)に沿って、男女平等推進の視点に立った点検を実施します。<br>※人権・男女共同参画室作成『男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引』を指す。 | 本年度は刊行物の作成に当たって差別的な表現が問題となったことはなかった。                                    | A   | 継続的な取組が必要であるので、これからも引き続き取組を続けていく必要があると考える。                    | 7      | 交通局庶務課                  |
|      |                                                                                                  | 手引きの周知・活用について推進した。                                                      | A   | 引き続き、手引きの周知・活用について推進していく。                                     | 2      | 病院局庶務課                  |
|      |                                                                                                  | 刊行物等の作成には、差別的表現がないよう考慮した表現とした。また、ホームページの作成及び更新の際、手引きを参考にして掲載した。         | B   | 今後もジェンダーフリーを考慮しながら、差別的表現がないかのチェックを継続していく。                     | 2      | 消防局庶務課                  |
|      |                                                                                                  | ●男女平等推進に配慮した点<br>刊行物作成及びホームページ更新時においてジェンダーフリーを考慮した表現とした。                |     |                                                               |        |                         |
|      |                                                                                                  | 男女平等推進の視点に配慮して報告書等を作成した。                                                | B   | 男女平等推進の視点に配慮して作成する。                                           | 2      | 市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当 |
|      |                                                                                                  | 行政刊行物の発行はない。                                                            |     |                                                               |        | 会計室審査課                  |
|      |                                                                                                  | 男女平等の視点に考慮しながら、刊行物等の作成を行った。                                             | B   | 引き続き、男女平等の視点に考慮しながら、差別的表現の見直しを図り、ガイドラインを周知する。                 | 3      | 教育委員会庶務課                |
|      |                                                                                                  | 該当なし。                                                                   | E   | 現在のところ該当する刊行物等の発行予定はないが、引き続き職員の意識啓発を行いつつ、文書等を作成する際には配慮を行う。    | 2      | 選挙管理委員会選挙課              |
|      |                                                                                                  | 職員に手引きの活用を推進した。                                                         | A   | 今後も男女平等推進の視点を持ち、手引きを活用していく。                                   | 2      | 人事委員会調査課                |
|      |                                                                                                  | ●男女平等推進に配慮した点<br>資料を作成する際、差別的表現がないよう入念に点検を行った。                          |     |                                                               |        |                         |
|      |                                                                                                  | 格差や差別的な表現の記載がないよう注意した。                                                  | A   | 継続して「男女平等推進」への理解と意識の浸透を図る。                                    | 2      | 議会局庶務課                  |
| 83   | 広報資料に関する、男女平等推進の視点に立った市民からの意見聴取を行います。                                                            | 男女共同参画センターにおいて、2010年11月に利用者向けアンケートを通じて広報資料の見易さや館内掲示の分かりやすさに関して意見聴取を行った。 | E   | 広報資料に関する利用者や市民からのご意見をいただけるようにアンケートを実施し、その印象等の変化に応じて改善等をはかる。   | 1      | 市民・子ども局人権・男女共同参画室       |
|      |                                                                                                  | 広報モニター委員に市の広報について、さまざまな観点から意見を聴取した。その際、男女平等推進の視点で特に不適切との意見はなかった。        | B   | 広報モニター委員に男女平等関連のパンフレットを配布し、引き続き市の広報について男女平等推進の視点を踏まえた意見を聴取する。 | 2      | 市民・子ども局シティセールス・広報室      |
|      |                                                                                                  | ●男女平等推進に配慮した点<br>男性委員、女性委員ともにそれぞれの立場で率直な意見を発言できるような進行を行った。              |     |                                                               |        |                         |

| 事業内容                               |                                                                  | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                  | 今後の方向性 | 所管課                |
|------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------|--------|--------------------|
| 【基本施策10】 市や市民の情報発信・メディア活用に向けた取組の推進 |                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |     |                                                                                 |        |                    |
| 施策35                               | 市民及び事業者の「情報を読み解き発信する力(メディア・リテラシー)」の向上への支援                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |     |                                                                                 |        |                    |
| 84                                 | 情報を読み解き発信する力の向上のための講座や講師紹介及び情報提供、学習スペースの確保等を通じ、市民及び事業者の活動を支援します。 | <p>○男女共同参画センターにおいて、男女共同参画時事セミナーと、市民団体との協働事業において、メディアリテラシーに関する講座を開催した。</p> <p>○男女共同参画センターの情報提供室を無料で開放し、市民活動団体への支援事業として実施している。また、インターネットも無料で利用できる環境としている。</p> <p>○同室内では男女共同参画の最新情報を網羅すべく、図書特集コーナーを設置し、市民が話題の書籍や情報に触れられる広報スペースとした。</p> <p>○男女共同参画センター利用団体及びサークル等の活動紹介や広報のため、広報掲示板や交流室等における情報提供コーナーをさらに充実させた。</p> <p>○男女共同参画センターの広報誌「すくらむ21通信」において書誌解題のコーナーを作り、男女共同参画に関わる書籍を紹介した。</p> | A   | より効果的で、リテラシー能力の向上につながる講座や広報を実践していく。                                             | 2      | 市民・こども局人権・男女共同参画室  |
| 施策36                               | 高度情報通信化による男女の情報格差をなくすための取組の推進                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |     |                                                                                 |        |                    |
| 85                                 | 広報紙、テレビ、ラジオ、Webなど、さまざまな広報媒体を通じて市政情報を発信します。                       | <p>多くの市民へ発信する情報に男女平等推進の視点や、その他人権配慮の観点から不適切な表現のないような広報を行った。</p> <p>また、紙面や広報番組の中で、DV被害者自立支援について扱うなど、適宜男女平等推進に関する広報を所管課と協力し行った。</p> <p>●男女平等推進に配慮した点<br/>不適切な表現のないよう、複数の職員でチェックし広報を行った。</p>                                                                                                                                                                                          | B   | 今後も引き続き市の広報について、男女平等推進や人権尊重の観点から不適切な表現のないよう広報を行っていく。また、所管課と協力し、男女平等推進に関する広報を行う。 | 2      | 市民・こども局シティセールス・広報室 |
| 86                                 | 母子家庭等への支援に向け、紙媒体による情報提供のほか、IT等による情報提供サービスを充実します。                 | 男女共同参画センターにおいて、就業支援等の講座情報を館内やホームページに掲載した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | A   | 母子家庭等への支援に向け、紙媒体による情報提供のほか、IT等による情報提供サービスの充実に努める。                               | 2      | 市民・こども局人権・男女共同参画室  |
|                                    |                                                                  | 母子家庭等への支援に向け、母子福祉センターや就業など各種講座等についてチラシ配付や市政だよりへの広報を行ったほか、ホームページによる情報提供を行った。                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | A   | 母子家庭をはじめ、経済的に困難な状況にある女性を対象にした講座を実施するほか、関係する情報を満遍なく提供できるよう、情報提供に関するサービスの充実をはかる。  | 2      | 市民・こども局こども福祉課      |



| 事業内容                     |                                                  | 平成22年度実績                                                                                                                                                             | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                                            | 今後の方向性 | 所管課               |
|--------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------|
| 柱Ⅳ 推進体制の充実               |                                                  |                                                                                                                                                                      |     |                                                                                                                           |        |                   |
| 【基本施策11】 市民・市民団体等との連携の促進 |                                                  |                                                                                                                                                                      |     |                                                                                                                           |        |                   |
| 施策37                     | 「かわさき男女共同参画ネットワーク」の充実                            |                                                                                                                                                                      |     |                                                                                                                           |        |                   |
| 87                       | 市民・市民活動団体等及び事業者と連携した「かわさき男女共同参画ネットワーク」活動を推進します。  | 男女共同参画ネットワークとの共催で男女平等かわさきフォーラムを実施した。                                                                                                                                 | B   | 今後も男女共同参画ネットワークとの連携を強め、活動を推進していく。                                                                                         | 1      | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |
| 88                       | ホームページ等を活用した「かわさき男女共同参画ネットワーク」の活動内容の周知・広報を充実します。 | ○ホームページにおいて男女共同参画ネットワークの概要と参加団体について掲載している。<br>○ホームページにおいて、男女共同参画ネットワークの活動概要や参加団体について掲載している。また、センターで実施する講座参加者や来場者向けに情報の周知を行った。                                        | B   | ホームページ等で男女共同参画ネットワークや、男女共同参画に関連する情報を提供できるように整備していく。                                                                       | 1      | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |
| 施策38                     | 市民・市民活動団体等との連携や様々なネットワークを活用した男女共同参画の推進           |                                                                                                                                                                      |     |                                                                                                                           |        |                   |
| 89                       | 市民・市民活動団体等と連携し、男女共同参画への取組を協働で推進します。              | 協働を含む市民活動に関する相談・研修等を財団法人かわさき市民活動センターの事業として実施しており、市として、財団全般の事業の充実が図られるよう、センターを通じて支援を行った。<br>また、男女共同参画を含む市民活動団体と行政が協働で事業を行う「協働型事業」についての基本的な考え方等を示した「協働型事業のルール」の周知を図った。 | A   | 公益財団法人かわさき市民活動センター全般の事業の充実が図られるよう、施策個々の充実とともに市民活動支援指針との整合性を図りながら、総合的市民活動支援施策としての確立を推進する。<br>また、協働型事業のルールに沿って、協働型事業の推進を図る。 | 2      | 市民・こども局市民協働推進課    |
|                          |                                                  | ○男女共同参画センターの協働事業として4件（計4団体）の企画を選定し、講座を実施した。男女共同参画に関わる講座や、男性の家事参画を推進する講座、妊婦体験・赤ちゃんとのふれあい体験などの講座を実施した。                                                                 | A   | これからも様々な分野で活動する市民・市民団体等と連携し、男女共同参画の推進に貢献していく。                                                                             | 2      | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |
|                          |                                                  | 市民・市民活動団体等が求めていることは活動への支援であるので、そちらに重点を置いた事業を実施している。                                                                                                                  | E   | 引き続き市民・市民活動団体に対する各種支援を行う。また、その実施にむけた情報収集を行う。                                                                              | 2      | 川崎区役所地域振興課        |
|                          |                                                  | ●男女平等推進に配慮した点<br>担当する市民・市民活動団体の求めているものは、活動への支援であるので、支援に重点を置いている。                                                                                                     |     |                                                                                                                           |        |                   |
|                          |                                                  | 第3期地域福祉計画策定の中でシニア世代男性の地域福祉活動への参加促進も視野に入れて策定した。                                                                                                                       | B   | 今後とも地域福祉活動に男性も参加していくための取り組みが継続的に必要である。                                                                                    | 2      | 川崎区役所地域保健福祉課      |
|                          |                                                  | 子どもの支援関係機関・施設及び地域の市民活動団体・グループによる、「川崎区こども総合支援ネットワーク会議」を開催し、情報交換、課題の共有、解決策を協議し、協働で子どもの総合的な支援を推進した。                                                                     | A   | 民間の施設や地域の市民活動団体・グループとの連携・協働の強化。                                                                                           | 1      | 川崎区役所こども支援室       |
|                          |                                                  | 食生活改善推進員と連携して「男性料理教室」を年12回実施した。                                                                                                                                      | B   | 今後も継続して「男性料理教室」を実施する。                                                                                                     | 2      | 中原区役所地域保健福祉課      |
|                          |                                                  | ●男女平等推進に配慮した点<br>料理を通じて男性の食の自立を目指した。                                                                                                                                 |     |                                                                                                                           |        |                   |

| 事業内容 |                                     | 平成22年度実績                                                                                                        | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                            | 今後の方向性 | 所管課          |
|------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------------|
| 89   | 市民・市民活動団体等と連携し、男女共同参画への取組を協働で推進します。 | 事務局として、市民活動団体・地域団体と連携し、その活動を支援する中で、機会があれば活動の実態把握や必要な情報提供などを行った。                                                 | B   | 引続き、実態把握に取り組むとともに、情報提供に努め、意識啓発を図る。                                                        | 2      | 高津区役所地域振興課   |
|      |                                     | ●男女平等推進に配慮した点<br>各団体の事務局として活動する中で、実態把握等の機会があれば活用した。                                                             |     |                                                                                           |        |              |
|      |                                     | 市民活動団体（運動普及推進員・食生活改善推進委員等）と連携し、男女共同参画への取組を共同で推進した。                                                              | B   | 男性の参加が少なく意見が反映されにくいことが課題。男性も参加しやすいような広報の工夫などを引き続き行う。                                      | 2      | 高津区役所地域保健福祉課 |
|      |                                     | ●男女平等推進に配慮した点<br>男性の参加が少ないので、男性も参加しやすいよう事業内容を工夫した。                                                              |     |                                                                                           |        |              |
|      |                                     | 今年度は、女性委員が比較的多い、民生委員児童委員の会合に出向き、意見交換会を開催させていただいた。司会進行は、区職員で行ったが、活動における疑問点や課題について多くの意見を伺うことができた。                 | B   | 引続き、保健福祉のまちづくり推進会議（地域福祉計画推進）のワークショップ開催事業において講師など話題提供者を地域で活躍されている女性を中心に依頼を行い、参加者との交流を実施する。 | 2      | 宮前区役所地域保健福祉課 |
|      |                                     | ●男女平等推進に配慮した点<br>女性委員からの積極的な発言が多く、特に活動における負担増などの課題を女性の目線でいただいた。                                                 |     |                                                                                           |        |              |
|      |                                     | 多摩区内町内会・自治会に住民組織調査票の提出を依頼した。                                                                                    | B   | 多摩区内町内会・自治会に住民組織票の提出の依頼を継続して行っていく。                                                        | 2      | 多摩区役所地域振興課   |
|      |                                     | ●男女平等推進に配慮した点<br>メンバー選出の機会において女性比率の向上に配慮するよう依頼した。                                                               |     |                                                                                           |        |              |
|      |                                     | 多摩区みんなの公園体操運営委員会、いきいき体操運営委員会、健康ウォーキング推進委員会の各委員会の活動支援を行った。                                                       | A   | 継続して男女が共に参画して健康づくり、介護予防のための体操やウォーキングに取り組めるよう、各委員会の取り組みも支援していく。                            | 1      | 多摩区役所地域保健福祉課 |
|      |                                     | ●男女平等推進に配慮した点<br>「健康フェスタ」で団体による活動報告、パネル展示を行い、性別に関わらず地域で参加できる場があることを紹介した。                                        |     |                                                                                           |        |              |
|      |                                     | ○市民活動団体と協働で実施した親子の育児事業について、土曜日に開催するなど父親の参加を促進する取組を行った。<br>○こどもの外遊び事業について、実行委員に子育て中の母親から参加希望があり、室内保育で実行委員会を開催した。 | A   | 継続して実施。                                                                                   | 2      | 多摩区役所こども支援室  |
|      |                                     | 市民活動団体等と協働で事業を実施する場合、依頼があれば関連資料などで、啓発を促した。                                                                      | B   | 引き続き男女共同参画への取組をする。                                                                        | 2      | 麻生区役所地域振興課   |
|      |                                     | ●男女平等推進に配慮した点<br>啓発物を用い、関係者の意識強化に努めた。                                                                           |     |                                                                                           |        |              |



| 事業内容 |                                            | 平成22年度実績                                                                                                 | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                                                          | 今後の方向性 | 所管課            |
|------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------------|
| 89   | 市民・市民活動団体等と連携し、男女共同参画への取組を協働で推進します。        | 「小地域のつながりネット支援事業」の実施。小地域のつながりづくりをテーマに企画提案を各種団体、グループ等から広く公募し、優れた企画を審査のうえ採択、事業委託した。平成22年度委託事業 計3事業         | A   | 平成23年度も事業を実施。実施にあたっては、市政だより区版、区ホームページでの広報のほか、町会・自治会、民児協、社協、福祉団体、ボランティア等にも幅広く周知し、小地域のネットワークの構築や充実に資する企画を「あさお福祉計画」推進会議委員による審査のうえ選定し、委託する。 | 2      | 麻生区役所地域保健福祉課   |
|      |                                            | ●男女平等推進に配慮した点<br>事業を広報にて、幅広い団体等に応募を呼びかけている。                                                              |     |                                                                                                                                         |        |                |
|      |                                            | 麻生区子ども関連ネットワーク会議に関わる関係団体と一緒に子ども、子育ての催し、研修会や講演会を行った。                                                      | B   | 男女共同参画の推進を意識した子育て支援に関わる市民団体と協働を進める。                                                                                                     | 2      | 麻生区役所こども支援室    |
|      |                                            | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女共同参画について意識して実施。                                                                       |     |                                                                                                                                         |        |                |
| 90   | 市民・市民活動団体等やさまざまなネットワークへの男女共同参画の視点の普及に努めます。 | 教育文化会館・市民館において実施する男女平等推進学習を12事業実施し、一部学習においては、市民との協働により企画・実施した。                                           | A   | 引き続き、機会を捉えて、市民・市民活動団体等との協働によるプログラムづくりを行う。                                                                                               | 2      | 教育委員会生涯学習推進課   |
|      |                                            | ●男女平等推進に配慮した点<br>様々な観点から男女平等にかかわる主題を取上げ、公平かつ、市民の視点を取り入れながらのプログラムづくり・実施に努めた。                              |     |                                                                                                                                         |        |                |
|      |                                            | 市として、情報の提供を含む、財団法人かわさき市民活動センター全般の事業の充実が図られるよう、財団への支援を行った。                                                | A   | 市として、公益財団法人かわさき市民活動センター全般の事業の充実が図られるよう、施策個々の充実とともに市民活動支援指針との整合性を図りながら、総合的市民活動支援施策としての確立を推進する。                                           | 2      | 市民・こども局市民協働推進課 |
|      |                                            | 男女共同参画センターにおいて、区PTA協議会や小学校単位での成人教育委員向けに、男女共同参画に関連するワーク・ライフ・バランスや思春期の子育てとコミュニケーションに関する講座を外部に出向く出前形式で開催した。 |     |                                                                                                                                         |        |                |
|      |                                            | 市民活動コーナー利用者（市民・市民活動団体）の会議を定期的開催しているが、性別に捉われない活動ができるよう支援を行っている。また、参加する団体の代表者は女性の比率が高い。                    | E   | 市民・市民活動団体のニーズを見極めて、必要性があれば普及への取り組みをしたい。                                                                                                 | 2      | 川崎区役所地域振興課     |
|      |                                            | ●男女平等推進に配慮した点<br>行政側と連携する以前に、現在でも女性の進出は進んでいる。                                                            |     |                                                                                                                                         |        |                |
|      |                                            | 第3期地域福祉計画策定の中でシニア世代男性の地域福祉活動への参加促進も視野に入れて策定した。                                                           | B   | 今後とも地域福祉活動に男性も参加していくための取り組みが継続的に必要である。                                                                                                  | 2      | 川崎区役所地域保健福祉課   |

| 事業内容 |                                            | 平成22年度実績                                                                                         | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                  | 今後の方向性 | 所管課          |
|------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------|--------|--------------|
| 90   | 市民・市民活動団体等やさまざまなネットワークへの男女共同参画の視点の普及に努めます。 | 子どもの支援関係機関・施設及び地域の市民活動団体・グループによる、「川崎区こども総合支援ネットワーク会議」を開催し、情報交換、課題の共有、解決策を協議し、協働で子どもの総合的な支援を推進した。 | B   | 民間の施設や地域の市民活動団体・グループとの連携・協働の強化。                                 | 1      | 川崎区役所こども支援室  |
|      |                                            | 男女共同参画活動関係のチラシ等を窓口やロビーに設置し、活動の周知につとめました。                                                         | A   | 引き続きチラシ等を設置し活動の周知につとめます。                                        | 2      | 川崎区役所出張所     |
|      |                                            | 子ども支援ネットワークにおいては、中高生プロジェクトなどで、男女が共同して地域を意識した活動を行った。                                              | A   | 継続実施。                                                           | 2      | 中原区役所こども支援室  |
|      |                                            | 様々なイベントや会議等を市民団体と協働で実施するうえで、男女平等の参加に配慮した取り組みを実施する。                                               | B   | 様々なイベントや会議等を市民団体と協働で実施するうえで、男女平等の参画に配慮した取り組みを実施する。              | 2      | 高津区役所企画課     |
|      |                                            | ●男女平等推進に配慮した点<br>会議等における男女平等の参加に配慮した呼びかけを行なった。                                                   |     |                                                                 |        |              |
|      |                                            | 事務局として、市民活動団体やネットワークの活動を支援する中で、必要に応じて団体内部の実態把握や情報の提供などを行った。                                      | A   | 引続き、事務局として、地域の活動を支援するなかで実態把握に取り組むとともに、情報提供に努め、意識啓発を図る。          | 2      | 高津区役所地域振興課   |
|      |                                            | ●男女平等推進に配慮した点<br>パンフレット配布等情報提供依頼があれば、会議や相談情報担当の窓口等を活用した。                                         |     |                                                                 |        |              |
|      |                                            | 市民活動団体のネットワーク（元気な高津をつくる会等）への男女協働参画の視点の普及に努めた。                                                    | B   | 会員の中で男性の参加が少なく意見が反映されにくいことが課題。男性も参加しやすいよう引き続き内容を工夫する。           | 2      | 高津区役所地域保健福祉課 |
|      |                                            | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女とも参加しやすいよう事業内容を工夫した。                                                          |     |                                                                 |        |              |
|      |                                            | 橘地区連合自治会町会長会議において、男女共同参画への取組みを周知する機会を設定した。                                                       | C   | 町内会・自治会や各地域団体等と連携し、男女共同参画の視点の普及に努める。                            | 2      | 高津区役所出張所     |
|      |                                            | ●男女平等推進に配慮した点<br>橘地区連合自治会の自主性を尊重した。                                                              |     |                                                                 |        |              |
|      |                                            | 男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等にも、他の市・市民活動団体と区別なく支援するよう配慮している。                                       | B   | 引き続き、男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等にも、他の市・市民活動団体と区別なく支援するよう配慮していく。 | 2      | 宮前区役所企画課     |
|      |                                            | 3年に一度の改選時期となり、各地区民協で役員が変更となった。比較的女性委員が多くなった。                                                     | C   | 各地区民協役員の方々による運営について支援助言を行う。                                     | 2      | 宮前区役所地域保健福祉課 |
|      |                                            | ●男女平等推進に配慮した点<br>女性委員が多く、役員就任もその比率に準じて多くなった。                                                     |     |                                                                 |        |              |
|      |                                            | 女性比率の向上に向け、地域団体と連携しながら積極的な参加を促した。                                                                | C   | 今後も機会を捉えて普及活動を行う。                                               | 2      | 宮前区役所出張所     |
|      |                                            | ●男女平等推進に配慮した点<br>各団体活動の事務局として、女性職員を積極的に参加させ理解を深めた。                                               |     |                                                                 |        |              |

| 事業内容 |                                            | 平成22年度実績                                                                                             | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                     | 今後の方向性 | 所管課          |
|------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------|--------|--------------|
| 90   | 市民・市民活動団体等やさまざまなネットワークへの男女共同参画の視点の普及に努めます。 | 継続的に実施。                                                                                              | C   | 一定の成果を得て終了。                                                        | 6      | 多摩区役所企画課     |
|      |                                            | 多摩区内町内会・自治会に住民組織調査票の提出を依頼した。                                                                         | B   | 多摩区内町内会・自治会に住民組織票の提出の依頼を継続して行っていく。                                 | 2      | 多摩区役所地域振興課   |
|      |                                            | ●男女平等推進に配慮した点<br>メンバー選出の機会において女性比率の向上に配慮するよう依頼した。                                                    |     |                                                                    |        |              |
|      |                                            | 健康づくり、介護予防に取り組んでいるグループが、地域毎に町会、社会福祉協議会、民生委員、老人クラブ等と連携・協力しながら、すこやか活動を推進し、その活動をお互いを知る機会となるよう活動報告会を行った。 | A   | 継続して男女が共に参画して地域ですこやか活動を推進していけるように各地域の取り組みを支援していく。                  | 1      | 多摩区役所地域保健福祉課 |
|      |                                            | ●男女平等推進に配慮した点<br>「健康フェスタ」で団体による活動報告、パネル展示を行い、性別に関わらず地域で活動できる場があることを照会した。                             |     |                                                                    |        |              |
|      |                                            | 事務局となっている事業の実行委員会や運営スタッフ等について、子育て中でも子連れでも可能なのでと参加を呼びかけている。                                           | A   | 継続して実施。                                                            | 2      | 多摩区役所こども支援室  |
|      |                                            | 区民会議や協働推進事業を通じた市民活動団体等との連携の際は、女性比率向上の配慮を呼び掛けた。                                                       | B   | 審議会・協議会や各種事業を展開する上で、引き続き、女性の参加比率向上についての配慮を関係団体等に依頼し、男女平等の推進を図っていく。 | 2      | 麻生区役所企画課     |
|      |                                            | 市民・市民活動団体等と協働で事業を行う際、依頼があれば、関連資料等を配布するなど男女共同参画の視点の普及に努めた。                                            | B   | 引き続き男女共同参画の視点の普及に努めていく。                                            | 2      | 麻生区役所地域振興課   |
|      |                                            | ●男女平等推進に配慮した点<br>関連資料を用いて、参加者の意識啓発に努めた。                                                              |     |                                                                    |        |              |
|      |                                            | 実績なし。                                                                                                | E   | 地域の関係団体等と協力し、ネットワークづくりの推進につながる内容を再検討して、講演会またはシンポジウム、懇談会などを実施する。    | 3      | 麻生区役所地域保健福祉課 |
|      |                                            | 麻生区子ども関連ネットワーク会議の中で男女共同参画の視点に立ち、シンポジウムや意見交換を行い、それぞれが意見を出しやすいよう工夫し、関係団体や関係機関の意見交換が充実した。               | B   | 麻生区子ども関連ネットワーク会議の委員の改選に伴い、参加する委員の選出は男女の比率を意識して行う。                  | 2      | 麻生区役所こども支援室  |
|      |                                            | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女共同参画の考えを意識して会議を実施した。                                                              |     |                                                                    |        |              |

| 事業内容                          |                                            | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 達成度                                                            | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 今後の方向性                                                         | 所管課                                                                                                                                    |
|-------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 90                            | 市民・市民活動団体等やさまざまなネットワークへの男女共同参画の視点の普及に努めます。 | <p>教育文化会館・市民館において実施する男女共同推進学習を12事業実施するなど、市民等に向けて男女共同参画の視点の普及に努めた。</p> <p>●男女平等推進に配慮した点<br/>様々な観点から男女平等にかかわる課題を取上げ、公平な視点を基本としたプログラムづくり・実施に努めた。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | A                                                              | 引き続き、男女平等推進学習の実施等により、男女共同参画の視点の啓発に努める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 2                                                              | 教育委員会生涯学習推進課                                                                                                                           |
| 施策39 男女共同参画に向けた市民・市民活動団体等への支援 |                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                |                                                                                                                                        |
| 91                            | 男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等への支援を実施します。     | <p>財団法人かわさき市民活動センターの「かわさき市民公益活動助成金」は、男女共同参画を含む全領域の市民活動を対象としており、助成金交付団体数は年度ごとに増加している。市として、財団全般の事業の充実が図られるよう、センターを通じて支援を行った。</p> <p>子育てを見守り応援するこにちは赤ちゃん訪問員の募集において、男女問わず、参加を募った。</p> <p>●男女平等推進に配慮した点<br/>男性訪問員の参加につながるよう、呼びかけを行った。</p> <p>男女共同参画を含めた各種活動に対する支援を行ってきた。</p> <p>地域保健福祉活動団体への活動支援を継続して行った。</p> <p>●男女平等推進に配慮した点<br/>性別を問わない衛生教育・健康教育を実施した。また、男女ともに参加できる講座等を開催した。</p> <p>子どもの支援関係機関・施設及び地域の市民活動団体・グループによる、「川崎区子ども総合支援ネットワーク会議」を開催し、情報交換、課題の共有、解決策を協議し、協働で子どもの総合的な支援を推進した。</p> <p>男女共同参画活動関係のチラシ等を窓口やロビーに設置し、活動の周知につとめました。</p> <p>市民提案型事業（のんびりゆったり親子で育つ）の活動支援を行った。</p> | <p>A</p> <p>B</p> <p>E</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> | <p>市として、公益財団法人かわさき市民活動センター全般の事業の充実が図られるよう、施策個々の充実とともに市民活動支援指針との整合性を図りながら、総合的市民活動支援施策としての確立を推進する。</p> <p>こにちは赤ちゃん事業がより地域に根ざし、地域の見守り体制が充実するよう、男性も訪問員になりやすいよう配慮しながら、機会をとらえて訪問員の新規募集を行っていく。</p> <p>引き続き男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体を含めた各種支援を行う。また、その実施にむけた情報収集を行う。</p> <p>地域保健福祉活動団体の継続・活性化、地域の健康づくりのため、性別・世代を超えた普及啓発や支援が継続的に必要である。</p> <p>民間の施設や地域の市民活動団体・グループとの連携・協働の強化。</p> <p>引き続きチラシ等を設置し活動の周知につとめます。</p> <p>市民提案型事業（遊びの広場カンガルー）の活動支援を行う。</p> | <p>2</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>2</p> | <p>市民・子ども局市民協働推進課</p> <p>市民・子ども局子ども家庭課</p> <p>川崎区役所地域振興課</p> <p>川崎区役所地域保健福祉課</p> <p>川崎区役所子ども支援室</p> <p>川崎区役所出張所</p> <p>中原区役所子ども支援室</p> |

| 事業内容 |                                        | 平成22年度実績                                                                        | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                               | 今後の方向性 | 所管課          |
|------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------------|
| 91   | 男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等への支援を実施します。 | 男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等への支援・連携等も視野に入れ、男女共同参画センターとの連携を図る。                    | B   | 男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等への支援・連携等も視野に入れ、男女共同参画センターとの連携を図る。                                 |        | 高津区役所企画課     |
|      |                                        | ●男女平等推進に配慮した点<br>区の協働提案事業の募集にあたり、男女共同参画センターでの配布を実施した。                           |     |                                                                                              |        |              |
|      |                                        | 事務局として、市民・市民活動団体と連携して活動する中で、資料やパンフレット配布等の依頼があれば会議や窓口を利用した情報提供を行う等、必要に応じた支援を行った。 | B   | 引き続き、事務局として市民・市民活動団と共に活動する中で、資料やパンフレット配布等の依頼があれば会議や相談情報担当の窓口を利用して区民への情報提供を行う等、必要に応じた支援をしていく。 |        | 高津区役所地域振興課   |
|      |                                        | ●男女平等推進に配慮した点<br>団体からの依頼があれば窓口等で区民への情報提供をし、意識の啓発を図った。                           |     |                                                                                              |        |              |
|      |                                        | 男女共同参画に向けた活動に取り組む市民活動団体（運動普及推進員・食生活改善推進員等）への支援を実施した。                            | B   | 男性の参加が少なく意見が反映されにくいことが課題。男性も参加しやすいよう引き続き配慮する。                                                |        | 高津区役所地域保健福祉課 |
|      |                                        | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女とも参加しやすいよう配慮した。                                              |     |                                                                                              |        |              |
|      |                                        | 特記すべき取組はなかった。                                                                   | E   | 町内会・自治会や各地域団体等の男女共同参画への取組みに対し、情報提供等の支援に努める。                                                  |        | 高津区役所出張所     |
|      |                                        | 男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等にも、他の市・市民活動団体と区別なく支援するよう配慮している。                      | B   | 引き続き、男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等にも、他の市・市民活動団体と区別なく支援するよう配慮していく。                              | 2      | 宮前区役所企画課     |
|      |                                        | 民生委員・児童委員の一斉改選において、男女共同参画の理念を含めた委員推薦依頼を地域にお願いした。                                | B   | 女性委員の活動を積極的に支援する。                                                                            | 2      | 宮前区役所地域保健福祉課 |
|      |                                        | ●男女平等推進に配慮した点<br>地域の方に趣旨を理解いただくことに努めた。                                          |     |                                                                                              |        |              |
|      |                                        | 各団体や支援コーナー等登録団体に対して、男女共同参画への取組みを踏まえ、促進に向けた情報を提供し、公平な支援を行った。                     | B   | 今後も事務局を担当している団体や向丘地区区民活動支援コーナーの登録団体に対して、機会を捉えて情報提供し、支援を行う。                                   | 2      | 宮前区役所出張所     |
|      |                                        | 継続的に実施。                                                                         | C   | 一定の成果を得て終了。                                                                                  | 6      | 多摩区役所企画課     |
|      |                                        | 多摩区内町内会・自治会に住民組織調査票の提出を依頼した。                                                    | B   | 多摩区内町内会・自治会に住民組織票の提出を依頼を継続して行っていく。                                                           | 2      | 多摩区役所地域振興課   |
|      |                                        | ●男女平等推進に配慮した点<br>メンバー選出の機会において女性比率の向上に配慮するよう依頼した。                               |     |                                                                                              |        |              |



| 事業内容                                                                 |                                            | 平成22年度実績                                                                                                | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                | 今後の方向性 | 所管課               |
|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------|
| 91                                                                   | 男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等への支援を実施します。     | 運動普及推進委員会では、毎月様々なテーマで運動体験を行い、区民に向けて健康づくりの普及啓発を行った。<br>食生活改善推進委員会は継続した活動の中で、男女が共に食生活改善に参画できるための普及啓発を行った。 | A   | 今後も継続して男女が共に健康づくり活動に参画できるように環境づくりをすすめていく。                                     | 1      | 多摩区役所地域保健福祉課      |
|                                                                      |                                            | ●男女平等推進に配慮した点<br>区民が性別に関わらず参加できるよう、市政だよりやチラシ配付等により広報した。                                                 |     |                                                                               |        |                   |
|                                                                      |                                            | 子育て中の女性のエンパワーメントとして、子育てサークルや子育て支援の市民活動団体に対し、広報面や参加・参画の呼びかけなどを随時行っている。                                   | A   | 継続して実施。                                                                       | 2      | 多摩区役所こども支援室       |
|                                                                      |                                            | 市民活動団体等との連携では、高い女性比率を維持するべく、各団体へ男女共同参画支援への配慮を呼び掛けた。                                                     | B   | 男女共同参画に向けた活動に取り組む市民活動団体等の把握に努め、引き続き連携を図っていく。                                  | 2      | 麻生区役所企画課          |
|                                                                      |                                            | 活動を行う市民・市民活動団体等からの依頼があれば、関連資料等を配布するなど支援に努めた。                                                            | B   | 今後も関連資料等を配布するなど、活動団体等の支援をしていく。                                                | 2      | 麻生区役所地域振興課        |
|                                                                      |                                            | 平成22年6月から7月にかけて講義と調理実習で構成される「食生活改善推進員養成教室」を計4日間開催し、15名が受講しそのうち男性は1名だった。                                 | B   | 平成23年6月から7月にかけて「食生活改善推進員養成教室」を実施する予定であり、受講者を女性に限定せずに募集を行なう。なお、受講者は20名を想定している。 | 2      | 麻生区役所地域保健福祉課      |
|                                                                      |                                            | ●男女平等推進に配慮した点<br>女性に限定せず、市政だより等を利用し、受講者を募集した。                                                           |     |                                                                               |        |                   |
|                                                                      |                                            | 麻生区子育て人材バンクで地域の子育て支援の団体・区民への支援を充実させた。                                                                   | B   | 子どもに関わる区民・団体への支援を行い、子育て支援の取組を充実させる。                                           | 2      | 麻生区役所こども支援室       |
| ●男女平等推進に配慮した点<br>男女共同参画の内容を意識して行った。                                  |                                            |                                                                                                         |     |                                                                               |        |                   |
| 教育文化会館・市民館において男女平等推進学習等の学習機会を市民に提供するとともに、市民活動団体に対しては、適宜助言等の活動支援を行った。 | A                                          | 引き続き、男女平等推進学習を実施し、男女共同参画の視点の啓発に努める。                                                                     | 2   | 教育委員会生涯学習推進課                                                                  |        |                   |
| ●男女平等推進に配慮した点<br>様々な観点から男女平等にかかわる課題を取上げ、公平な視点を基本とした支援に努めた。           |                                            |                                                                                                         |     |                                                                               |        |                   |
| 【基本施策12】 政策・方針決定過程への女性の参画促進                                          |                                            |                                                                                                         |     |                                                                               |        |                   |
| 施策40                                                                 | 地域における中心的な役割を担う女性の参画に向けた環境づくり              |                                                                                                         |     |                                                                               |        |                   |
| 92                                                                   | 町内会・自治会やPTA等、地域における女性の参画についての理解を深めるよう努めます。 | 川崎市男女平等推進週間のポスターを市内の広報掲示板に掲示した。                                                                         | B   | 自治会・町内会等に対しても機会を捉え、男女平等施策の周知啓発を図る必要がある。                                       | 1      | 市民・こども局人権・男女共同参画室 |

| 事業内容                                          | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                                            | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                | 今後の方向性 | 所管課          |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------------|
| 92 町内会・自治会やPTA等、地域における女性の参画についての理解を深めるよう努めます。 | <p>○住民組織調査により男女別把握<br/>○関係局より依頼された資料等を市民団体が携わる会議で配布。また、相談情報窓口を設置。</p> <p>●男女平等推進に配慮した点<br/>多くの区民に関心をもってもらえるよう関連会議で配布、及び、窓口への設置により情報提供。</p>                                                                          | B   | <p>○毎年度実施する「住民組織調査」にて役員の男女別について把握する。<br/>○関係局より依頼される広報・情報提供の資料等を積極的に関連会議で配布。また、窓口への設置を行う。</p> | 2      | 川崎区役所地域振興課   |
|                                               | <p>啓発活動の手段として、パンフレット等の配布以外の依頼に対して、協力体制の必要性を検討し、確認を行った。</p>                                                                                                                                                          | A   | <p>啓発活動の手段として、パンフレット等の配布及びそれ以外の依頼に対しても、協力体制を継続的に整えておく。</p>                                    | 2      | 中原区役所地域振興課   |
|                                               | <p>住民組織調査票の提出依頼により、役員比率の男女別把握に努めた。また、依頼があれば市民団体の会議や相談情報担当の窓口、区民活動ルームのパンフレットスタンドを利用してパンフレット配布などの情報提供を行った。</p> <p>●男女平等推進に配慮した点<br/>町内（自治）会内での男女平等に関する実態把握に努めた。また、市民団体の会議や相談情報窓口、区民活動ルームを利用した情報提供により、区民の意識啓発を行った。</p> | A   | <p>自主運営団体への行政からの働きかけの難しさに配慮しながら、ひきつづき実態把握と啓発に努める必要がある。</p>                                    | 2      | 高津区役所地域振興課   |
|                                               | <p>町内会・自治会等の住民自治活動における女性比率の向上を促進するため、定例会議・研修会等において広報啓発等を実施した。また、住民組織調査票により町内会・自治会役員の男女比率を調査した結果、男70：女30であった。</p> <p>●男女平等推進に配慮した点<br/>地域における中心的な役割を担う女性の参画に向けた働きかけの観点より市審議会・協議会等への派遣依頼に対し、女性を積極的に推薦するよう努めた。</p>     |     | B                                                                                             | 2      | 宮前区役所地域振興課   |
|                                               | <p>多摩区内町内会・自治会に住民組織調査票の提出を依頼した。</p> <p>●男女平等推進に配慮した点<br/>改選の機会等において女性比率の向上に配慮するよう依頼した。</p>                                                                                                                          | B   | <p>多摩区内町内会・自治会に住民組織票の提出の依頼を継続して行っていく。</p>                                                     | 2      | 多摩区役所地域振興課   |
|                                               | <p>男女共同参画に関する啓発物を、会議や窓口で配布し、町内会等地域への理解が深まるように努めた。</p>                                                                                                                                                               | B   | <p>今後も地域における女性の参画について理解が深まるよう努める。</p>                                                         | 2      | 麻生区役所地域振興課   |
|                                               | <p>教育文化会館・市民館において男女平等推進学習等の学習機会を提供するとともに、地域女性団体、PTA等の社会教育関係団体等に対し、適宜助言等を行った。</p> <p>●男女平等推進に配慮した点<br/>様々な観点から男女平等にかかわる課題を取上げ、公平な視点を基本とした啓発に努めた。</p>                                                                 | A   | <p>引き続き、男女平等推進学習等を実施し、男女共同参画の視点の啓発に努める。</p>                                                   | 2      | 教育委員会生涯学習推進課 |
|                                               |                                                                                                                                                                                                                     |     |                                                                                               |        |              |



| 事業内容                                                  | 平成22年度実績                                                                                                  | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                        | 今後の方向性 | 所管課               |
|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------|
| 93 地域の会議や研修会等において、中心的な役割を担う女性の参画促進に向けた積極的な情報提供を実施します。 | 男女共同参画センターにおいて、女性活躍の推進に関する講座情報の提供や、ワーク・ライフ・バランスの実現を通じた自分らしい生き方・働き方の実現を目指す講座を実施した。                         | B   | 今後も女性活躍の推進につながる講座を実施していく。                                                             | 2      | 市民・子ども局人権・男女共同参画室 |
|                                                       | 関係局、関係機関からの依頼により、パンフレットやリーフレットを相談情報コーナーへ設置し、区民への情報提供に努めている。                                               | B   | 女性の参画促進へ向けて継続的な情報提供に努めていく必要がある。                                                       | 2      | 川崎区役所総務課          |
|                                                       | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女に係らず多くの区民へ向けて情報提供を行っている。                                                               |     |                                                                                       |        |                   |
|                                                       | ○住民組織調査により男女別把握<br>○関係局より依頼された資料等を市民団体が携わる会議で配布。また、相談情報窓口へ設置。                                             | B   | ○毎年度実施する「住民組織調査」にて役員の男女別について把握する。<br>○関係局より依頼される広報・情報提供の資料等を積極的に関連会議で配布。また、窓口への設置を行う。 | 2      | 川崎区役所地域振興課        |
|                                                       | ●男女平等推進に配慮した点<br>多くの区民に関心をもってもらえるよう関連会議で配布、及び、窓口への設置により情報提供。                                              |     |                                                                                       |        |                   |
|                                                       | 住民組織調査票の提出依頼により、役員比率の男女比把握に努めた。また、依頼があれば市民団体の会議や相談情報担当の窓口、区民活動ルームのパンフレットスタンドを利用してパンフレット配布などの情報提供を行った。     | A   | 自主運営団体への行政からの働きかけの難しさに配慮しながら、ひきつづき広報の継続と理解の浸透に努める必要がある。                               | 2      | 高津区役所地域振興課        |
|                                                       | ●男女平等推進に配慮した点<br>町内（自治）会内での男女平等に関する実態把握に努めた。また、市民団体の会議や相談情報窓口、区民活動ルームを利用した情報提供により、区民の意識啓発を行った。            |     |                                                                                       |        |                   |
|                                                       | 女性の参画を促進するため区役所内の資料コーナー整理や掲示板整理などの環境整備を行った。                                                               | B   | 引き続き、環境整備の充実に努めていく。                                                                   | 2      | 宮前区役所総務課          |
|                                                       | ●男女平等推進に配慮した点<br>同上。                                                                                      |     |                                                                                       |        |                   |
|                                                       | 町内会・自治会等の住民自治活動における女性比率の向上を促進するため、定例会議・研修会等において広報啓発等を実施した。また、住民組織調査票により町内会・自治会役員の男女比率を調査した結果、男70：女30であった。 | B   | 町内会・自治会活動の環境づくりと課題の把握に努め、引き続き、女性比率の向上に対する働きかけを広報等により継続して行っていく。                        | 2      | 宮前区役所地域振興課        |
|                                                       | ●男女平等推進に配慮した点<br>地域における中心的な役割を担う女性の参画に向けた働きかけの観点より市審議会・協議会等への派遣依頼に対し、女性を積極的に推薦するよう努めた。                    |     |                                                                                       |        |                   |
|                                                       | 情報資料コーナーに男女平等に関する資料を配架し、情報提供を行った。                                                                         | A   | 今後も引続き資料の配架に努める。                                                                      | 2      | 多摩区役所総務課          |

| 事業内容 |                                                     | 平成22年度実績                                                                                                                   | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                           | 今後の方向性 | 所管課               |
|------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------|
| 93   | 地域の会議や研修会等において、中心的な役割を担う女性の参画促進に向けた積極的な情報提供を実施します   | 多摩区内町内会・自治会に住民組織調査票の提出を依頼した。                                                                                               | B   | 多摩区内町内会・自治会に住民組織票の提出の依頼を継続して行っていく。                                                                       | 2      | 多摩区役所地域振興課        |
|      |                                                     | ●男女平等推進に配慮した点<br>改選の機会等において女性比率の向上に配慮するよう依頼した。                                                                             |     |                                                                                                          |        |                   |
|      |                                                     | 啓発用チラシを資料コーナー等で配布した。                                                                                                       | B   | 今後も女性の参画への理解を深めるよう、広報に協力していく。                                                                            | 2      | 麻生区役所総務課          |
|      |                                                     | 男女共同参画に関する啓発物を窓口等で配布した。                                                                                                    | B   | 今後も女性の参画への理解を深めるよう、情報提供していく。                                                                             | 2      | 麻生区役所地域振興課        |
|      |                                                     | 教育文化会館・市民館において男女平等推進学習を12事業実施し、市民等に学習機会の提供を行った。                                                                            | A   | 引き続き、男女平等推進学習等を実施し、男女共同参画の視点の啓発に努める。                                                                     | 2      | 教育委員会生涯学習推進課      |
|      |                                                     | ●男女平等推進に配慮した点<br>様々な観点から男女平等にかかわる主題を取上げ、公平な視点を基本としたプログラムづくり・実施に努めた。                                                        |     |                                                                                                          |        |                   |
| 94   | 中心的な役割を担う女性の人材育成に向け、生涯学習等における男女平等推進学習の機会を積極的に提供します。 | 男女平等推進学習を主催する市内市民館の講座に、講師として講演を行った。                                                                                        | B   | さまざまな組織で活躍できる女性の人材育成に貢献するための講座を実施していく。                                                                   | 2      | 市民・子ども局人権・男女共同参画室 |
| 施策41 |                                                     | 事業所における女性管理職比率向上に向けた取組への働きかけ                                                                                               |     |                                                                                                          |        |                   |
| 95   | 女性管理職比率を把握し、「かわさき労働情報」等において、比率の向上に向けた取組について情報提供します。 | ○情報誌「かわさき労働情報」に男女雇用機会均等月間及び均等・両立推進企業表彰に関する記事を掲載した。<br>○労働状況実態調査において女性の管理職比率を調査した。<br>○「働くためのガイドブック」にポジティブアクションについて掲載し啓発した。 | A   | ○今後も「川崎市労働状況実態調査」等において、女性の就労状況に関する調査を実施していく。<br>○「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大に努め、効果的な広報を展開する。 | 2      | 経済労働局労働雇用部        |
| 施策42 |                                                     | 審議会等への女性の参画促進                                                                                                              |     |                                                                                                          |        |                   |
| 96   | 審議会等委員の女性比率が2013(平成25)年度までに、35%となるようめざします。          | 審議会等の所管課に対して、女性比率の向上について周知しています。                                                                                           | C   | 引き続き局内所管の審議会等委員の女性比率の向上を目指すよう要請していきたい。                                                                   | 2      | 総務局庶務課            |
|      |                                                     | 審議会等の所管課に対し、女性委員の比率が向上するよう、男女平等推進の視点について周知した。                                                                              | B   | 審議会等委員の女性比率の更なる向上を目指し、今後も改選の機会等において働きかけを行う。                                                              | 2      | 総合企画局広域企画課        |
|      |                                                     | 審議会等委員の選出にあたっては、女性比率の向上に配慮するよう、周知に努めている。                                                                                   | A   | 引き続き、審議会等委員の女性比率35%をめざしていく。                                                                              | 2      | 市民・子ども局庶務課        |
|      |                                                     | 委員再選の審議会等において男女の比に配慮するよう努めた。                                                                                               | B   | 引き続き、委員選任時に情報提供や啓発による働きかけを行っていく。                                                                         | 2      | 経済労働局庶務課          |
|      |                                                     | 審議会委員の一部交代にあたり推薦団体へ情報提供及び女性委員の推薦に配慮を求める等、女性委員比率の向上に努めた。                                                                    | D   | 審議会委員の女性比率向上については、委員の専門分野の考慮等により困難な面があるが、改選の機会において引き続き努力を行っていく。                                          | 1      | 環境局庶務課            |

| 事業内容                                          | 平成22年度実績                                                      | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                              | 今後の方向性 | 所管課       |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------|--------|-----------|
| 96 審議会等委員の女性比率が2013(平成25)年度までに、35%となるようめざします。 | 事前協議制度の周知に努め、女性委員の参加率の向上を目指した。                                | B   | 事前協議制度の周知をさらに徹底していく。                                                        | 2      | 健康福祉局庶務課  |
|                                               | ●男女平等推進に配慮した点<br>審議会委員設置時に男女平等の周知をおこなった。                      |     |                                                                             |        |           |
|                                               | 女性比率が向上するよう選出の際は所管課に働きかけ、女性委員の参加向上に努めた。                       | B   | 職に対する委員選任もあり難しいが、今後とも女性委員の参加向上に努めていく。                                       | 2      | まちづくり局庶務課 |
|                                               | ●男女平等推進に配慮した点<br>選出の際は、市民・こども局へ協議するよう所管課あて周知した。               |     |                                                                             |        |           |
|                                               | 審議会等の委員の選出にあたっては、女性比率が向上するよう努めた。                              | C   | 職に対する委員選任もあり難しいが、今後女性比率の向上に努めていく。                                           | 2      | 建設緑政局庶務課  |
|                                               | 審議会委員選任時に情報提供等の働きかけを行った。                                      | C   | 役職に対して委嘱しているため、情報提供や啓発のみにとどまるが、引き続き、審議会選任時に情報提供等の働きかけを行っていく。                | 2      | 港湾局庶務課    |
|                                               | 女性比率への継続的な配慮を行っている。                                           | B   | 今後も審議会等委員選任時には女性比率の向上に配慮していく必要がある。                                          | 2      | 川崎区役所総務課  |
|                                               | ●男女平等推進に配慮した点<br>女性が政策・方針決定過程に参加しやすい環境作りが進められている。             |     |                                                                             |        |           |
|                                               | 女性委員の比率については、前年度比率を維持している。                                    | B   | 女性委員ゼロ及び女性委員比率の低い審議会は、委員再選の機会に推薦を依頼している団体等へ女性の推薦を依頼する等、女性比率向上のため働きかけを継続します。 | 2      | 幸区役所総務課   |
|                                               | 女性委員の比率については、約35%以上を確保している。                                   | B   | 引き続き、審査会所管課へ女性委員比率の低い審議会等の委員再選時に、女性比率の向上に向けた働きかけに努める。                       | 2      | 中原区役所総務課  |
|                                               | 審議会等委員の女性比率は37%になり、前年度に比べ高くなった。                               | A   | 女性比率向上に向けた働きかけを引き続き行い、委員改選時における更なる比率向上に努める。                                 | 1      | 高津区役所総務課  |
|                                               | ●男女平等推進に配慮した点<br>委員選考の際、女性比率の低い審議会等の所管課へ男女平等推進の視点を考慮するよう周知した。 |     |                                                                             |        |           |
|                                               | 現在の宮前区区民会議委員の男女構成は、20名のうち女性は9名（女性比率45%）。                      | A   | 今後も女性比率の維持、向上に努めていく。                                                        | 2      | 宮前区役所総務課  |
|                                               | 審議会等の委員の選任にあたり、男女比率に配慮するよう周知した。                               | B   | 今後も継続して該当部署へ周知を行っていく。                                                       | 2      | 多摩区役所総務課  |

| 事業内容 |                                            | 平成22年度実績                                                                                                                                                       | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                  | 今後の方向性 | 所管課        |
|------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------|--------|------------|
| 96   | 審議会等委員の女性比率が2013(平成25)年度までに、35%となるようめざします。 | 審議会等委員の女性比率向上に関し、各課に周知している。                                                                                                                                    | C   | 委員改選時に男女比率に配慮していく。                                              | 2      | 麻生区役所総務課   |
|      |                                            | ●男女平等推進に配慮した点<br>委員の選任に際し、女性比率に配慮している。                                                                                                                         |     |                                                                 |        |            |
|      |                                            | 協議会委員の改選を実施し、女性比率を38.5パーセント(5/13)とした。                                                                                                                          | A   | 委員改選の予定は無いが、臨時の委員変更等があった場合においても女性比率の維持に努める。                     | 2      | 上下水道局庶務課   |
|      |                                            | 審議会委員の選任などに際して、職員の意識改革を呼びかけた。                                                                                                                                  | A   | 引き続き職員の意識改革を行うことと、男女平等推進の視点を加味することが必要であると考ええる。                  | 7      | 交通局庶務課     |
|      |                                            | 市立多摩病院運営協議会については、委員改選にあたり女性比率を考慮したが、専門分野において適任の女性が少なかったこと、市民委員への女性の応募が少なかったことから、女性委員は14名中2名となった。また新たに設置した川崎市立病院運営委員会についても、専門分野の適任の女性が少なかったことから、女性委員は6名中1名となった。 | C   | 引き続き、審議会等の委員選任の際には、男女比に配慮する。                                    | 2      | 病院局庶務課     |
|      |                                            | 委員推薦を依頼している団体に対して、継続的に女性委員の推薦を働きかけた。また、候補となる委員を事前に調査した。                                                                                                        | D   | 推薦依頼の際に、審議会等委員の男女比に注意し、推薦団体に対して女性の参画を可能な限り推進するよう配慮する。           | 2      | 消防局庶務課     |
|      |                                            | ●男女平等推進に配慮した点<br>審議会等委員に対し、情報提供等を通じ男女平等の視点の共有を促した。                                                                                                             |     |                                                                 |        |            |
|      |                                            | 女性委員の比率向上に配慮し、選任を行った。                                                                                                                                          | B   | 今後も選任に際しては、女性委員の比率向上に配慮していく。                                    | 2      | 教育委員会庶務課   |
| 97   | 女性委員ゼロの審議会をなくします。                          | 審議会等の所管課に対して、女性比率の向上について周知しています。                                                                                                                               | C   | 引き続き局内所管の審議会等委員の女性比率の向上を目指すよう要請していきたい。                          | 2      | 総務局庶務課     |
|      |                                            | 審議会等委員の選任時に、男女平等に関する情報提供等を行った。                                                                                                                                 | B   | 審議会の所管課に対して、今後の改選に向け、引き続き女性委員登用のための働きかけを行う。                     | 2      | 総合企画局広域企画課 |
|      |                                            | 事前協議制度の周知に努め、女性委員の参加率の向上をめざした。                                                                                                                                 | A   | 引き続き、事前協議制度をさらに充実し、女性委員の参加率の向上をめざしていく。                          | 1      | 市民・子ども局庶務課 |
|      |                                            | 予算再選の審議会等において男女の比に配慮するよう努め、女性委員ゼロの審議会をなくした。                                                                                                                    | A   | 引き続き、情報提供や啓発による働きかけを今後も継続していく。                                  | 2      | 経済労働局庶務課   |
|      |                                            | 審議会委員の一部交代にあたり推薦団体へ情報提供及び女性委員の推薦に配慮を求める等、女性委員比率の向上に努めた。                                                                                                        | D   | 審議会委員の女性比率向上については、委員の専門分野の考慮等により困難な面があるが、改選の機会において引き続き努力を行っていく。 | 1      | 環境局庶務課     |

| 事業内容 |                   | 平成22年度実績                                          | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                           | 今後の方向性 | 所管課       |
|------|-------------------|---------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------|--------|-----------|
| 97   | 女性委員ゼロの審議会をなくします。 | 事前協議制度の周知に努め、女性委員の参加率の向上を目指した。                    | B   | 事前協議制度の周知をさらに徹底していく。                                                     | 2      | 健康福祉局庶務課  |
|      |                   | ●男女平等推進に配慮した点<br>審議会委員設置時に男女平等の周知をおこなった。          |     |                                                                          |        |           |
|      |                   | 女性比率が向上するよう、昨年同様、選出の際は所管課に働きかけた。                  | B   | 職に対する委員選任もあり難しいが、今後とも女性委員の参加向上に努めていく。                                    | 2      | まちづくり局庶務課 |
|      |                   | ●男女平等推進に配慮した点<br>選出の際は、市民・こども局へ協議するよう所管課あて周知した。   |     |                                                                          |        |           |
|      |                   | 審議会等の委員の選出にあたっては、女性比率が向上するよう努めた。                  | C   | 職に対する委員選任もあり難しいが、今後も女性比率の向上に努めていく。                                       | 2      | 建設緑政局庶務課  |
|      |                   | 現在港湾審議会には女性2名が委員となっている。                           | A   | 役職に対して委嘱しているため、情報提供や啓発のみにとどまるが、引き続き、審議会選任時に情報提供等の働きかけを行っていく。             | 2      | 港湾局庶務課    |
|      |                   | 女性比率への継続的な配慮を行っている。                               | B   | 今後も審議会等委員選任時には女性比率の向上に配慮していく必要がある。                                       | 2      | 川崎区役所総務課  |
|      |                   | ●男女平等推進に配慮した点<br>女性が政策・方針決定過程に参加しやすい環境作りが進められている。 |     |                                                                          |        |           |
|      |                   | 女性委員ゼロの審議会は、次期の女性委員の参画を検討いただくよう働きかけをしました。         | B   | 女性委員ゼロの審議会は、新規設置及び委員再選の機会に推薦を依頼している団体等へ女性の推薦をお願いする等、女性比率向上のため働きかけを継続します。 | 2      | 幸区役所総務課   |
|      |                   | 現在は女性がいない審議会はない。                                  | B   | 引き続き、審査会所管課へ女性委員がいない審議会等の委員再選時に、女性比率の向上に向けた働きかけに努める。                     | 2      | 中原区役所総務課  |
|      |                   | 女性委員ゼロの審議会が存在しないように、選定の際、配慮するよう所管課へ周知した。          | A   | 審議会等委員の改選の際、女性委員がゼロになることのないよう、各所管課に周知し徹底を図る。                             | 2      | 高津区役所総務課  |
|      |                   | 現在の宮前区区民会議委員の男女構成は、20名のうち女性は9名（女性比率45%）。          | A   | 今後も女性比率を維持、向上に努めていく。                                                     | 2      | 宮前区役所総務課  |
|      |                   | ●男女平等推進に配慮した点<br>同上。                              |     |                                                                          |        |           |
|      |                   | 各所属の審議会委員の選出にあたっては、男女比率に配慮するよう周知した。               | A   | 今後も、関係部署へ周知を行う必要がある。                                                     | 2      | 多摩区役所総務課  |
|      |                   | 女性委員が0の審議会はない。                                    | A   | 委員改選時に男女比率に配慮していく。                                                       | 2      | 麻生区役所総務課  |
|      |                   | ●男女平等推進に配慮した点<br>委員の選任に際し、女性比率に配慮している。            |     |                                                                          |        |           |



| 事業内容                 |                                                   | 平成22年度実績                                                                | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                               | 今後の方向性 | 所管課               |
|----------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------|--------|-------------------|
| 97                   | 女性委員ゼロの審議会をなくします。                                 | 上下水道事業経営問題協議会の委員については女性比率35パーセント以上を確保できた。                               | A   | 委員改選の予定は無いが、臨時の委員変更等があった場合においても女性比率の維持に努める。                  | 2      | 上下水道局庶務課          |
|                      |                                                   | 審議会委員の選任などに際して、職員の意識改革を呼びかけた。                                           | A   | 引き続き職員の意識改革を行うことと、男女平等推進の視点を加味することが必要であると考ええる。               | 7      | 交通局庶務課            |
|                      |                                                   | 専門分野において適任の女性がいなかったため、男女比に配慮したものの女性委員を選任することは不可能であった。                   | D   | 引き続き、審議会等の委員選任の際には、男女比に配慮する。                                 | 2      | 病院局庶務課            |
|                      |                                                   | 委員推薦を依頼している団体に対して、継続的に女性委員の推薦を働きかけた。候補となる委員を事前に調査した。                    | D   | 推薦依頼の際に、審議会等委員の男女比に注意し、推薦団体に対して女性の参画を可能な限り推進するように配慮する。       | 2      | 消防局庶務課            |
|                      |                                                   | ●男女平等推進に配慮した点<br>審議会等委員に対し、情報提供等を通じ男女平等の視点の共有を促した。                      |     |                                                              |        |                   |
| 女性委員の比率向上に配慮し選任を行った。 | B                                                 | 今後も選任に際しては、女性委員の比率向上に配慮していく。                                            | 2   | 教育委員会庶務課                                                     |        |                   |
| 98                   | 審議会等委員の女性比率向上に向けて、女性人材情報の提供等により事前協議制の効果的な推進を行います。 | ○事前協議制度の周知に努め、女性委員の参加率の向上をめざした。<br>○女性比率実績：29.0%（昨年度1ポイント増）             | B   | 女性比率の向上に向け、審議会等の状況に応じた事前協議を行う。                               | 1      | 市民・子ども局人権・男女共同参画室 |
|                      |                                                   | ●男女平等推進に配慮した点<br>女性委員ゼロの審議会等に女性人材情報の提供等を通して、女性の参画に配慮を求めた。               |     |                                                              |        |                   |
| 99                   | 必要に応じて「附属機関等の設置に関する要綱」の見直しを検討します。                 | 附属機関等の適正な運用を図るとともに、要綱に基づき設置当初の目的を達成したものなどについては見直しを行った。                  | C   | 引き続き、附属機関等の適正な運用を図るとともに、必要に応じて要綱の見直し等について検討します。              | 2      | 総務局行財政改革室         |
|                      |                                                   | 今年度は必要がなかったため、見直しを行わなかった。                                               |     | 審議会等の委員選任にかかる事前協議制や審議会等委員への女性の参加促進要綱の改正および見直し等、必要があれば、検討します。 |        | 市民・子ども局人権・男女共同参画室 |
| 施策43                 |                                                   | 市役所における管理職等への女性職員登用への取組                                                 |     |                                                              |        |                   |
| 100                  | 管理職(課長級)職員に占める女性比率が2013(平成25)年度までに、18%となるようめざします。 | 平成19年4月1日 9.9%<br>平成20年4月1日 11.3%<br>平成21年4月1日 11.6%<br>平成22年4月1日 13.5% | C   | 今後とも取り組みを実施していく。                                             | 2      | 総務局人事課            |
|                      |                                                   | ●男女平等推進に配慮した点<br>取組を推進し、比率の向上に努めている。                                    |     |                                                              |        |                   |

| 事業内容                           |                                                                                              | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 達成度                                                   | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                                                                                                                                                                                     | 今後の方向性                                                | 所管課                                                                                     |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 101                            | 校長、教頭に占める女性比率が2013(平成25)年度までに、小学校25%、中学校18%となるようめざします。高等学校及び特別支援学校の校長、教頭については引き続き女性の登用に努めます。 | <p>小学校における校長・教頭の女性比率は、25.6%、中学校における同比率は、11.8%でした。また、全校種における校長・教頭の女性比率は、20.6%でした。</p> <p>●男女平等推進に配慮した点<br/>退職者の動向を踏まえながら、男女比率に大きな変動がないように配慮しました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | B                                                     | 引き続き、全校種における校長・教頭の女性登用に努めます。                                                                                                                                                                                                                                       | 1                                                     | 教育委員会教職員課                                                                               |
| 102                            | 係長昇任選考における託児所を設置し、子育て中の職員に受験しやすい環境を提供します。                                                    | <p>本市職員の係長昇任選考第1次選考日に託児所を設置した。<br/>設置日：平成22年10月3日（日）<br/>申込者：24人<br/>利用者：16人</p> <p>●男女平等推進に配慮した点<br/>男女が共に仕事と家庭を両立できる環境づくりを図り、キャリアアップへの支援を行った。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | A                                                     | 引き続き、託児所の設置について対象者に周知を図り、事業を実施する。                                                                                                                                                                                                                                  | 1                                                     | 人事委員会任用課                                                                                |
| 施策44 市役所におけるメンター制を含む女性の人材育成の推進 |                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                       |                                                                                         |
| 103                            | 育児休業中の職員のキャリアサポートを目的に、メンター（指導員）制度的手法を用い、仕事と子育ての両立のための相談体制等の整備を推進します。                         | <p>平成21年度から本格導入した育児休業者職場復帰支援プログラムにおいて、掲示板機能を利用して育児休業者が先輩職員に相談することのできるしくみを導入した。</p> <p>市職員を対象に階層別研修や特別研修において、育児休業中の職員も研修を受講できるように措置した。</p> <p>●男女平等推進に配慮した点<br/>各局研修担当課及び育児休業中の職員の職場を通じて対象職員への周知徹底を図った。</p> <p>今年度、育児休業中の職員のキャリアサポートを目的に、メンター（指導員）制度的手法を用い、仕事と子育ての両立のための相談体制等の整備は行わなかった。</p> <p>メンター（指導員）制度について必要性は認識しているが、導入についての具体的な取組には至っていない。</p> <p>仕事と子育て両立のために、所属長や担当職員による、各種制度利用のためのアドバイスや、子育て中、子育て後の働き方について相談を行なった。</p> <p>ガイドブックを配布するなど、制度の周知を図ったが、今年度、利用した職員はいなかった。</p> | <p>A</p> <p>B</p> <p>E</p> <p>D</p> <p>A</p> <p>D</p> | <p>今後とも取り組みを実施していく。</p> <p>今後とも、取組を実施していく。</p> <p>今後施策に係る体制作りについて検討を行う。</p> <p>職員の意識を啓発する取組が必要であると考え。本市の取組には積極的に協力していく。</p> <p>引き続き、仕事と子育て両立のために、所属長や担当職員による、各種制度利用のためのアドバイスや、子育て中、子育て後の働き方について相談を行なっていく。</p> <p>プログラムの利用については、人数に限りがあるが、今後も引き続き同様の取り組みを行っていく。</p> | <p>2</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>7</p> <p>2</p> <p>2</p> | <p>総務局人事課</p> <p>総務局人材育成課</p> <p>上下水道局庶務課</p> <p>交通局庶務課</p> <p>病院局庶務課</p> <p>消防局人事課</p> |



| 事業内容                          |                                                                                             | 平成22年度実績                                                                                           | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                 | 今後の方向性 | 所管課        |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------------------------------------|--------|------------|
| 104                           | 管理職になるための前段階として、学習機会の提供や研修を実施します。                                                           | ○自治大学校が開催する「第1部・第2部特別課程」研修に、係長級女性職員を1名派遣した。<br>○市町村職員中央研修所が開催する「ブラッシュアップ女性リーダー」研修に、係長級女性職員を1名派遣した。 | B   | 今後とも、取組を実践していく。                                | 2      | 総務局人材育成課   |
|                               |                                                                                             | ●男女平等推進に配慮した点<br>自治大学校の「第1部・第2部特別課程」は、男女とも受講可能だが、本市では女性職員の育成を促すため、特に女性職員に的を絞って派遣を行った。              |     |                                                |        |            |
|                               |                                                                                             | 今年度、管理職になるための前段階として、学習機会の提供や研修は実施しなかった。                                                            | E   | 今後、学習機会の提供や研修の実施について検討を行う。                     | 3      | 上下水道局庶務課   |
|                               |                                                                                             | 必要性は認識しているが実施には至っていない。                                                                             | E   | 今後の状況に応じ、外部研修を利用するなどして学習機会を設けることが必要であると考え。     | 2      | 交通局庶務課     |
|                               |                                                                                             | 局主催の勉強会へ、職員の積極的な参加を促した。                                                                            | A   | 今後も、局主催の勉強会を実施し、職員の参加を促す。                      | 2      | 病院局庶務課     |
|                               |                                                                                             | 自治大学校特別課程への派遣及び他局等で実施している研修等の周知を行い研修の参加を呼びかけた。                                                     | B   | 派遣については、人数に限りがあるが、今後も取り組みを実施して行く。              | 2      | 消防局人事課     |
|                               |                                                                                             | 局内研修における階層別研修については、内容を精査したうえで実施し、職員の学習機会の提供を図ることができた。                                              | B   | 今後も局内研修の階層別研修等は内容等を十分検討したうえで実施し、職員の学習機会の提供を図る。 | 2      | 教育委員会庶務課   |
| 施策45 市役所における保育・看護の分野への男性の参加促進 |                                                                                             |                                                                                                    |     |                                                |        |            |
| 105                           | 男性が働きやすい環境整備や受験率向上のための広報の工夫を行い、保育・看護職に占める男性比率の向上を図ります。2013(平成25)年度までに保育職3%、看護職5%となるようめざします。 | 平成22年度保育士採用候補者名簿には、男性が4名登載されていた。（全登載者数の約13.7%）保育士に占める男性比率は、平成21年4月1日現在約2.2%となっている。                 | C   | 今後とも取り組みを実施していく。                               | 2      | 総務局人事課     |
|                               |                                                                                             | 男性保育士職員の勤務環境について、積極的に外部へ紹介するよう努めている。                                                               | B   | 今後も男性比率向上をめざした取組みを随時検討していく。                    | 2      | 市民・こども局保育課 |
|                               |                                                                                             | 看護師に占める男性比率については、平成22年4月1日現在約6.0%。職員募集ホームページ等を工夫し、男性が受験しやすいよう努めた。                                  | A   | 今後も、男性が働きやすい環境整備や受験率向上のための広報の工夫を行い、男性比率の向上を図る。 | 2      | 病院局庶務課     |
|                               |                                                                                             | 平成22年度保育士採用試験実施における男性の人数は以下のとおり。<br>受験者 42人（23.9%）<br>合格者 3人（15.0%）                                | B   | 引き続き、広報の工夫等を行い、男性受験者のさらなる増加を図る。                | 1      | 人事委員会任用課   |
|                               |                                                                                             | ●男女平等推進に配慮した点<br>幅広く学校等へ受験案内等を配布し周知を図った。                                                           |     |                                                |        |            |

| 事業内容 |                                                  | 平成22年度実績                                                                                                                            | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                  | 今後の方向性 | 所管課               |
|------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------|
| 施策46 | 新たな分野における男女共同参画の推進                               |                                                                                                                                     |     |                                                                                 |        |                   |
| 106  | 科学技術分野への男女共同参画を推進するために、教育機関等で理工系への理解を深める取組を行います。 | 男女共同参画センターにおいて、女性向けの理系進路選択支援事業を外部機関・団体と協力して開催した。講座は理科実験教室と親子対象の理系分野で活躍する方との意見交換会をセットとして開催した。                                        | A   | 理系を進路として選択する女性への支援講座を今年も実施していく。                                                 | 2      | 市民・子ども局人権・男女共同参画室 |
|      |                                                  | 男女平等推進行動計画の理解と周知を図り、男女平等推進の視点を導入を図った。                                                                                               | B   | 男女平等推進行動計画の理解と周知を図り、男女平等推進の視点を引き続き導入する。                                         | 2      | 経済労働局企画課          |
| 107  | 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を充実します。                       | 所管の審議会等について女性委員を委嘱した。                                                                                                               | C   | 川崎市防災会議・川崎市国民保護協議会等への女性委員を参加促進が望まれることから、関係団体からの推薦に際し、女性委員を推薦していただけるよう努める。       | 1      | 総務局危機管理室          |
|      |                                                  | ●男女平等推進に配慮した点<br>所管の審議会等について、女性委員を委嘱するよう努めた。                                                                                        |     |                                                                                 |        |                   |
|      |                                                  | 川崎区役所防災訓練（震災時対応図上訓練）の実施。                                                                                                            | B   | 男女共同参画の視点から、区の防災についての職員動員計画、マニュアル等の充実を図る。                                       | 1      | 川崎区役所総務課          |
|      |                                                  | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女にかかわらない訓練への参加。                                                                                                   |     |                                                                                 |        |                   |
|      |                                                  | ○災害図上訓練を実施した。<br>①平成22年12月5日（日）<br>②平成23年1月15日（土）<br>③平成23年2月6日（日）<br>・参加人数：計140人<br>○防災講演会を実施した。<br>・実施日：平成23年3月9日（水）<br>・参加人数：65人 | A   | 防災訓練（災害図上訓練含）・講演会等を実施する。<br>男女双方の視点からの防災対策が進められるように啓発を行うことが必要である。               | 2      | 川崎区役所地域振興課        |
|      |                                                  | ●男女平等推進に配慮した点<br>多くの方に参加していただけるよう、男女双方の積極的な参加を呼びかけた。                                                                                |     |                                                                                 |        |                   |
|      |                                                  | ●男女平等推進に配慮した点<br>3月11日震災時に帰宅困難者が区役所等に避難された際に、乳幼児を連れた方などに配慮して避難所運営にあたった。                                                             | C   | 3月11日震災時の反省点や大規模災害発生時の課題を整理し、男女共同参画の視点から避難・復興までどのような体制を構築していくべきなのかを検討しなければならない。 | 1      | 中原区役所総務課          |
|      |                                                  | 男女共同参画の意識をもち、防災体制の整備を行った。<br>●男女平等推進に配慮した点<br>防災体制における役割分担の際、性別による不平等のないよう努めた。                                                      | B   | 防災体制における男女共同参画について、継続して取り組んでいく。                                                 | 2      | 高津区役所総務課          |
|      |                                                  | 自主防災組織連絡協議会の事務局として、町内会の住民組織調査票の提供を受け、地域の自主防災組織における男女比率の実態把握に努めた。                                                                    | A   | 引き続き自主防災組織連絡協議会の事務局として、地域の自主防災組織における男女平等の実態把握に努める必要がある。                         | 2      | 高津区役所地域振興課        |
|      |                                                  | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女平等を進める上で、今後の検討に必要な団体内の実情の把握に努めた。                                                                                 |     |                                                                                 |        |                   |

| 事業内容                                     |                             | 平成22年度実績                                                                                    | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                            | 今後の方向性 | 所管課        |
|------------------------------------------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------|--------|------------|
| 107                                      | 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を充実します。  | 防災も含めてあらゆる分野における男女共同参画の推進に向けた環境整備（資料コーナー整理や掲示板整理）を適宜行っている。                                  | B   | 引き続き、環境整備の充実に努めていく。                                                       | 2      | 宮前区役所総務課   |
|                                          |                             | ●男女平等推進に配慮した点<br>同上。                                                                        |     |                                                                           |        |            |
|                                          |                             | まだ、リーダー等は男性が多い傾向にあるが、町内会・自治会等が開催する防災訓練、避難所運営会議の場においては、積極的に女性も参加していた。                        | B   | 引き続き各避難所運営会議、町内会・自治会の防災訓練等の場において女性の積極的な参加を促し、防災体制を構築する際の女性の視点の重要性を周知していく。 | 2      | 宮前区役所地域振興課 |
|                                          |                             | ●男女平等推進に配慮した点<br>元来、災害現場においては、それぞれが、それぞれの立場で、自分の出来ることを成すということが基本なので、そのことを踏まえながら、男女平等推進に努めた。 |     |                                                                           |        |            |
|                                          |                             | 消防計画作成の際には男女比率に配慮した。                                                                        | C   | 消防計画等作成の際には男女比率を考慮する。                                                     | 1      | 多摩区役所総務課   |
|                                          |                             | 多摩区内の自主防災組織及び避難所運営会議に組織編成票の提出を依頼した。                                                         | B   | 多摩区内自主防災組織及び避難所運営会議に住民組織票の提出の依頼を継続して行っていく。                                | 2      | 多摩区役所地域振興課 |
|                                          |                             | ●男女平等推進に配慮した点<br>メンバー選出及び改選の機会において女性比率の向上に配慮するよう依頼した。                                       |     |                                                                           |        |            |
| 職員の防災体制について、職務に応じて役割を当てている。              | B                           | 職員の防災・動員体制について、職務に沿った役割分担は継続していく。                                                           | 2   | 麻生区役所総務課                                                                  |        |            |
| ●男女平等推進に配慮した点<br>男女で役割を変更することはない。        |                             |                                                                                             |     |                                                                           |        |            |
| 自主防災組織等防災団体における役員男女比について調査を行い、現状の把握に努めた。 | B                           | 今後も継続して調査を行い、バランスの取れた男女比率となるように働きかけをしていく。                                                   | 2   | 麻生区役所地域振興課                                                                |        |            |
| 【基本施策13】 行動計画の点検・評価システムの充実               |                             |                                                                                             |     |                                                                           |        |            |
| 施策47                                     | 男女平等推進の視点からの統計の実施及び公表       |                                                                                             |     |                                                                           |        |            |
| 108                                      | 市の統計については、必要に応じて男女比率を把握します。 | 特別な取り組みはしていません。                                                                             | C   | 引き続き局内の統計については、必要に応じて男女比率を把握するよう要請していきたい。                                 | 2      | 総務局庶務課     |
|                                          |                             | 法定受託事務として国の基準による調査を実施し、その結果、男女別に集計された項目については、そのまま公表した。                                      | A   | 法定受託事務として国の基準による調査を実施し、その結果、男女別に集計された項目については、そのまま公表する。                    | 2      | 総合企画局広域企画課 |
|                                          |                             | ●男女平等推進に配慮した点<br>調査結果を市ホームページや刊行物等で広く一般に公表した。                                               |     |                                                                           |        |            |
|                                          |                             | 統計実施があった場合は、必要に応じて男女比率を把握するよう取り組む体制である。                                                     | B   | 該当する統計は少ないが、実施があった場合は男女比率把握の視点を欠かさないようにする。                                | 2      | 市民・子ども局庶務課 |

| 事業内容 |                             | 平成22年度実績                                            | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                             | 今後の方向性 | 所管課       |
|------|-----------------------------|-----------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------|--------|-----------|
| 108  | 市の統計については、必要に応じて男女比率を把握します。 | 必要に応じて男女比率を把握した。                                    | B   | 引続き、必要に応じて男女比率を把握する。                                                       | 2      | 経済労働局庶務課  |
|      |                             | 局内の統計で男女比率を把握しているものが存在しているか確認していない。                 | E   | 局内の統計で男女比率を把握しているものがあるか確認する。（男女平等の視点から把握が必要かについても精査していく。）                  | 3      | 環境局庶務課    |
|      |                             | 国の基準に基づいた調査を実施したが、男女平等推進のための事業実施はない。                | B   | 国の基準に沿った公表等実施していく。                                                         | 2      | 健康福祉局庶務課  |
|      |                             | ●男女平等推進に配慮した点<br>国の基準に沿った公表等実施していく。                 |     |                                                                            |        |           |
|      |                             | 該当する統計調査等は実施されていない。                                 | E   | 今後とも男女平等推進の視点に立ち、統計調査等の実施に配慮していく。                                          | 2      | まちづくり局庶務課 |
|      |                             |                                                     |     | 今後統計資料を作成する場合は、男女平等推進の視点に配慮していきたい。                                         |        | 建設緑政局庶務課  |
|      |                             | 港湾局の統計は、船舶数や貨物量調査等港に関する調査であるため、男女平等推進の視点に配慮した統計はない。 | E   | 当局で統計を見直すことは難しいと考える。                                                       | 2      | 港湾局庶務課    |
|      |                             | 区で独自の統計は行っていない。                                     |     | 今後独自に統計作成を行う際は、必要に応じ男女比率の把握に努める必要がある。                                      |        | 川崎区役所総務課  |
|      |                             | 区独自で作成した資料については、必要に応じて男女数を把握し、男女比率ではなく人数として掲載しました。  | B   | 区において、今後とも作成する際には、必要に応じて把握していきたいと考えます。                                     | 2      | 幸区役所総務課   |
|      |                             | 区独自の統計は行なわなかった。                                     | E   | 今後、区独自の統計作成の際は、男女比率の把握に努める。                                                | 2      | 高津区役所総務課  |
|      |                             | 区として独自の統計は行っていない。                                   | E   | 今後、必要に応じて男女平等推進の視点に配慮したい。                                                  |        | 宮前区役所総務課  |
|      |                             | 区独自の統計は行っていない。                                      | E   | 区独自の統計が必要となった際は、男女比率の把握に努める。                                               | 2      | 多摩区役所総務課  |
|      |                             | 国・県・市で公表している統計資料を基準に、区独自の資料を作成した。                   | B   | 区独自の統計が必要となった場合には、男女平等推進の視点に配慮していきたい。                                      | 2      | 麻生区役所総務課  |
|      |                             |                                                     | E   | 当局の統計は、水道、工業用水道及び下水道事業の現況を理解するための資料として作成しており、性別にかかるデータ収集・分析の必要がないため行っていない。 | 2      | 上下水道局庶務課  |
|      |                             | 局独自の統計は行っていない。                                      |     | 今後統計資料を作成する場合は、男女平等推進の視点に配慮していきたい。                                         |        | 交通局庶務課    |

| 事業内容 |                                          | 平成22年度実績                                                                           | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                           | 今後の方向性 | 所管課                     |
|------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------|--------|-------------------------|
| 108  | 市の統計については、必要に応じて男女比率を把握します。              | 市民に公表すべき統計事業を行わなかった。                                                               | E   | 市民に公表すべき統計資料については、男女平等推進の視点を踏まえ作成する。                     | 2      | 病院局庶務課                  |
|      |                                          | 昨年度と同様、消防年報をはじめとする各種統計資料については、男女平等推進、ジェンダーの視点から客観的に精査して作成しており、今後は必要に応じて男女比率を把握します。 | B   | 今後、統計内容に変更等の機会が生じた際には、男女平等推進、ジェンダーの視点に配慮したものを継続して提供する。   | 2      | 消防局庶務課                  |
|      |                                          | ●男女平等推進に配慮した点<br>客観的な視点に立ち精査することを心掛けた。                                             |     |                                                          |        |                         |
|      |                                          | 報告書作成で、男女平等の視点に配慮した。                                                               | B   | 報告書作成で、男女平等の視点に配慮する。                                     | 2      | 市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当 |
|      |                                          | 現在、本室で作成している統計資料は、川崎市の会計状況に関するもののみであり、性別に関するデータ収集・分析の必要がないため、再編成は行っていない。           |     |                                                          |        | 会計室審査課                  |
|      |                                          | 男女平等、ジェンダーの視点に配慮した上で統計資料等の作成を行った。                                                  | B   | 今後も統計内容に変更等の機会が生じた際には、男女平等推進、ジェンダーの視点に配慮したものを継続して提供する。   | 2      | 教育委員会庶務課                |
|      |                                          | 「各選挙の投票率及び投票者数」、「選挙時及び定時の選挙人名簿登録者数、在外選挙人名簿登録者数」等の項目において男女の別を集計した。                  | B   | 引き続き、選挙における男女の別の人数等を把握する。                                | 2      | 選挙管理委員会選挙課              |
|      |                                          | 統計作成の際、必要な男女比率の把握を行った。                                                             | B   | 引き続き、統計作成にあたり、必要な男女比率の把握を行う。                             | 1      | 人事委員会調査課                |
|      |                                          | ●男女平等推進に配慮した点<br>必要な男女比率の把握を行った。                                                   |     |                                                          |        |                         |
|      |                                          | 議会ハンドブック等の資料の作成にあたっては、格差や差別的な表現などがないように注意した。                                       | B   | 継続して「男女平等推進」への理解と浸透を図る。                                  | 2      | 議会局庶務課                  |
| 109  | 男女別に集計を行った統計調査結果について、男女比率が把握できる資料を公表します。 | 特別な取り組みはしておりません。                                                                   | C   | 引き続き局内の統計については、男女別に集計を行った場合は男女比率が把握できる資料を公表するよう要請していきたい。 | 2      | 総務局庶務課                  |
|      |                                          | 法定受託事務として国の基準による調査を実施し、その結果、男女別に集計された項目については、そのまま公表した。                             | A   | 法定受託事務として国の基準による調査を実施し、その結果、男女別に集計された項目については、そのまま公表する。   | 2      | 総合企画局統計情報課              |
|      |                                          | ●男女平等推進に配慮した点<br>調査結果を市ホームページや刊行物等で広く一般に公表した。                                      |     |                                                          |        |                         |
|      |                                          | 男女別に集計を行った統計調査がある場合は、必要に応じて男女比率が把握できる資料を公表する準備を整えている。                              | B   | 今後も統計調査結果について男女比率の把握を欠かさないように取り組む。                       | 2      | 市民・子ども局庶務課              |



| 事業内容 |                                        | 平成22年度実績                                            | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                | 今後の方向性 | 所管課       |
|------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------|--------|-----------|
| 109  | 男女別に集計を行った統計調査結果について、男女比率が把握できる資料を公表しま | 男女比率を把握できる資料の公表はしていない。                              | D   | 必要に応じて男女比率が把握できる資料を公表する。                                                      | 2      | 経済労働局庶務課  |
|      |                                        | 男女別に集計を行った調査等はない。                                   | E   | 該当する調査があれば、男女比率の把握できる資料を公表するよう指導していく。                                         | 2      | 環境局庶務課    |
|      |                                        | 国の基準に基づいた調査を実施したが、男女平等推進のための事業実施はない。                | B   | 国の基準に沿った公表等実施していく。                                                            | 2      | 健康福祉局庶務課  |
|      |                                        | ●男女平等推進に配慮した点<br>国の基準に沿った公表等実施していく。                 |     |                                                                               |        |           |
|      |                                        | 男女別に集計を行った統計調査は実施されていない。                            | E   | 今後、実施の場合は、男女平等推進の視点に立ち男女比率、統計調査等の実施に配慮していく。                                   | 2      | まちづくり局庶務課 |
|      |                                        |                                                     |     | 今後実施する場合は、男女平等の視点に立ち、男女比率が把握できる資料を公表する。                                       |        | 建設緑政局庶務課  |
|      |                                        | 港湾局の統計は、船舶数や貨物量調査等港に関する調査であるため、男女平等推進の視点に配慮した統計はない。 | E   | 当局で統計を見直すことは難しいと考える。                                                          | 2      | 港湾局庶務課    |
|      |                                        | 区で独自の統計は行っていない。                                     |     | 今後新たに独自の統計公表を行う際は、ジェンダーの視点に配慮していく必要がある。                                       |        | 川崎区役所総務課  |
|      |                                        | 区独自で作成した資料については、必要に応じて比率ではなく総数で公表を行いました。            | B   | 区役所で今後とも、作成等する際には、ジェンダーの視点に配慮したものを提供していきたいと考えます。                              | 2      | 幸区役所総務課   |
|      |                                        | 該当する統計はなかった。                                        | E   | 区独自で統計を行う際は、男女比率が把握できる資料を公表する。                                                | 2      | 高津区役所総務課  |
|      |                                        | 他からの提供資料を閲覧者に開示している状況である。                           | E   | 今後、必要に応じて男女平等推進の視点に配慮した統計の実施について検討したい。                                        |        | 宮前区役所総務課  |
|      |                                        | 国・県・市からの統計資料を閲覧に供しているのみであり、区独自で集計等を行う統計調査はない。       | E   | 区独自で公表を行う場合は、男女比率等の記載に努める。                                                    | 2      | 多摩区役所総務課  |
|      |                                        | 国・県・市で公表している統計資料を基準に、区独自の資料を作成し、統計データを通じて区の情報を提供した。 | B   | 閲覧者に提供する資料については、国や県、市の資料を提供している。今後、市で統一して提供できるものをジェンダーの視点を配慮したうえで公表していく必要がある。 | 2      | 麻生区役所総務課  |
|      |                                        |                                                     | E   | 当局の統計は、水道、工業用水道及び下水道事業の現況を理解するための資料として作成しており、性別に関する統計はなかった。                   | 2      | 上下水道局庶務課  |



| 事業内容 |                                                    | 平成22年度実績                                                                                                   | 達成度                        | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                                       | 今後の方向性 | 所管課                     |
|------|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------|
| 109  | 男女別に集計を行った統計調査結果について、男女比率が把握できる資料を公表します。           | 局独自の統計は行っていない。                                                                                             |                            | 今後男女別の統計資料を作成する場合は、男女比率の視点に配慮したい。                                                                                    |        | 交通局庶務課                  |
|      |                                                    | 市民に公表すべき統計事業を行わなかった。                                                                                       | E                          | 市民に公表すべき統計資料については、ジェンダーの視点に配慮し作成する。                                                                                  | 2      | 病院局庶務課                  |
|      |                                                    | 昨年度と同様、消防年報をはじめとする各種統計資料については、男女数がわかるように作成し公表している。                                                         | B                          | 今後、統計内容に変更等の機会が生じた際には、男女平等推進、ジェンダーの視点に配慮したものを継続して提供する。                                                               | 2      | 消防局庶務課                  |
|      |                                                    | ●男女平等推進に配慮した点<br>客観的な視点に立ち精査することを心掛けた。                                                                     |                            |                                                                                                                      |        |                         |
|      |                                                    | 報告書作成で、男女平等の視点に配慮した。                                                                                       | B                          | 報告書作成で、男女平等の視点に配慮する。                                                                                                 | 2      | 市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当 |
|      |                                                    | 「各選挙の投票率及び投票者数」、「選挙時及び定時の選挙人名簿登録者数、在外選挙人名簿登録者数」等の項目において男女の別をホームページ等において公表した。                               | A                          | 引き続き、選挙における男女の別の人数等を公表する。                                                                                            | 2      | 選挙管理委員会選挙課              |
|      |                                                    | 男女比率が把握できる資料を作成し、公表した。                                                                                     | B                          | 引き続き、資料の作成、公表を行う。                                                                                                    | 2      | 人事委員会調査課                |
|      |                                                    | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女比率が把握できる資料を作成した。                                                                        |                            |                                                                                                                      |        |                         |
|      | ジェンダーの視点に配慮した統計の公表に努めた。                            | B                                                                                                          | 今後もジェンダーの視点に配慮した統計の公表に努める。 | 2                                                                                                                    | 議会局庶務課 |                         |
| 施策48 |                                                    | 行動計画に基づく施策の推進状況の点検及び公表                                                                                     |                            |                                                                                                                      |        |                         |
| 110  | 各所管課における行動計画に基づく施策の推進状況を点検し、年次報告書を作成、公表します。        | 行動計画の着実な推進のため、各事業担当課が事業実績を自己評価し、その結果を男女平等推進審議会が点検・分析して進捗状況を総合的に評価するとともに改善点等を提言し、その結果を年次報告書としてまとめ市民に公表しました。 | A                          | 今後も行動計画を推進してその効果をあげていくために、進捗状況を把握し、その結果に基づく必要な見直し等の綿密な進捗管理を行い、市民に公表していく。                                             | 1      | 市民・子ども局人権・男女共同参画室       |
|      |                                                    | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女平等社会の実現のための行動計画を着実に推進させる。                                                               |                            |                                                                                                                      |        |                         |
| 施策49 |                                                    | 市民による評価に対する支援                                                                                              |                            |                                                                                                                      |        |                         |
| 111  | 男女平等推進の状況を公表し、市民による評価の実施を支援します。                    | 行動計画を実効性あるものにし、その成果をわかりやすくするため男女平等施策の状況を年次報告書を冊子としてまとめ、市民に公表しました。                                          | B                          | 年次報告書については、市民にできるだけ分かりやすく読んでいただくため、柱ごとにピックアップした施策の説明、男女平等推進審議会による提言等を記載し、構成に工夫していく。また、市内各施設に配布、市ホームページでも公表し幅広い周知を図る。 | 1      | 市民・子ども局人権・男女共同参画室       |
|      |                                                    | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女平等社会の実現のための行動計画についてより一層市民の理解を深める。                                                       |                            |                                                                                                                      |        |                         |
| 112  | 行動計画の点検、評価のための指標等を活用することにより、市民や事業者へ男女平等推進状況を公表します。 | 男女平等推進行動計画の数値目標の経年変化をまとめて年次報告書に掲載し、公表した。                                                                   | A                          | 今後も毎年調査を行い、公表していく。                                                                                                   | 2      | 市民・子ども局人権・男女共同参画室       |

| 事業内容               |                                      | 平成22年度実績                                                          | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                      | 今後の方向性 | 所管課               |
|--------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------|
| 施策50               | 男女平等の実現度合いについての調査の実施及び公表             |                                                                   |     |                                                                                     |        |                   |
| 113                | 男女平等に関する現状や課題及び阻害要因について調査、分析し、公表します。 | 男女共同参画センターにおいて、「かわさきの男女共同参画データブック」の製作を行った。                        | A   | 完成したデータブックを元にした発展的研究を男女共同参画協働事業として実施する。                                             | 2      | 市民・子ども局人権・男女共同参画室 |
| 【基本施策14】 庁内推進体制の充実 |                                      |                                                                   |     |                                                                                     |        |                   |
| 施策51               | 市のあらゆる計画への男女平等推進の視点の導入               |                                                                   |     |                                                                                     |        |                   |
| 114                | 市のあらゆる計画に男女平等推進の視点を導入します。            | 局内所管課が策定する計画において、男女平等の視点から問題がないよう配慮している。                          | C   | 引き続き局内事業に男女平等の視点が考慮されているか確認し、不適切な項目があれば見直しを要請していきたい。                                | 2      | 総務局庶務課            |
|                    |                                      | 施策に関わる評価結果の客観性及び公正性を確保し、評価制度の改善・改良等に資するため政策評価委員会を実施し、女性委員を登用している。 | B   | 専門性の高いものなど、事業の目的によっては難しいものもあるが、引続き審議会等に女性委員を登用するなど努力をする。                            | 2      | 総合企画局企画調整課        |
|                    |                                      | 各課所管の審査会・検討委員会等において女性委員を登用し、男女平等推進の視点を導入している。                     | B   | 各計画への男女平等推進の視点導入のため、各種審議会等での女性委員の比率について引続き配慮していく。                                   | 2      | 財政局庶務課            |
|                    |                                      | ●男女平等推進に配慮した点<br>各種審議会等での女性委員の比率に配慮した。                            |     |                                                                                     |        |                   |
|                    |                                      | 男女平等推進行動計画についての周知を図り、局内事業全般について、その視点をベースに置いて進めてきた。                | A   | 局内事業計画について、男女平等推進の視点をさらに細かい点について導入していくよう、局全体を上げて取り組む。                               | 1      | 市民・子ども局庶務課        |
|                    |                                      | 男女平等推進行動計画の周知とともに、局の事業計画等への男女平等推進の視点の導入を図った。                      | B   | 男女平等推進行動計画の理解と周知を図り、局の事業計画等へ男女平等推進の視点を引き続き導入していく。                                   | 2      | 経済労働局庶務課          |
|                    |                                      | 生活環境事業所に女性現業職員を配置した。また、今まで女性職員が配置されていなかった職場に女性職員を配置した。            | A   | 現在女性職員が配置されていない職場にも、希望する職員がいれば配置されるよう検討していくとともに、「男女平等施策の推進」について、職員への継続的な意識啓発を行っていく。 | 1      | 環境局庶務課            |
|                    |                                      | ●男女平等推進に配慮した点<br>今まで女性職員が配置されていなかった職場に女性職員を配置した。（処理センター）          |     |                                                                                     |        |                   |
|                    |                                      | 各計画を策定する際に、男女平等の視点を常に意識するよう、様々な場面で周知を図った。                         | A   | 引き続き、男女平等の視点を常に意識する様、様々な場面で周知を図っていく。                                                | 2      | 健康福祉局庶務課          |
|                    |                                      | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女平等施策の情報を積極的に提供し、各種計画へ反映される様、意識啓発を行ってきた。        |     |                                                                                     |        |                   |
|                    |                                      | すでに男女平等の視点が導入されているため、維持に努めた。                                      | A   | 引き続き、男女平等推進の視点に立ち、実施に配慮していく。                                                        | 2      | まちづくり局庶務課         |

| 事業内容                          | 平成22年度実績                                                                 | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                     | 今後の方向性 | 所管課      |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------|--------|----------|
| 114 市のあらゆる計画に男女平等推進の視点を導入します。 |                                                                          |     | 男女平等推進が必要な計画については、視点を導入していく。                                       |        | 建設緑政局庶務課 |
|                               | 引き続き、会議に出席し、啓発資料の各課への配布を行うことで男女平等推進行動計画の周知を図った。男女差のない被服の配布については既に調整済である。 | A   | 引き続き、継続して周知を図り、改善点があれば見直していく。                                      | 2      | 港湾局庶務課   |
|                               | 男女平等推進に配慮するよう意識啓発を促した。                                                   | B   | 男女平等推進の視点を取り入れるよう推進体制の整備について継続的に検討が必要である。                          | 2      | 川崎区役所総務課 |
|                               | なし。                                                                      |     | 計画策定の際には、男女共同参画の視点を加味するよう配慮します。                                    | 2      | 幸区役所総務課  |
|                               | 現時点では、視点を導入できる事業計画はないが、今後該当する計画ができた場合には男女平等推進を図っていく。                     | C   | 区役所設置の男女共同参画推進員を中心に、男女平等推進の視点を考慮しながら、施策を推進するように庁内推進体制の整備の検討が必要である。 | 2      | 中原区役所総務課 |
|                               | 事業実施の際は、男女平等推進の視点を意識するよう、区役所内に周知した。                                      | B   | 引き続き男女平等推進に配慮し、事業を実施していく。                                          | 2      | 高津区役所総務課 |
|                               | 委員選任及び改選の際に男女比に配慮するなど、男女平等推進の視点到に配慮している。                                 | B   | 今後もさまざまな事業の推進、計画立案において、男女平等への配慮を行なっていく。                            | 2      | 宮前区役所総務課 |
|                               | ●男女平等推進に配慮した点<br>同上。                                                     |     |                                                                    |        |          |
|                               | 計画策定の際、男女平等の視点を意識するよう、男女平等に係る資料配布等による周知を図った。                             | A   | 計画策定の際には、男女平等について配慮するよう周知に努める。                                     | 2      | 多摩区役所総務課 |
|                               | 計画策定の際に男女平等推進の視点到に配慮した。                                                  | B   | 引き続き男女平等推進の視点を加味していく。                                              | 2      | 麻生区役所総務課 |
|                               | ●男女平等推進に配慮した点<br>計画策定に参加する女性委員の比率に配慮している。                                |     |                                                                    |        |          |
|                               | 該当する事業はなかったため、特別な取組はしていない。                                               | E   | 現時点では該当する事業計画はないが、今後、男女平等推進の視点導入の可能性ができた場合には、前向きな検討を行っていく。         | 2      | 上下水道局庶務課 |
|                               | 該当する事業計画の策定がなかった。                                                        |     | 計画策定に当たっては、男女平等の視点を踏まえ策定する。                                        |        | 交通局庶務課   |
|                               | 計画の策定は行わなかった。                                                            | E   | あらゆる計画策定にあたっては、男女平等の視点を踏まえ策定する。                                    | 2      | 病院局庶務課   |

| 事業内容                 |                               | 平成22年度実績                                                                             | 達成度                                 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                          | 今後の方向性     | 所管課                     |
|----------------------|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------------------|
| 114                  | 市のあらゆる計画に男女平等推進の視点を導入します。     | 臨港消防署改築事業において、当直スペースに女性専用設備を配置する等の環境整備を図っている。また、多摩消防署において、女性専用設備を明確に区画し、設備の充実拡大を図った。 | A                                   | 事業計画等に男女平等の視点が考慮されているか再確認し、不適切な項目があれば見直しを実施していく。また、継続的に現場女性職員の要望を聴取し、消防署庁舎改築事業に取り入れていく。 | 2          | 消防局庶務課                  |
|                      |                               | ●男女平等推進に配慮した点<br>女性職員の要望を積極的に取り入れ、女性職員及び男性職員が共に当直しやすい環境づくりに配慮した。                     |                                     |                                                                                         |            |                         |
|                      |                               | チラシ作成等において、男女平等の視点から取組み作成した。                                                         | B                                   | チラシ作成等において、男女平等の視点から検討し作成する。                                                            | 2          | 市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当 |
|                      |                               | 教育プランの作成にあたっては、難しい用語や考え方は再考し、男女共同参画の視点も取り入れて行うことができた。                                | B                                   | 今後も、全市的な取り組みに協力していく。その際、難しい用語や考え方は再考し、誰でもが気軽に取組めるようにする。                                 | 2          | 教育委員会庶務課                |
|                      |                               | 幹事会及び連絡会議に出席し、会議資料の供覧等を行うことにより、職員の意識の向上を図ったので、おおむね達成された。                             | B                                   | 今後も、幹事会や連絡会議の出席と会議資料の供覧や、職場における自主考査等の機会を活用して、職員の意識啓発を継続的に行っていく。                         | 2          | 選挙管理委員会選挙課              |
|                      |                               | 現在、該当する計画はないが、今後も男女平等の視点をもって業務に取り組む。                                                 |                                     |                                                                                         |            | 監査事務局行政監査課              |
|                      |                               | 該当はありません。                                                                            |                                     | 今のところ、該当する計画はないが、今後も男女共同の視点をもって業務に取り組む。                                                 | 7          | 人事委員会調査課                |
|                      | 幹事会、連絡会議の資料を回覧するなど啓発を図った。     | B                                                                                    | 継続して「男女平等推進」への理解と意識の浸透を図る。          | 2                                                                                       | 議会局庶務課     |                         |
| 施策52 男女共同参画推進員の活動の充実 |                               |                                                                                      |                                     |                                                                                         |            |                         |
| 115                  | 全庁的に設置している男女共同参画推進員の活動を促進します。 | 引き続き設置しております。                                                                        | C                                   | 参画員の役割をふまえ、引き続き活用方法を検討していきます。                                                           | 2          | 総務局庶務課                  |
|                      |                               | 男女共同参画推進員2名を設置した。                                                                    | A                                   | 今後とも、局内設置の男女共同参画推進員を中心に男女平等推進の視点に配慮した事務事業の点検、評価を実施していく。                                 | 2          | 総合企画局企画調整課              |
|                      |                               | 局職員の男女共同参画意識が一層深まるよう、男女共同参画推進員により男女平等施策に関する情報の提供・普及を図った。                             | B                                   | 引き続き、男女共同参画推進員を中心に情報提供等により局職員の意識啓発を図っていく。                                               | 2          | 財政局庶務課                  |
|                      |                               | ●男女平等推進に配慮した点<br>昨年度とは違う職員を推進員にし、周知を図った。                                             |                                     |                                                                                         |            |                         |
|                      | 引き続き、2名設置した。                  | B                                                                                    | 今後も、男女平等参画推進員を中心に、局全体の点検・評価を実施していく。 | 2                                                                                       | 市民・子ども局庶務課 |                         |

| 事業内容                              | 平成22年度実績                                          | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                  | 今後の方向性 | 所管課       |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------|--------|-----------|
| 115 全庁的に設置している男女共同参画推進員の活動を促進します。 | 前年度に引き続き、男女共同参画推進員を2名設置した。                        | A   | 今後とも、推進員を中心に取り組みを行い、普及啓発に努めていく。                                                 | 2      | 経済労働局庶務課  |
|                                   | 前年度に引き続き、男女共同参画推進員2名を設置し、男女共同参画推進会議に出席した。         | A   | 引き続き男女共同参画推進員を設置し、「男女平等施策の推進」について、職員への意識啓発を図っていく。                               | 2      | 環境局庶務課    |
|                                   | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女共同参画推進員を2名設置した。                |     |                                                                                 |        |           |
|                                   | 男女共同参画推進会議に出席した。                                  | B   | 男女共同参画推進会議で得た情報を局職員へ周知していく。                                                     | 2      | 健康福祉局庶務課  |
|                                   | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女共同参画推進員に男女1名ずつ推薦した。            |     |                                                                                 |        |           |
|                                   | 局部所長会議等で男女共同参画に係る資料を配布し周知した。                      | B   | 引き続き、男女平等推進の視点に立ち、実施に配慮していく。                                                    | 2      | まちづくり局庶務課 |
|                                   | ●男女平等推進に配慮した点<br>管理職の啓発を行った。                      |     |                                                                                 |        |           |
|                                   | 前年度に引き続き、男女共同参画推進員2名を設置し、会議に出席した。                 | A   | 今後とも、推進員を設置し、取組について局内に周知させる。                                                    | 2      | 建設緑政局庶務課  |
|                                   | ●男女平等推進に配慮した点<br>推進員を男女1ずつ設置した。                   |     |                                                                                 |        |           |
|                                   | 男女共同参画推進員2名を設置し、男女共同参画推進会議に出席した。                  | A   | 引き続き局内での普及啓発に努めていく。                                                             | 2      | 港湾局庶務課    |
|                                   | 男女平等推進に配慮するよう意識啓発を促した。                            | B   | 男女平等推進の視点を取り入れるよう推進体制の整備について継続的に検討が必要である。                                       | 2      | 川崎区役所総務課  |
|                                   | 男女共同参画推進員2名を設置し、男女平等に関する情報提供をして意識啓発を行う等の活動をしました。  | A   | 引き続き男女共同参画推進員が中心となり、男女平等推進の視点を考慮しながら周知徹底を継続し、男女平等施策の推進が図れるよう、活動していくことが必要だと考えます。 | 2      | 幸区役所総務課   |
|                                   | 男女共同参画推進員2名を設置し、男女共同参画推進会議に出席した。                  | C   | 区役所設置の男女共同参画推進員を中心に、男女平等推進の視点を考慮しながら、施策を推進するように庁内推進体制の整備の検討が必要がある。              | 2      | 中原区役所総務課  |
|                                   | 男女共同参画推進員2名を設置し、庁内の会議に出席した。また、推進について区役所内への周知に努めた。 | B   | 今後も男女共同参画推進員を設置し、推進について周知徹底を図る。                                                 | 2      | 高津区役所総務課  |
|                                   | ●男女平等推進に配慮した点<br>推進員を男女1名ずつ選任し、男女平等に配慮した。         |     |                                                                                 |        |           |
|                                   | 男女共同参画推進員2名を設置している。                               | B   | 今後も男女共同参画推進員の設置を継続する。                                                           | 2      | 宮前区役所総務課  |
|                                   | ●男女平等推進に配慮した点<br>同上。                              |     |                                                                                 |        |           |



| 事業内容                              | 平成22年度実績                                                               | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                  | 今後の方向性 | 所管課                     |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------|--------|-------------------------|
| 115 全庁的に設置している男女共同参画推進員の活動を促進します。 | 男女共同参画推進委員2名を設置した。                                                     | A   | 今後も委員を設置し、活動を区内へ周知する。                                           | 2      | 多摩区役所総務課                |
|                                   | 男女共同参画推進員2名を設置し、会議内容の報告などとおし、男女平等の啓発に努めた。                              | B   | 今後も男女共同参画推進員を設置していく。                                            | 2      | 麻生区役所総務課                |
|                                   | 昨年度に引き続き、2名を設置した。                                                      | A   | 今後とも男女共同参画推進員を男女各1名設置するとともに、男女平等推進活動を継続実施していく。                  | 2      | 上下水道局庶務課                |
|                                   | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女各1名の推進員を設置し、男女平等推進行動計画の普及啓発に努め、推進状況のチェックを行った。       |     |                                                                 |        |                         |
|                                   | 本年も男女共同参画推進員2名を設置した。                                                   | A   | 今後とも、男女共同参画推進員を設置し、男女平等施策を推進していく必要がある。                          | 2      | 交通局庶務課                  |
|                                   | 前年度に引き続き、2名を設置した。                                                      | A   | 今後とも、推進員を中心に取り組みを行い、普及啓発に努めていく。                                 | 2      | 病院局庶務課                  |
|                                   | 平成17年度から継続して男女共同参画推進員を設置し、男女共同参画推進会議に参加し、局内において各種会議を利用し情報の提供等を行った。     | A   | 今後とも男女共同参画推進員を中心に、男女平等推進の視点に配慮した各種事務事業の点検、評価を継続的に実施していく。        | 2      | 消防局庶務課                  |
|                                   | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女1名ずつの選任を実施している。                                     |     |                                                                 |        |                         |
|                                   | 男女共同参画推進員2名を設置。会議資料等を回覧し意識啓発に努めた。                                      | B   | 男女平等推進行動計画の内容を周知し、情報を共有する。                                      | 2      | 市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当 |
|                                   | 引き続き男女共同参画推進員2名を設置した。また、連絡会議に出席し、会議資料等を回覧し、情報の共有化を図るとともに、職員の意識の向上を図った。 | A   | 今後も男女共同参画推進員2名を設置し、職員への連絡会議等の内容周知と情報の共有化を図る。                    |        | 会計室審査課                  |
|                                   | 男女共同参画推進員を2名配置し、局内における男女平等推進に関する意識啓発を進めていくことができた。                      | B   | 今後も推進員を中心として全市的な取り組みに協力していくと同時に、局内における男女平等推進に関する意識啓発を進めていく。     | 2      | 教育委員会庶務課                |
|                                   | 幹事会及び連絡会議に出席し、会議資料の供覧等を行うことにより、職員の意識の向上を図ったので、おおむね達成された。               | B   | 今後も、幹事会や連絡会議の出席と会議資料の供覧や、職場における自主考査等の機会を活用して、職員の意識啓発を継続的に行っていく。 | 2      | 選挙管理委員会選挙課              |
|                                   | 男女共同参画推進員を2名設置し、会議資料の回覧等により、情報の共有化を図った。                                | A   | 今後も局内職員に対し男女平等推進に関する意識を啓発していく。                                  | 2      | 監査事務局行政監査課              |
|                                   | 昨年度に引き続き男女共同参画推進員を男女1名ずつ選出した。                                          | A   | 今後も、男女共同参画推進員が中心となり、男女平等推進の意識啓発に取り組んでいく。                        | 1      | 人事委員会調査課                |
|                                   | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女共同参画推進員から会議資料等を回覧し、意識の向上を行った。                       |     |                                                                 |        |                         |
|                                   | 男女共同参画推進員2名を設置した。                                                      | B   | 男女共同参画推進員が中心となり「男女平等推進」の理解と意識の浸透を図る。                            | 2      | 議会局庶務課                  |



| 事業内容 |                                | 平成22年度実績                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                                                                            | 今後の方向性 | 所管課               |
|------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------|
| 施策53 | 男女平等に関する条例、行動計画、施策の普及・啓発       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |     |                                                                                                           |        |                   |
| 116  | 男女平等に係る効果的な情報提供を行います。          | <p>○ホームページにおいて、男女平等推進行動計画年次報告書の公表や、第2期男女平等推進行動計画、DV被害者支援基本計画、DV相談窓口の紹介を行った。</p> <p>○人権・男女共同参画室が主催する講演会、フォーラム等で第2期男女平等推進行動計画、DV被害者支援基本計画の概要版及びDV啓発パープルリボンのしおりを配布した。</p> <p>○ホームページにおいて、男女平等推進に関する情報の掲載・更新を行なった。</p> <p>○男女共同参画センターにおいて定期的に広報誌「すくらむ21通信」を製作し、市内および全国の男女共同参画施設等に配布した。（年3回）</p> <p>○男女共同参画センターのホームページにおいて、男女平等に関する情報の掲載・更新を行なった。</p> | B   | なるべく多くの市民に関心をもってもらうために、これからも効果的な情報提供の手法について検討する必要がある。<br>当館に関する情報をよりの確に早くアクセスできるように、男女共同参画に関連する情報を提供していく。 | 1      | 市民・子ども局人権・男女共同参画室 |
| 施策54 | 男女平等の視点からの不必要な性別表記の削除          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |     |                                                                                                           |        |                   |
| 117  | 市における申請書類等から不必要な性別表記の削除を推進します。 | 平成19年2月に市民局の依頼に基づき、局内各課に調査を行い、必要性のない性別表記は該当ない旨確認しました。平成20年度以降は同様の調査は実施していませんが、該当する事例は発生していません。                                                                                                                                                                                                                                                   | C   | 今後も不要な性別表記を求めることがないよう配慮します。                                                                               | 2      | 総務局庶務課            |
|      |                                | 10大ニュース等の申込の際、性別表記を求めなかった。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | A   | 今後も新たに申請書類等が設けられた場合には、不要な性別表記を求めることがないよう配慮する。                                                             | 2      | 総合企画局企画調整課        |
|      |                                | 新たに作成する申請書類等の調書に不必要な性別表記記載をしないよう周知した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | A   | 今後も定期的に確認し、配慮するよう周知に努める。                                                                                  | 2      | 市民・子ども局庶務課        |
|      |                                | 申請書に不要な性別表記を行わないよう配慮した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | B   | 今後も不要な性別表記を行わないよう所管課へ周知していく。                                                                              | 2      | 経済労働局庶務課          |
|      |                                | 男女平等の視点から申請書類等の再確認を行った。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | B   | 引き続き、申請書類等の確認を行っていく。                                                                                      | 2      | 環境局庶務課            |
|      |                                | ●男女平等推進に配慮した点<br>不必要な性別表記がないか申請書類等を確認した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |     |                                                                                                           |        |                   |
|      |                                | 申請書等の新規作成、改定の際に、不必要な性別表記を改めるよう指導している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | B   | 機会あるごとに、男女平等施策に関する情報の提供と、意識啓発を行う必要がある。                                                                    | 2      | 健康福祉局庶務課          |
|      |                                | 男女平等の視点から、従来同様、申請書への不要な性別表記を行わないよう配慮した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | A   | 引き続き、男女平等推進の視点に立ち、実施に配慮していく。                                                                              | 2      | まちづくり局庶務課         |
|      |                                | 所管する申請書等については、性別記載のあるものはすでに見直している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | A   | 今後も継続して配慮し、取組み内容を局内に浸透させていくことが必要である。                                                                      | 2      | 建設緑政局庶務課          |
|      |                                | 所管する申請書等については、既に見直し済である。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | A   | 引き続き、継続して配慮する。                                                                                            | 2      | 港湾局庶務課            |

| 事業内容                               | 平成22年度実績                                                           | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                        | 今後の方向性 | 所管課                     |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------|--------|-------------------------|
| 117 市における申請書類等から不必要な性別表記の削除を推進します。 | 人権・男女共同参画室作成の手引を総務課ホームページに添付し、新たに申請書類等を作成する際は不必要な性別表現がないよう、配慮を促した。 | A   | 申請書類等への不必要な性別表記がないよう、継続的に配慮を行っていく必要がある。               | 2      | 川崎区役所総務課                |
|                                    | 不必要な性別表記のある該当書類はない。                                                | C   | 今後も継続して差別的表現の無いよう審査するなどの配慮を行っていきたいと考える。               | 2      | 中原区役所総務課                |
|                                    | 申請書類等に不必要な性別表記のないよう、区役所各課に注意を促すとともに点検を行った。                         | B   | 申請書類に不必要な性別表記がないよう、今後も継続して配慮をしていく。                    | 2      | 高津区役所総務課                |
|                                    | これまで同様に、申請書への不要な性別表記を行わないよう配慮している。                                 | B   | 今後も各種申請書類等について、不必要な性別表記のないよう十分に配慮していく。                | 2      | 宮前区役所総務課                |
|                                    | ●男女平等推進に配慮した点<br>同上。                                               |     |                                                       |        |                         |
|                                    | 不必要な性別表記のある書類はない。                                                  | E   | 今度とも新たに申請書類等の様式を作成する場合は、不必要な性別表記のないよう、配慮する必要がある。      | 2      | 多摩区役所総務課                |
|                                    | 不必要な性別表記のある該当書類はない。                                                | A   | 新たに様式を作成する際に、配慮が必要である。                                | 2      | 麻生区役所総務課                |
|                                    | ●男女平等推進に配慮した点<br>男女の別が必要な様式は、必要最低限にとどめている。                         |     |                                                       |        |                         |
|                                    | 不必要な性別表記のある申請書類はない。                                                | A   | 引き続き、新たに作成する申請書類等について、不必要な性別表記がないよう配慮していく。            | 2      | 上下水道局庶務課                |
|                                    | 新たに作製する申請書類について、不必要な性別表記をしないように呼びかけた。                              | A   | 引き続き不必要な性別表記がなくなるように呼びかける必要があると考える。                   | 7      | 交通局庶務課                  |
|                                    | 不要な性別表記についてはすでに削除済みであり、新たに削除した実績はない。                               | E   | 新たな申請書等を作成する場合には、性別表記の必要性について十分に検討する。                 | 2      | 病院局庶務課                  |
|                                    | 申請書類等を作成する際には、性別表記の必要性について、所管課で適宜検討した。                             | A   | 所管課内において、不必要な性別表記がある既存・新規申請書等がないか検討を継続的に実施することが必要である。 | 2      | 消防局庶務課                  |
|                                    | ●男女平等推進に配慮した点<br>新規申請書類等は、所管課において検討し、不必要な性別表記は削除している。              |     |                                                       |        |                         |
|                                    | チラシ作成等において、男女平等の視点から取組み作成した。                                       | B   | チラシ作成等において、男女平等の視点から検討し作成する。                          | 2      | 市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当 |
|                                    | 現在、本室所管の申請書類等については、性別等の標記はない。                                      |     |                                                       |        | 会計室審査課                  |

| 事業内容                 |                                          | 平成22年度実績                                                 | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題                                               | 今後の方向性 | 所管課               |
|----------------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------|--------|-------------------|
| 117                  | 市における申請書類等から不必要な性別表記の削除を推進します。           | 刊行物、申請書等の作成にあたっては、男女平等の視点を考慮しながら差別的表現の見直しを図り、実施することができた。 | B   | 引き続き刊行物、申請書等の作成にあたっては、男女平等の視点を考慮しながら差別的表現の見直しを図り、実施することができた。 | 2      | 教育委員会庶務課          |
|                      |                                          | 該当なし。                                                    | E   | 今後も該当があれば配慮していく。                                             | 5      | 選挙管理委員会選挙課        |
|                      |                                          | ●男女平等推進に配慮した点                                            |     |                                                              |        |                   |
|                      |                                          |                                                          |     |                                                              | 7      | 人事委員会調査課          |
|                      |                                          | 議会広報紙やパンフレットなどの印刷物を作成するにあたり男女平等の視点から点検を行った。              | B   | 今後も印刷物の編集に際して男女平等の視点から点検を継続する。                               | 2      | 議会局庶務課            |
| 施策55 国や県に対する提言や要望の実施 |                                          |                                                          |     |                                                              |        |                   |
| 118                  | 男女平等を阻害し、市の権限を越える事項に関して、国や県への提言や要望を行います。 | 国や県との連絡会議等において、意見等を提出した。                                 | B   | 今後も必要に応じて国や県に対して要望、意見等を提出していく。                               | 2      | 市民・子ども局人権・男女共同参画室 |

## Ⅱ 第5期川崎市男女平等推進審議会 ヒアリング結果報告書

## 1 趣旨

「第2期行動計画」の目標に関連した市の取組の中で、喫緊の課題をテーマとして取り上げ、川崎市男女平等推進審議会においてヒアリング評価を行い、さらなる効果的な推進を図っていく。

## 2 平成22年度の対象テーマ

- (1)「広報・情報提供」
- (2)「雇用環境」

### ～テーマに関する計画の目標～

- (1) 施策2

「ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等をなくすための広報・啓発の推進」

施策5

「外国人女性に対する必要な支援の推進」

- (2) 施策18

「長時間労働抑制に向けた取組」

施策21

「市役所における男性の育児休業取得率向上への取組」

## 3 実施概要

- (1) 実施主体 第5期川崎市男女平等推進審議会

- (2) 実施日及び内容

平成23年8月26日（金）

- ・テーマとヒアリング対象等の確認
- ・ヒアリング評価対象事業の選定

平成23年9月22日（木）

- ・ヒアリング調査の実施
- ・計画の目標に対する施策の実施状況について意見交換

平成２３年１０月２８日（金）

- ・ヒアリング結果の取りまとめ
- ・評価の検討

#### **４ 結果の取扱い**

行動計画の今後の取組に適切に反映し、効果的・効率的な推進を図る。市民に対する説明責任を果たすため、評価結果を公表し、評価の公正さと透明性を確保する。



## 5 ヒアリング結果による評価と提言

ヒアリングの調査結果、個別事業ごとの取組実績と今後の課題（P. 19～P. 95）を基に審議会で意見交換を行い、①テーマにかかる評価と提言並びに②各事業別評価を次のとおりまとめた。

### テーマ 「広報・情報提供」

#### ① 「DV、セクシュアル・ハラスメント等をなくすための広報・啓発の推進」 にかかる評価と提言

男女がともに個人として尊重される社会の実現のため、女性に対する暴力等、人権侵害行為のない社会を実現するため、DV、セクシュアル・ハラスメントについて正しく認識し、それぞれの人権を尊重する意識を醸成しなければならない。潜在しているDV被害者の掘り起こしなどのDV対策は現代社会のかかえる喫緊の課題である。

男女共同参画センターは、パープルリボンプロジェクトとして、DV啓発のためのしおりを作成し、公共施設に設置・配布するだけでなく、さまざまな事業所・企業・タクシー協会等にも働きかけを行い、設置と配布を依頼するDV予防啓発事業を展開した。その結果、7万枚のしおりを配布し、DVは重大な人権侵害であるという認識を広め、被害の顕在化が進み、相談件数が増加するという成果をあげている。広報啓発と被害者の相談によって、被害の発見と被害者の支援に結びついていることから、社会のニーズに合致していることは明らかである。

さらに効率性の観点からは、センターのスタッフが積極的且つ地道な活動により、公的な広報ツールだけでなく、民間企業等の第三者を活用するなど、様々な側面からの取組を行うことにより、少ない経費で大きな成果を得た広報活動であるといえることができる。

このような新しい試みや積極的な広報活動は、市の関係機関の参考にもなるモデル好事例である。今後とも本事業を継続するとともに、DV所管部署のみならず、庁内に本取組事例の普及を図ってほしい。

## ② ヒアリング対象事業

### パープルリボンプロジェクト事業【男女共同参画センター】（P.21 参照）

|          |                                                                                                                                                   |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要     | 女性に対する暴力根絶運動のシンボルであるパープルリボンをかたどったしおり・クリアファイルを作成・配布することで市民啓発・相談機関の情報提供を推進する。                                                                       |
| 平成22年度実績 | 約7万枚のしおりを図書館・書店・タクシー・商業施設の女子トイレに設置し配布。相談件数が増加した。                                                                                                  |
| 意見       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「しおり」の配布という地道且つ積極的な広報活動、草の根的な取組により、相談件数が上昇したことを評価する。</li> <li>・指定管理者の民間ならではの柔軟性、工夫が活かされた広報である。</li> </ul> |
| 課題等      | 広報の新しい試みとして庁内各部署等へ拡大を促すべきよい事例である。                                                                                                                 |

## テーマ 「広報・情報提供」

### ① 「外国人女性に対する必要な支援の推進」にかかる評価と提言

国際化の進展により国際結婚等も増加し、川崎市には、3万人以上の外国人が在住しており、多様な文化や価値観を持った方々が生活している。お互いの人権を尊重した多文化共生を推進する観点からも、在住外国人女性への支援を進めていくことは重要である。

日本語を十分理解することができない外国人が文化や生活習慣などのちがいを乗り越え、日本社会の中で安心安全に暮らしていくには、まず必要となるのが、多様な言語による行政・生活情報の提供である。川崎区役所保健福祉サービス課は、外国人母子支援に向けてきめ細かい対応を進めてきており、高く評価できるため、今後は、事業の継続・拡充に努めていくとともに、他の区においてもこの取組について共有し、事業展開が図られるよう求めたい。

また、川崎区はふれあい館との協働により事業を進めていることが多いが、市のコーディネートにより、ふれあい館のみならず多文化共生を推進している様々な団体、個人のネットワークが構築され、連携することにより一層の支援の充実が図られることを期待する。

特に川崎市国際交流協会は、民間ボランティア等が翻訳業務・通訳相談業務を実施し、実績をあげて活動している。協会に対し、DV・子育て支援等の分野について、男女共同参画の視点から適切な情報提供や研修参加への呼びかけを行うなど、外国人女性支援のための情報共有の推進と効果的な人材の育成が進むように、市としての働きかけを求めたい。

## ② ヒアリング対象事業

### 外国人母子支援のための広報・情報提供事業

【川崎区役所保健福祉センター保健福祉サービス課】（P. 26 参照）

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要     | 外国人ママのための育児支援教室「ラビットクラブ」の開催及び子育てガイド「さんぽみち」の外国語版の発行                                                                                                                                                                                                              |
| 平成22年度実績 | <p>ラビットクラブ 10 回開催。必要に応じ国際交流センターの通訳者の派遣を依頼した。</p> <p>「さんぽみち」は 6 か国語（英語・ポルトガル語・中国語・韓国語朝鮮語・タガログ語・スペイン語）で発行し、転入手続きや健診の際、配布した。</p>                                                                                                                                   |
| 意見       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ラビットクラブ」や外国語版「さんぽみち」は、地域における外国人母子支援の取組として評価する。</li> <li>・ 母子保健事業（妊婦健康診断、母親教室、健康相談等）において、通訳者を確保していることは重要である。</li> </ul>                                                                                                |
| 課題等      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ラビットクラブ」は、父親の育児への理解・参加を促すため、パートナーとともに参加できるようにすれば、より効果的である。</li> <li>・ 国際交流協会は、外国人をサポートするボランティアを多数登録しているので、積極的な活用を求める。</li> <li>・ 国際交流協会は、外国人に関する様々な情報を持っている。協会と外国人支援を行う市役所の関係機関が情報の共有化を図り、連携を強化することが求められる。</li> </ul> |

## 2 テーマ 「雇用環境」

### ① 「長時間労働抑制に向けた取組」及び「市役所における男性の育児休業取得率向上への取組」かかる評価と提言

職場・家庭・地域において、男女がともに責任を担い、協力し合える環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランス（WLB）の実現が重要である。男女共同参画の実現やWLBの推進のためには職員一人ひとりの認識を深める必要がある。また、市内事業所の一つとして、市役所が率先して庁内におけるWLBの実現及び育児休業取得率の向上を推進し、市内事業所の先導的な働きをすることが必要である。率先行動としての庁内の充実のために、市は、労働時間を適切に把握し、具体的な課題を持って残業問題の改善に向けた取組を組織的に実施することが必要である。

管理職に対しては、タイムマネジメント研修や、育児・介護・健康などをテーマにした講座等を開催し、長時間残業を削減し、業務の効率化・働き方の見直しを促進するWLBの意義について一層の理解促進を図って欲しい。

男性職員が育児参加しやすい職場環境を築くためには、育児のために早退したり、育児休業を取得することの意義や必要性を市のトップや管理職がしっかり理解し、支援する方針を打ち出すことが重要である。職場のサポート体制を整える上で、現場の管理職の役割は特に大きい。男性の育児参加を積極的に後押ししていることをメッセージとして発信するなど男性職員に育児休業制度を利用させる施策を工夫して欲しい。

職員の意識改革に向けては、『1週間からはじめる男性職員の育児休業取得』を提案する。男性職員は1週間、必ず育児を目的とした休暇を取得するようにする取組である。1週間程度であればさほど抵抗感もなく、その期間中は配偶者と共に家族のあり方や自分自身の価値観を見つめなおす良い機会にもなる。女性も男性も育児休業や介護休業が取得しやすい職場づくりが重要である。

さらに、育児に関する諸制度を周知するためのガイドブックの簡略版を、年1回全職員に配布することにあわせて、家事に不慣れな男性に向けて、父親としてできる具体例（日常品の買出し・ごみの分別とごみ出し・家や風呂の掃除・洗濯と取り入れ・布団の上げ下げ等をするだけで母親の育児が格段に楽になることなど）について情報提供をするように工夫し、父親が育児休業をとる意義について理解を促すことが必要である。

## ② ヒアリング対象事業

### WLBデーの実施等による時間外勤務の抑制

### 及び男性職員に対する育児休業取得促進

【上下水道局総務部庶務課及び平成22年度育児休業取得者】（P. 40 参照）

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要     | 男性職員のためのすくすく子育てガイドブックの発行・配布及びWLBデー、ノー残業デーの実施等                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 平成22年度実績 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 局内で22年度に育児休業を取得した男性職員は1人。</li> <li>・ 22年度育児休業取得者は第3子目で約7か月半間取得した。育児休業取得者によると、子どもの成長を間近に見、実感することができてとても良かったとの感想であった。</li> <li>・ 電子により各課に「職員子育て応援ガイドブック」配布した。</li> <li>・ 配偶者の出産が確認ができた職員あてに、「男性職員のためのすくすく子育てハンドブック」（冊子版）を送付した。</li> <li>・ 管理職会議で「ノー残業デー」や「ワーク・ライフ・バランスデー」の実施について、啓発を行った。</li> </ul> |
| 意見       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男性職員のためガイドブックや育児休業中の支援プログラム「wiwiw」は、十分周知・活用されれば有効である。</li> <li>・ 育児休業者の代替要員確保は、一般事務職だけでなく技術職等においても人材が確保されており評価できる。</li> </ul>                                                                                                                                                                     |



|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 課題等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドブックは、電子のみであると周知が行き届かないと思われる。男性職員向けのハンドブックも、出産の確認ができた時点では時期が遅い。</li> <li>・ 育児休業取得者のヒアリングによると、キャリア的な不安等はなく、どのように育児参加したらよいかわからないため参加できていない、育児についてのイメージがわからないため参加しないという意識があるように感じられる。</li> <li>・ 年2回のWLBデーは、当日については効果をあげているようだが、実施日だけでなく、タイムマネジメントの浸透や働き方の見直しが芽生えてきているかが重要であることに留意しなければならない。</li> <li>・ ノー残業デーについては、トータルの労働時間の縮小、長時間労働の見直しについて効果をあげていないようである。運動を形骸化させないための取組が必要である。</li> </ul> |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 6 個別ヒアリング実施状況

### テーマ1 「広報・情報提供」

- ① 基本施策1－施策2「ドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラスメント等をなくすための広報・啓発の推進」

担当機関：川崎市男女共同参画センター

- ② 基本施策1－施策5「外国人女性に対する必要な支援の推進」

担当部署：川崎区役所保健福祉センター保健福祉サービス課

### テーマ2 「雇用環境」

基本施策5－施策18「長時間労働抑制に向けた取組」

基本施策6－施策21「市役所における男性の育児休業取得率向上への取組」

担当部署：上下水道局総務部庶務課

担当者：上下水道局育児休業を取得した男性職員

## ヒアリング実施状況 テーマ1「広報・情報提供」

### 基本施策1ー施策2「DV、セクシュアル・ハラスメント等をなくすための広報・啓発の推進」

担当機関：男女共同参画センター

#### 1 DV防止啓発のため実施したパープルリボンプロジェクト事業の内容について、予算等も含めて具体的に教えてください。

(回答)

パープルリボンプロジェクトは、パープルリボンをあしらったしおりを中心に、クリアファイル、牛乳パックのベンチ製作、パッチワークなど、様々な外部組織・団体を巻き込みながら広範かつ多角的に展開。

##### (1) しおり

平成21年度に、開館10周年事業として1万枚を作成。市内公共施設や関係機関・団体、書店及び図書館に職員が直接赴き、設置・配布協力を依頼。

【書店39店舗を含め、延130箇所。書店で計3,000枚、図書館で2,600枚】

さらに、5千枚を増刷し、すくらむ21まつり（来場者約3,500人）で配布。

平成22年度は、図書館での定期的な設置、川崎市タクシー協会の協力によるタクシー内設置などにより、計約7万枚を配布。

平成23年度は、図書館での定期的な設置、タクシーへの設置の継続、及び新たに市内の書店・薬局・美容室などに設置協力を依頼。現在、インターンシップ生の提案をふまえ、若年層への啓発グッズについて企画中。

##### (2) クリアファイル

平成22年度はパープルリボンをあしらったクリアファイルを2千5百枚製作。病院・人権擁護委員会・保育所・幼稚園（延248施設）を中心に配布。

##### (3) ベンチ

インターンシップ修了生の協力により、「すくらむ21まつり」で展示・使用する牛乳パックのパープルリボンのベンチを製作。スターバックス溝の口店の協力も得た。

##### (4) パッチワーク

利用団体である、「高津パッチワークサークル」がパープルリボンのタペストリーを作成、すくらむまつり等で展示。

※パープルリボンに関連する予算は、21年度10万円、22年度8万円、23年度12万円。

#### 2 どのような効果・反響がありましたか。

(回答)

しおりについて、市民・来館者等の反響は大きかった。他自治体の施設からも問合せが複数あった。しおりにより「ハローウィメンズ110番」に電話相談をしてきた方も増加し、DV予防啓発とともに相談のきっかけにも結びついている。

平成 22 年には、NPO 法人全国女性会館協議会事業企画大賞において「奨励賞」を受賞。

**3 DVの予防啓発にむけた今後の計画・取組について教えてください。**

(回答)

かわさき男女共同参画ネットワーク参加 44 団体、市民館及び関係団体との連携を強化する。

特に、民間企業（メーカーや商業施設等）と連携し、日常の多くの場面でのDV予防啓発推進を計画している。

また、現在の広報が日本語のみであるため、しおりや相談カードについて、やさしい（ルビつき）日本語・英語・タガログ語など、他言語での広報を計画している。

**4 DV予防啓発に限らず、効率的・効果的な広報・情報提供のため工夫されていることを教えてください。**

(回答)

(1) 施設利用者だけでなく、利用者とは異なる層、かつ必要な方に手に取ってもらえるようしおりの設置場所の新規開拓。

(2) 一方的な情報提供とならないよう、川柳や写真展など、市民の参画を促進する。

(3) 多様な市民に情報が行き届くよう、媒体が偏らないよう配慮している。

インターネットのみ、チラシのみなどを避ける。

公共施設等へのチラシ配布だけでなく、新聞、地域情報誌、関係機関等様々なメディアに働きかける。

**5 広報・情報提供事業を進める中で課題となっていることがあれば教えてください。**

(回答)

(1) 南北に細長い地形の川崎において、施設の目的・取り組み・イメージが遠方に伝わっていない。無関心層の関心領域にどうしたら入り込めるか。

(2) DV予防啓発については、積極的な広報を進めても、各主体が自主的に取組んでいくという効果は得られていない。市民・事業者が参加そのものに意義や魅力を持つような、参加意識・意欲を高める効果的な広報とは。

## ヒアリング実施状況 テーマ1「広報・情報提供」

### 基本施策1－施策5「外国人女性に対する必要な支援の推進」

担当部署：川崎市役所保健福祉サービス課

1 川崎市は市内で一番外国人が多く住んでいる区ですが、川崎市保護保健福祉サービス課が実施している外国人に対する広報・情報提供事業について具体的に教えてください。（何か国語か、手法、どのような発行物かなど）

（回答）

#### ① ラビットクラブの開催

外国籍ママのための育児支援のための教室。保健福祉センターにて年10回開催。

1回2時間程度。内容はママ同士の情報交換。必要に応じ国際交流センターより通訳を派遣（通訳派遣はこども家庭課予算）

#### ② 子育てガイド「さんぽみち」の外国語版の発行

6か国語で発行（英語・ポルトガル語・中国語・韓国語朝鮮語・タガログ語・スペイン語）。外国人固有の問題を掲載しているのではなく、日本語版「さんぽみち」の大部分を訳したもの。

#### ③ 子育てガイドやラビットクラブのちらし配布方法

母子手帳の受取り、新生児訪問、3か月検診、外国人登録の際等。

区民課外国人登録の窓口ポスター掲示。保健福祉サービス課で配布。関係各所（子育て支援センター等）にも情報を提供し、必要な方へのお知らせをさせていただいている。

## 2 その効果・反響等はいかがですか。

（回答）

#### ① ラビットクラブの開催

乳幼児健診で外国籍母に向けて情報提供し、参加を呼びかけている。

母国語でない地域での子育てを行っていて育児負担は多いと推察される。

外国籍母の自発的な参加希望者は少ないが多く参加を呼びかけ実施している。支援としては有効と思われる。

#### ② 子育てガイド「さんぽみち」の外国語版の発行

健診や転入のお手続きの際に、窓口で外国籍市民に対し提供することが多い。

冊子は必要なことがわかりやすい形で説明されており、川崎区で子育てするうえで必要な情報提供となっている。区民課のポスターを見て窓口に見える方も居る。他区の保健福祉サービス課からも問い合わせがあるなど、地域で生活する外国籍の方の人数に係わりなくニーズがあることが伺える。

### 3 他の区との違い、特色がありますか。

(回答)

本市に暮らす外国籍の1/3の市民が居住している川崎区では、子育てガイドの外国語版が単独で発行されている。（日本語版の中に外国人ママ向け情報のページがある区は他にもあるが単独は川崎区のみと思われる。）また、他の区では同じような子育て支援の取り組みはこども支援室が実施している（川崎区でも外国人のための翻訳・通訳支援事業はこども支援室の予算により実施）。

### 4 多文化共生の地域づくりのため、どのような団体等と連携していますか。

(回答)

「ふれあい館」（川崎市民と外国人市民が相互にふれあい交流を図る施設。社会福祉法人「青丘社」が市より受託し運営している。在日コリアンやフィリピンの方をはじめ、多くの外国人が交流し、ニューカマーも増加している。）と「川崎区子育て関連機関連絡会」で子育てに関する情報交換を行い、連携を深めている。

### 5 外国人市民を支援する取組を進める中で課題となっていることがあれば教えてください。

(回答)

緊急の相談業務の中で、若干の日本語が話せていても、細かいニュアンスは表現できず、聞き取る側（区役所）も必要な訴えを受取りきれない場合がある。事前にご相談があった場合は、通訳ができる方の同伴をお願いしている。

### 6 今後の計画・取組について教えてください。

(回答)

- ・ 子育てガイド「さんぽみち」の外国語版の発行の継続
- ・ 子育て支援場面での通訳の利用による支援の充実



**Purple Ribbon Project**

～暴力のないまち・かわさきへ～

恋人から、配偶者から、家族から、  
日常的にこのような暴力を受けて  
いる方はいませんか？

- ✓ 身体的な暴力
- ✓ 精神的な嫌がらせや脅迫
- ✓ 性的な行為の強要

33.2%※

※結婚したことのある女性の約3分の1が、  
配偶者から何らかの暴力を受けたことがあり  
ます。(データ出典：内閣府男女共同参画局「暴力に  
かかる女性に関する調査」平成21年8月)

**すくらむ 21**

川崎市男女平等推進センター

**ハローウィメンズ110番**

**044-811-8600**

(匿名でも受け付けています。個別の相談内容  
も守りますので、お電話ください。)

日曜 12:00～17:00  
月～木曜 10:00～16:00  
金曜 15:00～20:00

パープルリボンのしおり

2011年度 在日外国人母子事業

**らびっとくらぶ**

日本で子育てをしている外国籍のお母さんたちの集まりの場です。  
お母さん同士お話をしたり、親子で遊んだり、  
妊娠・出産・育児について相談をしたり、体重や身長を測ったりすることもできます。  
通訳が必要な方はお申込みいただければ通訳ボランティアさんをお願いすることもできます。  
みなさんぜひご参加下さい！

場所：川崎区役所保健福祉センター 講堂（パレールビル 5階）

日時：毎月第4火曜日 10:00～11:30（受付9:30～10:00）

| 月 | 4  | 5  | 6  | 7  | 9  | 10 | 11 | 1  | 2  | 3  |
|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 日 | 26 | 24 | 28 | 26 | 27 | 25 | 22 | 24 | 28 | 27 |

※ 奇数月は心理相談員の先生がいらっします。8月と12月はお休みです。

費用：無料 持ち物：母子健康手帳

連絡先：川崎区役所保健福祉センター ラビットクラブ担当 TEL 201-3214

日本の季節に合わせた行事  
や遊びの紹介もします。  
皆さんのお国のことも紹介  
してください！

ラビットクラブのちらし



## ヒアリング実施状況 テーマ2「雇用環境」

### 基本施策5－施策18「長時間労働抑制に向けた取組」

### 基本施策6－施策21「市役所における男性の育児休業取得率向上への取組」

担当部署：上下水道局総務部庶務課

- 1 貴局では育児休業を取得した男性職員が、平成21年度は4人、平成22年度は対象23人中0人という結果でしたが、その事由はどのようなことですか。

(回答)

平成21年度に育児休業を取得した男性職員は0人、女性職員が4人でした（年次報告の誤りです）。平成22年度に育児休業を取得した男性職員は1人（子の誕生は平成21年度）、女性職員は7人でした。このため、男性職員の育児休業取得状況は、平成21年度から平成22年度にかけて状況が大きく変化したというわけではありません。

- 2 男性職員が積極的に育児休業を取得できる職場づくりのため、局内にどのような情報提供を行っていますか。

(回答)

対象職員、対象職員の上司等に休業制度等の情報をタイミングよく提供することにより、育児休業をはじめとした子育て支援の制度を活用しやすい職場環境づくりを目指しています。具体的には、必要なときに必要な情報が得られるように、配偶者の出産が確認できた職員宛てに、子育てに関する休業制度等をまとめた「男性職員のためのすくすく子育てハンドブック」の送付を行っています。

また、対象職員がいる所属あてにも同様のガイドブックを送付することにより、対象職員の上司等にも休業制度等について情報提供を行っています。

なお、こういった子育て支援の制度等については、イントラネット等を使用し、常に閲覧可能な状態としていますが、制度の対象となった職員向けに個別に情報提供することにより、必要なときに必要な情報が対象職員等に確実に届くように取組んでいます。

- 3 職員が安心して育児休業等を取得できるように、業務に支障が出ないような仕組みがありますか。

(回答)

育児休業を取得する職員が担当する業務について、所属内での協力体制を築くとと

もに、代替職員を措置する仕組みがあります。

① 育児休業代替任期付職員

育児休業を取得した職員の代替として、「正規職員」であり、本格的な業務に従事することができる育児休業代替任期付職員を採用することができます。

② 臨時的任用職員

育児休業を取得した職員の代替として、臨時的任用職員を採用することができます。

4 育児休業代替任期付職員は各職種どのくらいの登録がありますか。

(回答)

平成 23 年 10 月 1 日現在 204 名の登録者がおり、約半数の 100 名が一般事務職。残り半数が、社会福祉職・心理職・土木職・機械職・建築職・保育士・薬剤師等の技術職です。

臨時的任用職員は、一般事務補助が 20 名、社会福祉職・土木職・建築職等の技術職が 44 名登録されています。なお、保育士のアルバイトは、保育課で随時登録の募集を行っています。

5 育児休業中は職場から離れて孤独に感じたり、職場復帰について不安になったりすることがあるかと思いますが、育児休業中の職員への支援の仕組みがありますか。

(回答)

職場復帰を支援する仕組みや、育児休業等を取得した職員のキャリアアップを支援する仕組みがあります。

① 育児休業者職場復帰支援サービス「wiwiw」

育児休業中にインターネットを通じて、育児休業者の孤独感や不安の軽減、また業務知識のブラッシュアップ等を図り、円滑な職場復帰につなげることを目的としたプログラムを利用することができます。

② 復帰時面談

育児休業からの職場復帰時に、休業中の制度変更点や復帰後の業務内容、職場のサポート体制等について、所属長と面談を行っています。育児休業者の不安を軽減し、円滑な職場復帰に向けたよりきめ細やかな対応を図っています。

③ 各種研修への参加

育児休業中の職員も、人材育成センターが実施する研修に参加することができ、自主的にキャリアアップを図ることができます（託児はありません）。

④ 昇任試験受験時における託児所の設置

育児休業中の職員のキャリアアップを支援するため、係長昇任選考第 1 次選考で託児所を設置しています。

6 「ノー残業デー」や「WLBデー」を局内に普及させるために、どのような取組がありますか。

(回答)

管理職会議等の機会を活用し、管理職を対象に、「ノー残業デー」や「WLBデー」の実施について、啓発を行っています。

また、同会議等で、実施結果を報告することにより、目標や実施状況を共有し、実施率の向上に向けた各所属の取組につなげています。

平成 22 年度には、時間外勤務縮減等に向けた所属長や各職員の具体的な役割について、局内向けに提案を行いました。(22 川上総職第 486 号)

7 「WLBデー」の効果はありましたか。

(回答)

年 2 回庁内で実施される「WLBデー」についてはほぼ 95%の職員（管理職は除く）が定時退庁し効果をあげています。しかしながら、年間の時間外勤務数は増加しています。

8 今後の計画・取組について教えてください。また、課題等があれば教えてください。

(回答)

○ 今後の計画・取組

今後は、情報提供の方法や内容の充実を図る予定です。

例えば、局独自の「子育て応援ページ」について、「第 3 期川崎市次世代育成支援対策策定事業主行動計画」に掲げた数値目標と実績を掲載するなどのリニューアルを行う予定です。制度の内容を周知することに加え、目標と実績についても併せて情報提供することにより、制度の活用を促すことを目指します。

○ 課題

課題としては、育児休業等の制度を活用することは個人の家庭状況、経済状況等による希望によるところが大きく、一概に育児休業等の取得を勧めるわけにはいかない状況があります。

特に、男性職員の配偶者の出産についての情報の把握については、本人からの申告によるところが大きく、個人情報の収集・取り扱いに関する課題があります。

## ヒアリング実施状況 テーマ2「雇用環境」

### 基本施策6－施策2.1「市役所における男性の育児休業取得率向上への取組」

担当者：上下水道局育児休業を取得した男性職員

- 1 育児休業を取得した期間はどの位ですか。取得しようとした理由は。

（回答）

第3子で、妻からの取ってほしいとの希望があったことと、自分自身にも育児に興味があったことから。約7ヶ月半取得しました（H21.9.1～H22.4.18）。

- 2 どのような職種でどのような業務を担当されていましたか。

（回答）

一般事務職 予算管理

- 3 男性は育児情報が入りにくいということはなかったですか。

（回答）

妻が保健師であり、1、2人目で育児に協力していたので状況がわかっていました。両親学級にも参加しました。自分は、3人目で育児経験があったからできたことだとも思います。

- 4 育児休業取得にあたって、制度について理解していましたか。また、周囲の反応・キャリア上の不安等はありませんでしたか。

（回答）

概略は知っていたが詳細は知りませんでした。子育てガイドブックは育児休業取得を申し出てからもらいました。周囲の反応は気になりましたが、比較的女性の多い職場だったことや、長男、長女の病気等で休むこともあったため、育児に対しての理解があったので取得しやすい雰囲気ではありました。キャリア上の不安については特に不安等はありませんでした。

- 5 育休を取得するにあたって、仕事の引継ぎ等のご苦労はありませんでしたか。また、職場復帰の際にご苦労はありませんでしたか。

（回答）

時期的に忙しい時期はあるものの、比較的スムーズに引継をすることができました。職場復帰については組織の統合の時期と重なってしまったため、育児休暇から

復帰した時点で職場を異動したため、まったく異なる分野の業務につかなければならなかったので、最初は戸惑いました。

**6 育休中の職場との連絡はどのようなものですか。**

(回答)

ほとんど職場と連絡を取ることはありませんでしたが、人事評価の面談など必要なときは電話での連絡でした。

**7 育休を取得してよかったこと等、感想をお聞かせください。**

(回答)

日々子どもとじっくりと向き合い、劇的な子どもの成長を間近に見、実感することができたことです。

**8 今後、男性職員の育児休業取得を促進するためにはどのようなことが必要だと思われますか。**

(回答)

周囲の理解と職場環境が必要になってくると思います。

**9 男性の取得促進にはどのような意識の変化が必要だと思いますか。**

(回答)

まず、本人が家事・育児参加をするという意識を持つことが必要です。本人に育児をする意思がなければ、育児休業を取得する気持ちにはならないでしょう。

また、思い切って言い出すことが大変なので、職場の雰囲気大切だと思います(自分の職場は、女性が多く、育児休業を取りやすい雰囲気がありました)。

男性職員  
のための

あくすく子育て  
ハンドブック 2011

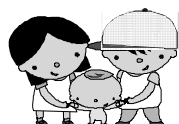
男性職員のためのハンドブック



職員子育て応援ガイドブック

職員子育て応援ガイドブック  
管理職用

2011  
職員子育て応援  
ガイドブック



川崎市

管理職用

2011  
職員子育て応援  
ガイドブック



川崎市

## 7 川崎市男女平等推進審議会について

「男女平等かわさき条例」第17条に基づき、平成14年2月に設置された。

### 1 権 限

市長の諮問を受けて意見を述べる事項

- (1) 川崎市男女平等推進行動計画の策定、変更に当たって意見を述べること。
- (2) 男女平等の推進に関する重要事項の調査審議

### 2 組 織

委員数：13人以内

平成22年4月1日現在 13人（女性7人 男性6人）

- ・ 男女いずれか一方の委員数が委員総数の4割未満とならないようにする。
- ・ 一部委員は、公募に応じた方とする。

### 3 これまで実施したヒアリング

| 実施日時           | 対象等                                                                                                                                                               |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成19年11月14日（水） | <b>第1期行動計画の検証</b><br>① 柱Ⅰ－重点項目2 政策・方針決定過程における女性の参画促進【総務局人事課】<br>② 柱Ⅱ－重点項目3 男女がともに仕事と家庭を両立できる職場づくりの推進【総務局人事課】                                                      |
| 平成21年6月5日（金）   | <b>第1期行動計画の検証</b><br>① 柱Ⅰ－重点項目2 政策・方針決定過程における女性の参画促進【総務局危機管理室他】<br>② 柱Ⅲ－重点項目5 子どもからおとなまで、さまざまな年齢、時期に応じた適切な教育や学習・研修のための環境の整備【教育委員会生涯学習担当他】                         |
| 平成22年7月1日（木）   | <b>第2期行動計画の検証</b><br>柱Ⅳ－基本施策14 男女共同参画推進員の活動の充実【局・区の男女共同参画推進員】                                                                                                     |
| 平成23年8月26日（金）  | <b>第2期行動計画の検証</b><br>① 柱Ⅰ－基本施策1 性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実【男女共同参画センター・川崎区役所保健福祉サービス課】<br>② 柱Ⅱ－基本施策5 豊かな生活のための時間と空間の確保への支援及び基本施策6 子育てを支える環境の充実【上下水道局庶務課及び育児休業を取得した男性職員】 |



## 第5期川崎市男女平等推進審議会委員名簿

(50 音順、敬称略)

【任期：平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで】会長◎副会長○

|    | 氏 名                    | 職 名 等                                           | 専 門 分 野       |
|----|------------------------|-------------------------------------------------|---------------|
| 1  | あ べ ひろこ<br>阿部 裕子       | NPO法人かながわ女のスペースみずら<br>理事                        | DV被害者支援       |
| 2  | えはら かずひと<br>江原 和人      | 市民(高津区在住)                                       | 市民公募          |
| 3  | えびな なおこ<br>蝦名 直子       | イツ・コミュニケーションズ(株)<br>マーケティング営業本部アシスタントマ<br>ネージャー | 企業推薦          |
| 4  | おおこし ミドリ<br>大越 ミドリ     | 川崎市 PTA 連絡協議会副会長                                | 団体推薦          |
| 5  | おがた やすのぶ<br>尾形 泰伸      | 武蔵大学非常勤講師                                       | 社会学           |
| 6  | かとう しゅういち<br>加藤 秀一     | 明治学院大学社会学部教授                                    | 社会学           |
| 7  | ◎かとう ち え<br>◎加藤 千恵     | 東京女学館大学国際教養学部教授                                 | 社会学           |
| 8  | きむら み ね お<br>木村 美根雄    | 川崎市医師会副会長                                       | 団体推薦          |
| 9  | さかい かずひろ<br>酒井 一博      | (財)労働科学研究所 常務理事                                 | 労働科学、人間工<br>学 |
| 10 | さ が えつこ<br>○佐賀 悦子      | 弁護士                                             | 法律            |
| 11 | たなか としゆき<br>田中 俊之      | 学習院大学非常勤講師                                      | 男性学           |
| 12 | どもん り え<br>土門 里江       | 川崎地域連合役員                                        | 団体推薦          |
| 13 | ロー たむら のりこ<br>ロー(田村)紀子 | 市民(多摩区在住)                                       | 市民公募          |

## 【参考資料】

平成 22 年度進捗状況調査様式

- ・ 平成 22 年度男女平等推進行動計画の進捗状況に関する調査シート  
[様式 1]
- ・ 平成 22 年度男女共同参画推進員による評価シート  
[様式 2]

男女平等かわさき条例

# 平成22年度男女平等推進行動計画の進捗状況に関する調査シート

様式1

## ★ 達成度

- A 達成された
- B ほぼ達成された
- C あまり達成されていない
- D 達成されていない
- E 実施していない

## ★ 今後の方向性

- 1 充実
- 2 現状維持
- 3 内容見直し
- 4 統廃合
- 5 縮小
- 6 廃止・休止
- 7 その他（事業が完了した場合等）

| 事業内容                                                            | 平成22年度実績                                     | 達成度 | 平成23年度計画、事業の課題 | 今後の方向性 | 所管課               |
|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-----|----------------|--------|-------------------|
| 柱Ⅰ「女性の人権」の確立                                                    |                                              |     |                |        |                   |
| 【基本施策1】 性にに基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実                                  |                                              |     |                |        |                   |
| 施策1                                                             | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な計画の策定及び推進         |     |                |        |                   |
| 1 配偶者からの暴力による被害者の救済支援を具体的に推進するための基本計画を策定します。                    |                                              |     |                |        | 市民・子ども局人権・男女共同参画室 |
|                                                                 | ●男女平等推進に配慮した点                                |     |                |        |                   |
| 2 基本計画に基づく救済支援施策を推進するため、関係機関及び支援団体等との連絡調整及び情報交換を行います。           |                                              |     |                |        | 市民・子ども局人権・男女共同参画室 |
|                                                                 | ●男女平等推進に配慮した点                                |     |                |        |                   |
| 施策2                                                             | ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等をなくすための広報・啓発の推進 |     |                |        |                   |
| 3 ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントをなくすための啓発パンフレット等の作成、配布や情報提供を行います。 |                                              |     |                |        | 市民・子ども局人権・男女共同参画室 |
|                                                                 | ●男女平等推進に配慮した点                                |     |                |        |                   |
|                                                                 |                                              |     |                |        |                   |
|                                                                 | ●男女平等推進に配慮した点                                |     |                |        | 経済労働局労働雇用部        |

# 平成22年度男女共同参画推進員による評価シート

様式2

|    |       |     |     |    |
|----|-------|-----|-----|----|
|    | 局(室)区 | 室・課 | 担当者 | 内線 |
| 担当 |       |     |     |    |

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 4つの柱    | I 「女性の人権」の確立            |
| 14の基本施策 | 1 性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実 |

| 基本施策ごとの<br>達成度 | 達成度  | A | B | C | D | E | 該当事業なし |
|----------------|------|---|---|---|---|---|--------|
|                | 事業件数 |   |   |   |   |   |        |

例を参考に、該当する項目の □ を ■ にしてください。  
具体的な取組についても併せて記入してください。

## 1 事業の企画・実施にあたり男女どちらかの意見に偏らないよう配慮した。

□ 配慮した □ 配慮しなかった □ 該当事業なし

- 例) ・男女別のニーズが把握できるようアンケートを実施した。  
・審議会等に委員を委託する際、割合の少ない性別の委員の数が増えるような取組を行った。  
・広報物を作る際、表現やイラストが男女どちらかに偏っていないか、固定的イメージにとらわれていないかを確認した。  
・男女共に参加しやすい講演会、研修会となるよう、講師や内容について検討した。  
・事業の企画・実施にあたり、男女共に参加できるようにした。

具体例:

## 2 男女それぞれにとって利用・参加しやすいよう配慮した。

□ 配慮した □ 配慮しなかった □ 該当事業なし

- 例) ・参加しやすい曜日や時間帯を設定した。  
・保育サービスを充実し、子育て中の男女に利用しやすいようにした。  
・男女の募集が偏らないよう工夫した。  
・幅広く情報がいきわたるよう、広報に工夫をした。  
・バリアフリーにするなど、あらゆる人に利用しやすいようにした。  
・男女共に参加しやすい広報を心がけた。  
・審議会等や協議会等の場において、男女共に発言しやすい雰囲気になるよう心がけた。  
・男女どちらであっても性別によって権利が侵害されないよう、取組を行った。

具体例:

## 3 男女それぞれに事業の効果があつた。

□ 効果があつた □ 効果はなかった

- 例) ・事業実施後のアンケートから、男女双方とも満足度の高い結果が得られた。  
・年齢、性別を問わず、利用者が増加した。  
・今まで男性もしくは女性の少なかった審議会等委員や講演会の参加者に、男性もしくは女性が増えた。

具体例:

## 4 その他に行った取組と成果

□ 取組を行った □ 取組を行っていない

具体例:

# 男女平等かわさき条例

平成 13 年 6 月 29 日  
条 例 第 14 号

## 目次

### 前文

#### 第 1 章 総則(第 1 条～第 7 条)

#### 第 2 章 基本施策等(第 8 条～第 15 条)

#### 第 3 章 拠点施設(第 16 条)

#### 第 4 章 男女平等推進審議会(第 17 条)

#### 第 5 章 雑則(第 18 条)

### 附則

川崎市においては、男女平等の実現に向けて、国内外の動向を考慮しつつ、地域の実情に応じた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今なお、様々な分野において男性を中心とする意識、性別による固定的な役割分担等が存在し、男女の自立、特に女性の社会的及び経済的自立が阻まれている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たして男女平等を一層推進していく必要がある。

男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての男女平等のまち・かわさきを創造していくため、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、男女平等の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、男女平等を総合的かつ計画的に推進し、もって市、市民及び事業者の協働による男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第 2 条 男女平等は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

(1) 男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場(以下「あらゆる場」という。)において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊重し、責任を分かち合うこと。

(2) 男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることがなく、人権が尊重されること。

(3) 社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。

(4) 男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。

(5) 地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。

### (市の役割)

第 3 条 市は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な参画の機会の確保(以下「男女の平等な参画の機会の確保」という。)に取り組むほか、あらゆる施策において男女平等が図られるよう男女平等を総合的かつ計画的に推進する役割を担うものとする。

### (市民の役割)

第 4 条 市民は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保に取り組み、及び市の実施する男女平等を推進するための施策(以下「男女平等施策」という。)に協力する役割を担うものとする。

### (事業者の役割)

第 5 条 事業者は、その事業活動において、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保、育児、介護等の家庭生活と職業生活が両立できるようにするための支援等に取り組み、及び市の実施する男女平等施策に協力する役割を担うものとする。

### (男女平等にかかわる人権侵害の禁止)

第 6 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、性的な言動に対する相手の対応により当該相手に不利益を与え、又は性的な言動により相手の生活の環境を害する行為、配偶者等に対する著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力的行為等の男女平等にかかわる人権の侵害(以下「男女平等にかかわる人権侵害」という。)を行ってはならない。

(男女平等にかかわる人権侵害に対する相談及び救済)

第 7 条 川崎市人権オンブズパーソン条例(平成 13 年川崎市条例第 19 号)第 12 条第 1 項に規定する市民等は、川崎市人権オンブズパーソンに対し、男女平等にかかわる人権侵害について相談し、又は男女平等にかかわる人権侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、男女平等にかかわる人権侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに男女平等にかかわる人権侵害を受けた者の立場に配慮した対応に努めるものとする。

## 第 2 章 基本施策等

(行動計画)

第 8 条 市は、男女平等施策その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる川崎市男女平等推進行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定する場合は、あらかじめ、川崎市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前 2 項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第 9 条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(参画の機会を積極的に提供する施策の推進)

第 10 条 市は、社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差の是正を図るため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供する施策を推進するものとする。

(学習等のための支援)

第 11 条 市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育において行われる男女平等に関する学習等のために必要な支援に努めるものとする。

(関係団体への支援)

第 12 条 市は、男女平等を推進する活動を行う関係団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、当該活動について必要な支援に努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第 13 条 市は、男女平等に関する情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(広報活動等)

第 14 条 市は、男女平等に関する理解の促進を

図るため、広報活動を行うとともに、市民及び事業者に対する普及啓発及び必要な情報の提供に努めるものとする。

(推進体制等)

第 15 条 市は、男女平等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、男女平等の推進に当たっては、市民、事業者、関係機関、関係団体等との有機的な連携に努めるものとする。

## 第 3 章 拠点施設

(拠点施設)

第 16 条 市は、川崎市男女共同参画センターを拠点として、男女平等施策を推進するものとする。

## 第 4 章 男女平等推進審議会

(男女平等推進審議会)

第 17 条 第 8 条第 2 項に定めるもののほか男女平等の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員 13 人以内で組織する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 委員は、市民、事業者、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第 4 項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

## 第 5 章 雑則

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成 14 年 3 月 29 日規則第 32 号で平成 14 年 5 月 1 日から施行)

2010（平成 22）年度  
第 2 期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～  
年 次 報 告 書  
第 5 期川崎市男女平等推進審議会ヒアリング結果報告書

【編集・発行】

2011（平成 23）年 12 月発行  
川崎市市民・こども局 人権・男女共同参画室  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地  
電話 044-200-2300 FAX 044-200-3914  
E-mail アドレス 25zinken@city.kawasaki.jp





KAWASAKI CITY

---

川崎市